

令和元年

富士川町議会 9 月定例会会議録

令和元年 9 月 6 日 開会

令和元年 9 月 20 日 閉会

山梨県富士川町議会

令和元年

富士川町議会 9 月定例会

9月6日

令和元年第3回富士川町議会定例会（1日目）

令和元年9月6日
午前10時00分開議
於 議 場

1 議事日程

- | | | |
|-------|------------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第 2 | 会期決定 | |
| 日程第 3 | 諸般の報告 | |
| 日程第 4 | 報告第 7 号 | 平成30年度決算に基づく富士川町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について |
| 日程第 5 | 報告第 8 号 | 平成30年度富士川町一般会計継続費精算報告について |
| 日程第 6 | 報告第 9 号 | 富士川町教育委員会の事務の管理・執行状況の点検及び評価報告書の提出について |
| 日程第 7 | 議案第64号 | 富士川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第65号 | 富士川町森林環境譲与税基金条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第66号 | 富士川町印鑑条例の一部を改正する条例について |
| 日程第10 | 議案第67号 | 富士川町児童クラブ条例の一部を改正する条例について |
| 日程第11 | 議案第68号 | 富士川町水道事業給水条例の一部を改正する条例について |
| 日程第12 | 議案第69号 | 富士川町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第13 | 議案第70号 | 富士川町道の道路構造に関する技術的基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第14 | 議案第71号 | 富士川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第15 | 議案第72号 | 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について |
| 日程第16 | 議案第73号 | 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例について |
| 日程第17 | 議案第74号 | 富士川町ふれあいプラザ条例及び富士川町高齢者ふれあいセンター条例の一部を改正する条例について |
| 日程第18 | 議案第75号 | 令和元年度富士川町一般会計補正予算（第2号） |
| 日程第19 | 議案第76号 | 令和元年度富士川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第20 | 議案第77号 | 令和元年度富士川町介護保険特別会計補正予算（第2号） |

- 日程第 2 1 議案第 7 8 号 令和元年度富士川町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
 日程第 2 2 議案第 7 9 号 町民体育館解体工事請負変更契約の締結について
 日程第 2 3 認定第 1 号 平成 3 0 年度富士川町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について
 日程第 2 4 認定第 2 号 平成 3 0 年度富士川町水道事業会計決算認定について
 日程第 2 5 認定第 3 号 富士川町道路線の認定について
 日程第 2 6 認定第 4 号 富士川町道路線の廃止について

2 出席議員は次のとおりである。（13名）

1 番	秋 山 仁	2 番	樋 口 正 訓
3 番	笹 本 壽 彦	4 番	井 上 和 男
5 番	望 月 眞	6 番	秋 山 稔
7 番	成 田 守	8 番	小 林 有紀子
1 0 番	青 柳 光 仁	1 1 番	堀 内 春 美
1 2 番	鮫 田 洋 平	1 3 番	長 澤 健
1 4 番	井 上 光 三		

3 欠席議員

9 番 深 澤 公 雄

4 会議録署名議員

8 番 小 林 有紀子

1 1 番 堀 内 春 美

5 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(18人)

町	長	志村 学	副町長	齋藤 靖
教 育	長	野中正人	会計管理者	内田 一志
政策秘書課長		秋山佳史	財務課長	秋山 忠
管 財 課 長		樋口一也	税 務 課 長	遠藤悦美
防 災 交 通 課 長		長澤 康	町民生活課長	中込裕子
福 祉 保 健 課 長		松井清美	子育て支援課長	佐藤洋子
産 業 振 興 課 長		依田正紀	都市整備課長	河原恵一
土 木 整 備 課 長		志村正史	上下水道課長	原田和佳
教 育 総 務 課 長		中込浩司	生涯学習課長	深澤千秋

6 職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	早川 竜一
書 記	中沢 美和子

開会 午前10時00分

○議長（井上光三君）

開会の前に、議長からお知らせします。

現在、クールビズの期間中であります。

議場内での上着の着用は、自由としますのでご了承願います。

それでは、相互にあいさつを交わします。起立願います。相互に礼。

着席願います。

○議長（井上光三君）

富士川町 告示第45号をもって招集されました、令和元年第3回富士川町議会定例会に、議員並びに町長をはじめ執行部各位には、ご健勝にてご出席いただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は、13名であります。

なお、9番深澤公雄君から、会期中をとおし欠席する旨の届けが提出されておりますので、お知らせします。

定足数に達しておりますので、これより令和元年第3回富士川町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

第3回定例会に先立ちまして、一言ごあいさつ申し上げます。

今年の夏は、東日本や北日本では平年よりもやや暑く、全国的に雨が多いという特徴がみられました。気温の低い時期と高い時期、雨の多い時期と少ない時期が極端に分かれたメリハリ型の夏でありました。平均気温は、記録的猛暑に見舞われた昨年ほどの記録にはなっていませんが、新潟県や山形県では、最高気温が40度を上回る日が発生しました。8月下旬に九州北部を襲った記録的な大雨では、河川の氾濫や、街中心部の冠水などの被害が相次ぎました。佐賀県の大町町では、大雨により冠水した鉄工所の工場から大量の油が周辺に流出し、浸水した周辺の農地や住宅地、病院にも水とともに流れ込み、油のきつい臭いと油の処理の対応に周辺住民の方々が悩まされています。

一方、山梨県内においては、大きな災害は特にありませんでしたが、梅雨明けとなった7月29日までの7月の日照時間は68.1時間で、平年の47%、記録のある1961年以降では最も少ない日照時間となり、農作物に大きな影響が出ました。

さて、安倍政権が、これまで経済状況などを理由に2度にわたって延期してきた消費税の増税が、来月からいよいよ開始され、これまでの8%から10%に引き上げとなります。今回の増税では、飲食料品などの税率を8%に据え置く軽減税率が初めて導入され、同時に、キャッシュレス決済へのポイント還元が始まります。商品や支払い方法によって値段が異なることや、外食産業を中心に価格への対応が分かれることなど、複雑な制度への対応が求められる税率改正となりました。

富士川町に目を向けますと、町制施行10周年記念事業「山車巡行祭り」をはじめ、これから多くの秋のイベントを控えておりますが、特に、富士川いきいきスポーツ公園を会場として開催されます「町体育祭り」や「甲州富士川祭り」につきましては、開催会場が変更

なったことから、例年より多くの時間を費やし協議を重ねてこられるなど、ご苦勞があったことと思いますが、多くの皆様のご参加を得て、盛大に開催できますことをご祈念申し上げます。

一方、議会におきましては、開かれた議会、信頼される議会を目指した議会活性化の取り組みを行っているところですが、地方議会のあり方、特に町村議会のあり方については全国的に課題となっており、先般、山梨県町村議会議長会創立70周年記念の町村議会議員研修にて、「山梨県町村議会等のあり方」の最終報告、さらに、研修会のパネルディスカッションにおいて、本町議会議員がパネラーとして参加するなど、本町の議会改革の活動が紹介され、本町議会の先進的な取り組みが評価されたところであります。

こうした取り組みの議会改革の中で、6月定例会から実施しております一般質問の録画放送は、多様な媒体を活用して議会活動を発信することを目的の一つとしておりますが、多くの皆様にご視聴いただき、議会に対するご意見等を多数頂戴いたしました。議会といたしましても真摯に受け止め、これからの議会運営に努めて参りたいと考えております。

また、今定例会から町長の所信表明を録画により放送することになりました。このため、本日議場内にカメラを設置し撮影をいたしますので、ご了承願います。

今定例会は、令和元年度補正予算、条例制定及び改正をはじめ、平成30年度決算などについて審議をお願いすることになります。

条例制定については所管の総務産業建設常任委員会に付託し、決算の審査については決算特別委員会を設置し、分科会方式で審議し、その後、全体会で討論することを予定しております。

議員各位におかれましては、健康に十分ご留意され、活発な論議をお願い申し上げ、あいさついたします。

○議長（井上光三君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により8番小林有紀子さん及び11番堀内春美さんを指名します。

○議長（井上光三君）

日程第2 会期決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から20日までの15日間にしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと、認めます。

したがって、会期は本日から20日までの15日間と決定いたしました。

○議長（井上光三君）

日程第3 諸般の報告

この際、議案の審議に先立ちまして、諸般の報告を行います。

議長から報告します。

本日の議事日程、説明員として出席通知のありました者の職・氏名、及び監査委員の出納検査報告などにつきましては、お手元に配布したとおりです。このほか議員各位には、各種行事などにも積極的に参加していただき、大変ご苦労さまでした。

また、山下博良代表監査委員には、大変お忙しい中ご出席をいただき誠に苦労さまです。

今定例会までに受理した請願は、先に配布しました請願文書表のとおりです。

請願は、所管の教育厚生常任委員会に付託しますので審査をお願いします。

本日は提案説明に留め、質疑につきましては10日の本会議で、議事日程により審議をお願いします。

なお、広聴広報担当より、議場内での写真撮影の申し出がありましたので、これを許可します。

以上で、諸般の報告を終わります。

ここで、町長からあいさつの申し出がありましたので、これを許します。

町長、志村学君。

○町長（志村学君）

本日ここに、令和元年9月富士川町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私とも大変ご多忙の中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、日ごろから町政推進のため、格段の御理解と御尽力を賜っておりますことに、厚く御礼を申し上げます。

それでは、開会にあたり、今定例会に提出いたしました案件のうち、主なるものにつきまして、その概要を御説明申し上げますとともに、主要な事業への取り組み状況を申し述べ、議員各位並びに町民の皆さまの御理解と御協力をお願い申し上げたいと存じます。

はじめに、我が国の経済状況は、景気は輸出を中心に弱さが続いているものの、緩やかに回復しているとのことであります。

一方、先行きについては、当面、緩やかな回復が続くことが期待されるものの、中国経済の先行きなど、海外経済の動向などに留意する必要があるとしております。

こうした中、国においては経済財政運営に万全を期していただき、さらなる経済の成長と、10月に予定されている消費税増税の円滑な実施など、財政規律を維持しつつ、持続可能な社会保障や経済環境の整備に期待をしているところであります。

それでは、今定例会に提出しました、主な案件と主要な事業への取り組み状況について申し上げます。

まず、条例制定案件についてであります。

会計年度任用職員に関する条例の制定についてであります。

地方公共団体は、人口減少、高齢化の進行、行政需要の多様化など社会経済情勢の変化に対応して行かざるを得ず、職員の勤務形態も時勢に応じた多様な働き方が求められてきております。このような実情に対して、職員だけでは、行政運営が難しいことから、臨時職員・非常勤職員を雇用し、一般行政の補助業務はもとより、福祉、教育・子育て等、様々な分野

での補助業務職員として、全国的に活用されており、地方行政の一端を担っていただいております。

しかし、運用実態が地方公務員法の任用制度の趣旨に沿わない状況があったことから、平成29年5月に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、会計年度任用職員制度が創設され、明年4月1日から施行されることとなりました。この新たな制度により、任用要件について任用根拠の明確化・厳格化が図られることになるため、本町においても会計年度任用職員制度の施行に伴い、給与、諸手当、休暇、職務等に関する規定を整備する必要がありますため、今定例会に条例制定案を提出しております。

次に、森林環境譲与税基金条例の制定についてであります。

森林の間伐や林業の人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や啓発等、森林整備及びその促進に関する施策の財源に充てることを目的として、森林環境譲与税が新設されました。森林環境譲与税は本年度から譲与が始まり、目的税であることから、単年度で全額を活用しなかった場合には、基金に積み立て翌年度に繰り越すこととされております。

こうしたことから、当該譲与税を適正に管理するため、新たに基金を設置する必要があることから、今定例会に条例制定案を提出しております。

次に、条例改正案件についてであります。

まず、児童クラブ条例の一部改正案件についてであります。

少子化が進行する中であって、両親が就労する家庭は増えてきており、放課後留守家庭の児童に健全な遊び場を与え、適切な支援を行い、児童の健全な育成を図ることを目的に設置している、児童クラブを利用する児童は増加傾向にあります。児童クラブを利用する保護者からは、長期休暇等の学校休業日においては、現在の午前8時から午後6時の利用時間では、勤務に支障をきたすという声も増えてきているところであります。

こうしたことから、今般、児童クラブ利用時間について、これまで平日は学校終了時から午後6時までとしていたものを午後6時30分までとし、学校休業日については午前8時から午後6時までとしていたものを、午前7時30分から午後6時30分までとし、時間を延長したことから、これまで徴収していた利用延長料金は廃止する条例改正案を今定例会に提出しております。

次に、保育施設等の保護者負担額等に関する条例の一部改正案件についてであります。子ども子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴い、本年10月から幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する、3歳から5歳のすべての子どもたちの利用料が無償化されることとなりました。これは、急速な少子化の進行並びに保育の重要性を鑑み、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図ることを目的に実施されるものであり、町におきましても国の制度に準じて、幼児教育・保育の無償化を行って参ります。

なお、国の基準では、親の所得が年額約260万円以下の子及び3歳児の誕生日から無償化となりますが、本県では既にやまなし子育て応援事業として、親の所得が年額約640万円以下の第2子以降、0歳児から2歳児の保育料が無料化されており、国の制度では2歳以降3歳の誕生日までの期間が有料となってしまうことから、第2子以降においても誕生日ではなく、数え年で無償化対応するものであります。

こうしたことにより、国の制度と合わせ、保育料は第1子の場合親の所得が年額約260万円以下の子は無料となり、約260万円以上の子においては3歳の誕生日から無料となります。第2子以降は、親の所得が年額約640万円以下の子は0歳から5歳まで無料となり、また、3歳から5歳児は全ての子の保育料を無料とするため、今定例会に条例改正案と必要経費を計上しております。

次に、消費税の改正に伴う関係条例の一部改正案件についてであります。

国と地方における社会保障の充実・安定化のための財源確保と財政健全化の達成を図るため、「社会保障の財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等及び、地方税法、地方交付税法の一部を改正する法律」により、本年10月1日に消費税が現行の8%から10%に改定されることとなります。本町におきましては、外税となっている占用料、水道料などは10月1日から改正することとしており、また、各施設使用料は今般の消費税引き上げに伴い、影響を受ける物件費やコストを加味して2%増の改正を行うことといたしました。

また、まほらの湯、かじかの湯の温泉利用料については、最低賃金の引き上げに伴う人件費増や水道料、燃料代、電気代のほか、利用者へのサービスにかかる経費など、原価計算をするとともに、近隣温泉施設の利用料などを勘案する中で、新料金の設定を行い、今定例会に關係条例の整備に関する条例案を提出しております。

こうした中、まほらの湯、かじかの湯においては、これまでの町内大人料金は両施設とも430円、子供料金はまほらの湯が230円、かじかの湯が330円と違っておりましたが、どちらかの施設が休業の場合は、他施設の利用券で入浴できるようになっていることに伴い、これまで違っていた無料の年齢や子供の定義も統一し、両施設の町内料金の統一を図ったところであります。新料金は、小学生未満児は無料、町内の子供は小学生とし350円、中学生以上の大人は500円としたところであります。

また、町外の子供料金、大人料金については、両施設で利用者の多寡が見られますので、今後もそれぞれの施設の特徴が発揮できるよう、利用料に差を設けております。

なお、各施設使用料、温泉施設利用料につきましては、周知期間を経て11月1日から改正して参りたいと考えております。

次に、補正予算関係についてであります。

まず、保育所再編に伴う改修工事についてであります。

昨年度より保育所の適正規模、配置及び保育所施設の老朽化などを総合的に判断する中で、第3保育所を閉園し、第4保育所に統合再編することとし、両保育所の保護者の皆さま等のご了解をいただいたことから、第4保育所を活用した新たな保育所として開園することとなりました。

こうしたことから、園児の増加に対応するため、第4保育所の保育室や調理室等の改修工事とともに、新たな遊具の設置と園庭の整備などに必要な経費を、今定例会に計上しております。

次に、風しん予防接種に対する助成についてであります。

国内の風しん患者は、昨年首都圏を中心に発生急増し、現在も流行が続いており、国では

抗体保有率の低い年齢の男性を対象に、風しんワクチンを定期接種化する政令改正を行い、本年4月から実施しているところであります。

こうした中、昭和37年4月2日以降生まれの女性は、幼少期に公的な接種機会があったことから、抗体保有率が高く、現在、定期接種化はされておられません。

しかしながら、妊娠初期の女性が風しんに罹患すると、生まれてくる赤ちゃんが先天性風しん症候群にかかる恐れがあることから、町では感染リスクを低減し、安心して妊娠・出産に臨めるよう、風しんの抗体価が低く、妊娠を希望する女性に対し、風しん予防接種費用の助成することとし、今定例会に助成に要する経費を計上しております。

次に、学校給食センターの進捗状況についてであります。

明年2学期から供用開始を目指しております学校給食センターは、本年4月から始まりました造成工事も順調に進み、造成工事完成の目処がたったことから、9月26日に起工式を執り行うこととしております。起工式後は、建築工事が本格化することから、先般、8月6日に菴米・小林地区を対象とした説明会を開催し、全ての工事の現場担当者から、工事期間中の安全対策や大型車両の通行ルートなどについて、説明させていただいたところであります。

今後は、建築工事が安全に進められ、明年2学期から無事に供用開始できますよう、準備を進めて参りたいと考えております。

なお、今定例会には、学校給食センターの継続費に係る建築工事の年割額及び給食配送車の購入に係る所要の経費を計上しております。

次に、利根川公園プールろ過機の更新についてであります。

利根川公園プールろ過機につきましては、利根川公園がオープンいたしました昭和56年7月以来、長年にわたり2機のろ過機を運転させて参りました。

しかし、制御盤の劣化等により、ろ過機の処理能力が急激に低下し、ろ過機としては機能不全となったことから、昨年度において1機のろ過機を更新したところであります。50メートルプールの水質を安定した状態を維持していくためには、処理能力が低下しております、もう1機のろ過機を更新する必要があることから、今定例会に、ろ過機更新に必要な経費を計上しております。

次に、町民体育館解体工事請負変更契約案件についてであります。

町民体育館の解体工事につきましては、今月の末が工期とされており、工事作業は順調に進められて参りました。

しかし、解体工事の作業中において、地中から利根川公園の整備時において処理されずに埋設されたコンクリート片やアスファルト片が埋設されており、これら地中埋設物の処理費用が必要となって参りました。

こうしたことから、埋設物撤去に係る増額分の町民体育館解体工事請負変更契約案件について、今定例会に提出しております。

なお、この地中埋設物の除去に係る増額経費については、リニア建設に伴う費用であることから、全額JR東海の負担としております。

次に、町道路線廃止認定案件についてであります。

町営大法師住宅団地は、昭和38、40年に建設され、建築後60年近くが経過しており、

建物の老朽化が著しかったことから、入居者の移転を進めて参りました。この度、全ての入居者の移転が終了したことから、住宅団地としての用途廃止を行ったところであります。大法師住宅団地の用途廃止に伴い、団地内にある町道は一般交通の用に供する必要がなくなりましたので、団地内を周回している、町道大法師住宅線の道路廃止認定案を今定例会に提出したところであります。

また、今後、大法師住宅団地の跡地につきましては、町としても利活用の計画がないことから、隣接地との境界を確認した上で、公募により売却して参りたいと考えております。

次に、主要な事業への取り組みについてであります。

まず、新庁舎整備についてであります。

新庁舎整備につきましては、平成27年2月に策定した公共施設再配置計画に基づき、平成28年2月に庁舎整備検討委員会を設置し、基本構想を策定、平成29年5月には新庁舎整備基本計画検討委員会を設置して基本計画を策定して参りました。現在は、こうした段階的計画を踏まえ、本年3月にプロポーザル方式により契約を締結した基本設計の委託業者と、細かな設計協議を進めているところであります。

設計協議の内容といたしましては、各階の執務室や会議室のレイアウトの検討等を行っており、特に延床面積においては、これまで6箇所に分散し執務を行っておりました庁舎の延床面積が約6,300㎡であった執務室等の集約化を図ることから、できる限りコンパクト化に努め、現時点においての延床面積は約4,800㎡の規模で協議を行っているところであります。

また、こうした協議案に対して、幅広い分野の住民の皆さまのご意見を反映させていきたいことから、新庁舎建設町民懇話会を設置し、先月8日に第1回の懇話会を開催したところであります。今後は、懇話会委員の皆さまから寄せられたご意見、ご提案等の整理をさせていただき、可能な限り基本設計の中へ反映し、住民の皆さまにとって、利便性の高い、親しみやすい庁舎となるよう基本設計を進めて参りたいと考えております。

なお、住民説明会につきましては、基本設計の履行期限であります本年12月末までに、懇話会を3回程度開催する予定としておりますので、懇話会のご意見、ご提案等を反映させた基本設計がまとまった段階で、全町民を対象とする新庁舎建設住民説明会を開催して参りたいと考えております。

次に、町制施行10周年記念、山車巡行祭りについてであります。

町制施行10周年を記念し、10周年のメインイベントとして、町の有形文化財である山車巡行祭りを11月4日に、県道42号線富士橋西交差点から青柳町2丁目交差点までの約2.2kmの区間で、山車巡行の先導役として神輿や万灯行列の参加をいただく中で、5年ぶりに実施をいたします。

今回の巡行では、沿道での芸能パフォーマンス会場や模擬店を各所に設けて賑わいを創出するとともに、JR東海や観光事業者と連携し、ふれあいウォーキングや山車曳き体験ツアーを企画するなど、来場者に楽しんでいただける内容として、10周年のお祝いを地域の方と共に大いに盛り上げられますよう、現在、実行委員会において準備を進めているところであります。

次に、合併推進債とリニア建設に伴う県振興資金の適用期限の延長についての取り組みであります。

本町は合併時に策定した「新町まちづくり計画」に基づき、住民の福祉向上のための諸施策や人口減少対策をはじめ、合併推進債等の有利な起債を活用しながら、まちづくりを進めているところであります。

このまちづくりにあたり、直面している喫緊の課題を解決する取り組みとして、リニア中央新幹線建設に伴い、移転を余儀なくされる公共施設や、長年の課題であったシビックコア地区の整備、児童生徒の安全対策、公共施設の再配置などの課題に対処するため、7大事業を掲げ、まちづくりを展開することとしております。すでに完成した児童センターや、一部供用開始したいきいきスポーツ公園、造成工事が始まった給食センターやシビックコア地区の整備、現在、懇話会で検討していただいている役場新庁舎、新町民体育館は、過疎債や合併推進債、県の振興資金などを活用することとし、各種事業を進めているところであります。

しかし、合併した全国の市町村を見ても、東日本大震災や相次ぐ自然災害の復興促進、東京オリンピック・パラリンピックの関連施設の整備などによる、建設需要の増大により、建設資材や技術者の不足などが見られ、市町村基本計画に定めた計画期限内での事業の執行が困難な状況となっております。

本町においても、こうした状況に加え、新町民体育館は予算の平準化や将来のまちづくりの中で建設場所を決定していくこととしていることや、リニアの側道整備はリニア中央新幹線の建設後となることから、現在の合併推進債の活用期限は令和6年度まででありますので、この期間には間に合いません。また、リニア建設に伴う県振興資金は、リニア開業までとなっていることから、計画している新町民体育館やリニア側道整備事業の財源の確保をしていくことが新たな課題となっております。

こうした状況の中、平成18年3月までに合併した自治体が対象となる合併特例債は、平成30年4月に適用期限が5年再延長され、その適用期限が20年となった一方、平成18年4月以降に合併した自治体が対象となる合併推進債は適用期間が15年のままであります。

こうしたことから、昨年来、県町村会から国への要望として、合併特例債と同様に合併推進債の期限延長を要望しておりますが、今般、こうした要望に加え、平成18年4月以降に新設合併した全国18の自治体と、18年4月以降に編入合併した42の自治体、併せて60になりますが、この自治体に対して合併推進債の適用期限を合併特例債と同様に5年の再延長を求めることに対し、該当自治体に意思確認を行ってきたところであります。

この結果、新設合併した11の自治体と、編入合併した9つの自治体、計20自治体から再延長に関する賛同を得たことから、「合併推進債の再延長を求める首長の会」を設立して、私が会長となり、国に対して要望活動を行っていくこととしたところであります。

今後は、「首長の会」を中心に、各県選出の与党国会議員や関係団体とともに、関係省庁への要望活動を行い、事業遂行に必要な財源の確保のため、合併推進債の適用期限を5年再延長するよう要請して参りたいと考えております。

また、県に対しても、リニア建設に伴う振興資金の適用期限について延長を要望していくこととしております。

次に、山王土地区画整理事業についてであります。

市川三郷町・富士川町山王土地区画整理事業は、施行面積4.6ヘクタールを区域とし、平成25年7月に組合施工として事業に着手し、令和元年5月には45区画すべての保留地が完売し、土地区画整理組合を解散いたしました。

山王地区は、市川三郷町、富士川町の2町の町境に位置し、長年に渡り土地利用がされず、荒れ地となっておりますが、県道黒沢バイパスの建設を期に、山王土地区画整理事業が動き出し、事業着手から6年余りで見事な都市基盤が整備され、素晴らしい街並みが形成されました。

本町においても、道路・上下水道のインフラ整備により事業推進を図ってきたところであり、本事業の完成は、本町にとりまして、移住定住の受け皿、地域の活性化にも繋がるものと大きな期待を寄せているところであります。

最後に、災害の記憶を後世に伝える写真展についてであります。

去年は西日本豪雨や北海道胆振東部地震が、今年も九州北部をはじめ、ゲリラ雷雨による大雨の被害が発生するなど、全国各地で毎年のように自然災害が発生しております。本県は災害の少ない県との声もありますが、昭和40年の足和田災害や、釜無川が氾濫し、富士川流域に大きな被害をもたらした昭和34年の台風7号と15号による災害、また、早川町が壊滅状態となった昭和57年の台風災害など決して安全な県ではありません。

こうした中で、本町においても、昭和34年8月の台風では、利根川の決壊により長澤新町地区では家屋の天井まで浸水する被害や、平林区では、氾濫により2名の方が水の犠牲となった他、県道平林青柳線が通行不能となり、復旧されるまでの間、陸の孤島となったところであります。

また、鰍沢地区においては、富士川の増水により、富士橋、鹿島橋の流失をはじめ、浸水家屋が300戸にも上り、死者2名の惨禍となりました。

このような甚大な被害をもたらした、「昭和34年災」から今年は、60年となることから、過去の災害を忘れずに、その被害を後世に伝えていくことを目的に、11月下旬に、国土交通省や県、韮崎市の御協力をもいただき、道の駅「富士川」において、「34年災害」の写真パネル展を開催して参りたいと考えております。

以上、今定例会に提出いたしました主なる案件と主要な取り組みについて述べさせていただきました。

なお、今定例会に提出いたしました案件は、報告案件3件、条例制定案件2件、条例改正案件9件、補正予算案件4件、契約締結案件1件、決算認定案件2件、道路認定案件1件、道路廃止認定案件1件の、合わせて23件の議案を提出しております。

提案理由は、議案ごとに申し上げさせていただくこととしておりますが、よろしく御審議の上、御議決あらんことをお願い申し上げ、あいさつといたします。

○議長（井上光三君）

以上で、町長のあいさつを、終わります。

○議長（井上光三君）

日程第４ 報告第７号 平成３０年度決算に基づく富士川町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

町長から本案について、報告を求めます。

町長 志村学君。

○町長（志村学君）

————— 提案理由の朗読説明 —————

○議長（井上光三君）

次に、報告第７号について補足説明を求めます。

財務課長 秋山忠君。

○財務課長（秋山忠君）

報告第７号の補足説明をさせていただきます。

平成３０年度決算に基づく富士川町財政健全化判断比率及び資金不足比率の状況であります。項目、比率、早期健全化基準をご説明いたします。実質赤字比率、連結実質赤字比率に関しましては、赤字が生じていないため横棒表記をしております。実質公債費比率は１１．１％で早期健全化基準２５％、平成２９年度は１０．６％でありましたので０．５％の増であります。将来負担比率５４．３％、早期健全化基準３５０％、平成２９年度は４３．３％でありましたので１１％の増であります。

将来負担比率の増の要因ではありますが、地方債の現在高、公営企業債等、繰入額の増及び基金取り崩しや、基準財政需要額算入見込額が減少したためであります。

続きまして下の表になりますが、富士川町水道事業会計をはじめ、すべての会計におきまして資金不足が生じていないため横棒で表記しております。なお、経営健全化基準は２０％であります。以上、報告第７号の補足説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（井上光三君）

以上で、町長からの報告並びに担当課長の補足説明が終わりました。

次に、監査委員から平成３０年度決算に基づく富士川町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告に対する意見書が添付されていますので、代表監査委員の山下博良君から報告を求めます。

代表監査委員 山下博良君。

○代表監査委員（山下博良君）

おはようございます。本日は大変お疲れさまでございます。議長から指名をいただきました代表監査委員の山下でございます。よろしくお願い申し上げます。ただいま町長および担当課長から説明がございました、平成３０年度富士川町財政健全化判断比率及び資金不足比率の算定基礎係数について審査を行いました。その結果についてご報告いたします。

それではお手元の資料に意見書が添付されておりますので、ご覧いただきたいと思います。それでは朗読をもって報告に代えさせていただきます。

（以下、平成３０年度富士川町財政健全化等審査意見書、平成３０年度富士川町公営企業（水道事業）財政健全化審査書の朗読）

以上で平成30年度富士川町財政健全化審査意見書についての報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（井上光三君）

以上で代表監査委員からの報告を終わります。

○議長（井上光三君）

日程第5 報告第8号 平成30年度富士川町一般会計継続費精算報告についてを議題とします。

町長から本案について、報告を求めます。

町長 志村学君。

○町長（志村学君）

————— 提案理由の朗読説明 —————

○議長（井上光三君）

次に、報告第8号について補足説明を求めます。

子育て支援課長 佐藤洋子さん。

○子育て支援課長（佐藤洋子さん）

それでは7ページ、議案第8号、平成30年度富士川町一般会計継続費精算報告についての補足説明をさせていただきます。

次のページをお開きください。平成30年度富士川町継続費精算報告書一般会計。児童センター建設の3年間の継続事業であります。款、項、事業名、各年度支出済額の順に読み上げます。3款民生費、9項児童館管理費、児童センター建設事業、平成28年度900万。平成29年度、2億865万9400円。平成30年度3億4936万8680円。合計で5億6702万8080円であります。なお財源内訳につきましては記載のとおりであります。以上、議案第8号の補足説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（井上光三君）

以上で、町長からの報告並びに担当課長の補足説明が終わりました。

○議長（井上光三君）

日程第6 報告第9号 富士川町教育委員会の事務の管理・執行状況の点検及び評価報告書の提出についてを議題とします。

教育長から本案について、報告を求めます。

教育長 野中正人君。

○教育長（野中正人君）

————— 提案理由の朗読説明 —————

○議長（井上光三君）

次に、報告第9号について補足説明を求めます。

教育総務課長 中込浩司君。

○教育総務課長（中込浩司君）

それでは報告第9号の補足説明をさせていただきます。タブレット10ページをご覧ください。教育委員会では、法の趣旨を踏まえまして、効果的な教育行政の推進に資するため、教育委員会に属する事務の点検評価を実施し報告書としてまとめましたので、本定例会に報告するものでございます。

それでは平成30年度分の概要説明させていただきます。報告書の表紙をめくっていただきますとタブレット11ページに目次がございますのでご覧ください。はじめに報告書の構成は、目的制度概要等、点検・評価の方法、点検・評価の結果、本町の教育大綱と大きく4つの項目とし、全体で約27ページにわたる報告書としてまとめてございます。

続きまして報告書の内容でございますが、タブレット12ページになります。12ページをお開きください。1ページの上段に目的制度概要等を示し、また、点検・評価の方法は教育委員会の活動と教育委員会各課において執行をいたしました事務事業に大別し、本町の教育大綱に掲げる教育振興施策ごとに、自己点検と評価を行なったところでございます。次に、点検・評価の結果を、その中段から3ページにかけまして教育委員会の活動を、4ページ以降につきましては教育委員会各課におきまして、執行した事務事業の点検評価結果を、項目ごとに概要・成果・課題を記載した内容となっております。今回の点検評価の結果を踏まえまして、課題を検討し、本年度以降の事業実施に反映させていくとともに、よりよい教育行政の推進に努めてまいりたいと考えております。以上、報告第9号の補足説明とさせていただきます。

○議長（井上光三君）

以上で、町長からの報告並びに担当課長の補足説明が終わりました。

○議長（井上光三君）

以上で、教育長からの報告ならびに担当課長の補足説明が終わりました。
ここで暫時休憩します。

休憩 午前 10時57分

再開 午前 11時 7分

○議長（井上光三君）

休憩を解いて再開します。

日程第7 議案第64号 富士川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

日程第8 議案第65号 富士川町森林環境譲与税基金条例の制定について

以上の2議案は条例制定案件でありますので、一括して議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます

町長 志村学君。

○町長（志村学君）

○議長（井上光三君）

次に、議案第64号及び第65号について補足説明を求めます。

まず、議案第64号について補足説明を求めます。

財務課長 秋山忠君。

○財務課長（秋山忠君）

それでは議案第64号富士川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についての補足説明をさせていただきます。次のページ、タブレット40ページでございます。この条例は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、会計年度任用職員制度が創設され、明年4月1日から施行されることに伴い、本町においても、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し条例を制定するものであります。

まず1条においては、趣旨を定め、地方公務員法、自治法の規定に基づき、会計年度任用職員の給与及び費用弁償を定めることを規定しております。2条につきましては、地方公務員法を引用し、フルタイム会計年度任用職員とパートタイム会計任用職員を定めております。3条は給与の定義として、フルタイムの職員においては給料のほか諸手当を規定。パートタイム職員は報酬及び期末手当であることを明記しております。また、支払い方法及び給与から控除ができるものも定めております。4条では、フルタイム職員の給与、富士川町職員の給与条例の規定を準用することを規定しております。第5条は職員の職務の級として、職種ごと複雑困難責任度合いに基づき、行政職給料を準用し、別表に定めることを規定しております。第6条は、号給についてであり、任命権者が決定することを規定しております。第7条は給与の支給について、給与条例を準用すること規定しております。8条から16条では諸手当について規定しており、通勤手当や時間外勤務手当等を規定しております。17条は勤務時間1時間あたりの給与の額の算出について明記をしております。18条は給与の減額として、勤務を定められた勤務時間中、勤務しない場合の減額を規定。19条からはパートタイム会計年度職員について定めております。19条はパートタイム会計年度職員の報酬について定め、基準額等から割り出す等を規定しております。20条は特殊勤務手当。21条はパートタイムの時間外勤務の支給について定めております。22条は休日勤務にかかわる規定、23条は夜間勤務に係る報酬の支給について規定、24条は報酬額の端数処理を規定しております。25条及び26条は期末手当及び支給に関して規定をしております。27条は1時間あたりの報酬額を定めており、28条は報酬の減額。29条は特に必要と認める会計年度職員についての給与について別に定めるといたしまして、30条からはパートタイム会計年度職員の費用弁償について規定しております。30条は通勤にかかる費用、31条においては旅費、32条については休職者について支給されないことを明記しております。33条は規則に委任する旨の明記、附則として施行については、令和2年4月1日から施行するとしております。以上、補足説明とさせていただきます。ご審議いただきご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（井上光三君）

次に、議案第65号について補足説明を求めます。

産業振興課長 依田正紀君。

○産業振興課長（依田正紀君）

それでは議案第65号の富士川町森林環境譲与税基金条例の制定について補足説明をさせていただきます。タブレット51ページをお開きください。今回の条例制定につきましては、森林の間伐や林業の人材育成担い手の確保と、森林整備及びその促進に関する施策の財源に充てることを目的に、本年度から森林環境譲与税の譲与が始まり、単年度で全額を活用しなかった場合は基金に積み立て、翌年に繰り越すこととされていることから制定するものであります。

第1条には基金の設置について定めており、第2条には基金を積み立てる額は毎年度一般会計歳入歳出予算で定める、第3条には基金の管理について、確実かつ有利な方法により保管しなければならないと定め、第4条には基金の運用益金の処理、第5条には基金の繰越、第6条には基金の処分、第7条には委任について定めております。そしてこの条例は、公布の日から施行することとしております。以上が議案第65号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（井上光三君）

以上で、町長からの報告並びに担当課長の補足説明が終わりました。

○議長（井上光三君）

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 9 | 議案第66号 | 富士川町印鑑条例の一部を改正する条例について |
| 日程第10 | 議案第67号 | 富士川町児童クラブ条例の一部を改正する条例について |
| 日程第11 | 議案第68号 | 富士川町水道事業給水条例の一部を改正する条例について |
| 日程第12 | 議案第69号 | 富士川町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第13 | 議案第70号 | 富士川町道の道路構造に関する技術的基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第14 | 議案第71号 | 富士川町 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例について」 |
| 日程第15 | 議案第72号 | 成年被後見人等の権利の権限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について |
| 日程第16 | 議案第73号 | 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例について |
| 日程第17 | 議案第74号 | 富士川町ふれあいプラザ条例及び富士川町高齢者ふれあいセンター条例の一部を改正する条例について |

以上の9議案は、条例改正案件でありますので、一括して議題とします。町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 志村学君。

○町長（志村学君）

——— 提案理由の朗読説明 ———

○議長（井上光三君）

次に、議案第66号から第74号について補足説明を求めます。

まず、議案第66号について補足説明を求めます。

町民生活課長 中込裕子さん。

○町民生活課長（中込裕子さん）

それでは議案第66号の補足説明をさせていただきます。タブレットの53ページをご覧ください。富士川町印鑑条例の一部を改正する条例であります。これは、住民基本台帳法施行令の一部改正により、住民基本台帳に旧氏が記載されることに伴い、印鑑登録にも旧氏が用いられるようになることから、町の印鑑条例を改正するものです。詳細につきましては新旧対照表にて説明させていただきます。タブレット54ページをご覧ください。

第2条では町が備える住民基本台帳に改めております。第5条では、名または氏名の次に旧氏を加え、第6条の第3号において、旧氏の記載について加えております。第7条では「記録されている」を「記載されている」に改め、第12条の第3号においては、氏に変更があった者にあつては住民票に記載されている旧氏を含むことを加えております。

附則につきまして、施行日は住民基本台帳法施行令の一部改正の施行日に併せ、令和元年11月5日とします。以上が議案第66号の補足説明でございます。ご審議いただきご議決賜りますようお願いいたします。

○議長（井上光三君）

次に、議案第67号について補足説明を求めます。

子育て支援課長 佐藤洋子さん。

○子育て支援課長（佐藤洋子さん）

それでは議案第67号富士川町児童クラブ条例の一部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。本条例改正の趣旨であります。保護者の就労等による放課後留守家庭の児童の健全な育成を図ることを目的とする児童クラブについて、遠距離通勤等の保護者への支援と児童の安心安全の確保を図るため、利用時間を延長する一部改正を行うものであります。併せて一時入所について、長期休暇時とそれ以外の学校休業日の負担金の不均衡を解消するため、学校休業日以外の日と学校休業日として、負担金を設定する改正を行うものであります。

58ページの新旧対照表をご覧ください。第5条利用時間でありましたが、現在、通常日は学校終了時から午後6時。長期休暇時は午前8時から午後6時とし、第2項で午後6時30分まで延長することができること。また、この場合、延長料金を1回1000円負担していただくこととしております。改正後は、第1項で通常日を学校終了時から午後6時30分まで、学校休業日は午前7時30分から午後6時30分までとし、第1号、第2号を削除いたしました。第10条利用負担金ですが、次のページの表の中の延長料金を削除し、一時入室について、学校休業日以外の日を1日2000円、学校休業日を1日4000円としております。

57ページに戻っていただきまして、附則として施行期日でありましたが、令和元年10月

1日から施行するとします。以上補足説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（井上光三君）

次に、議案第68号及び第69号について補足説明を求めます。

上下水道課長 原田和佳君

○上下水道課長（原田和佳君）

それでは議案第68号、第69号の補足説明をさせていただきます。タブレット61ページをお開きください。

富士川町水道事業給水条例の一部を改正する条例、富士川町水道事業給水条例の一部を次のように改正する。改正内容につきましては、新旧対照表で説明させていただきます。附則、この条例は令和元年10月1日から施行する。次のページをお開きください。富士川町水道事業給水条例。新旧対照表、第30条の手数料でございますが、こちらは水道法の一部改正により、指定給水装置工事事業者の指定に5年ごとの更新制が導入され、これに伴い、指定の更新に関わる手数料の規定として、第5号に指定給水装置工事事業者認可証の更新を受けようとする者、1万円というものを追加させていただくものであります。

次に給水装置の基準違反に対する措置。第33条になりますが、こちらは改正令による水道法施行令の条ずれによるものでございます。次のページ、タブレット64ページをお開きください。

議案第69号の補足説明をさせていただきます。富士川町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例、富士川町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を次のように改正する。改正内容につきましては新旧対照で説明をさせていただきます。附則で施行期日はこの条例は公布の日から施行する。

タブレット65ページをお開きください。富士川町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例、新旧対照表ということで、布設工事監督者の資格、第3条でございますが、技術士試験の上下水道部門において、上水道及び工業用水道と水道環境という選択科目がありましたが、選択科目の見直しにより、水道環境の選択科目が上水道及び工業用水道に統合され削除されたため、こちらの条例の水道環境の選択科目を削除するものでございます。以上で議案第69号富士川町水道事業布設監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正する条例の説明とさせていただきます。ご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（井上光三君）

次に、議案第70号について補足説明を求めます。

土木整備課長 志村正史君

○土木整備課長（志村正史君）

それでは、議案70号富士川町道路構造に関する技術的基準を定める条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。

はじめに、改正の趣旨を説明させていただきます。本来、自転車専用の通行区間を確保す

る必要があるにもかかわらず、自転車道の設置に必要な幅員２メートル以上を確保できない等により、これを整備できていない状況が多数生じております。近年では、道路交通法に基づく普通自転車専用通行帯、幅員１．５メートル以上の設置が進んでおり、自転車関連の交通事故数の減少や道路利用者の不安感の低減等の効果が実質的に確認されております。

このような状況を踏まえ、国では既存の道路のみならず、新たに整備する道路における自転車通行空間の確保を推進するため、自転車の安全かつ円滑に通行させるため、設けられる帯状の車道の部分として、自転車通行帯を新たに規定するため、道路構造令の一部を改正することとし、平成３１年４月２５日に施行されたところでございます。こうしたことから、本町道路でも自転車通行空間の確保を推進するため、自転車通行帯の設置関係など適応できるよう改めるものでございます。改正の概要ですが、自転車通行帯の新設。また、自転車道の設置要件関係を追加しております。

それでは、改正内容をタブレット６９ページ、新旧対照表で説明させていただきます。第４条の車線等につきましては、第１項中の停車帯の次に自転車通行帯を加え、第６条の副道につきましては、第２項中の副道の次に「自転車通行帯は除く」を加えました。

次に、自転車通行帯を新たに規定し、設置要件を規定するため、第８条の次に第８条の２として、自転車通行等の条文として、先ほど概要で説明した内容を第１項から第４項を加えたところでございます。タブレット７０ページをお願いいたします。

次に、第１０条の自転車道については、第１項中の「又は第４種の道路」を「（第４級及び第５級を除く。次項において同じ。）又は第４種（第３級を除く。同項において同じ。）の道路で設計速度が１時間につき６０キロメートル以上であるもの」に改め、次のページをお願いいたします。第２項中の道路を「道路で設計速度が、１時間につき６０キロメートル以上であるもの」に改めるものでございます。

次に第１１条の自転車歩行者道については、第１項中の自転車道の次に「又は自転車通行帯」を加え、次のページをお願いいたします。第１２条の歩道につきましては、第１項中の自転車等の次に「若しくは自転車通行帯」を加え、第３０条の待避所については、第１項中第３号中の車道の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加え、第３９条の小区間改築の場合の特例については、第１項及び第２項中の第８条の次に「第８条の２第３項」を加えるものでございます。

タブレット６８ページに戻っていただきまして、附則としましては、第１項では施行期日を定めており、この条例は公布の日から施行することとしており、また第２項では経過措置を定めております。以上で議案７０号の補足説明を終わります。ご審議いただきご議決賜りますようお願いいたします。

○議長（井上光三君）

次に、議案第７１号について補足説明を求めます。

子育て支援課長 佐藤洋子さん。

○子育て支援課長（佐藤洋子さん）

それでは７４ページ、議案第７１号の富士川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。

きます。

本改正の趣旨であります。子ども子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴い、本年10月から、幼稚園、保育所、認定子ども園等を利用する3歳から5歳のすべての子どもたちの利用料が無償化されることとなりました。これは、急速な少子化の進行並びに保育の重要性を鑑み、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図ることを目的に実施されるものであり、国の基準に準じて、本条例についても一部改正を行うものであります。

83ページの新旧対照表をお開きください。第3条、利用者負担額であります。第1項第1号中の法は、特例施設型給付費と施設型別給付費の支給についてを指しており、その負担額について別表で定め、第2号については町長の定める保育費用を別表で定めることとしております。第3項では法改正に基づき、無償化対象外の満3歳未満保育認定子どもについて、月途中の利用者負担額を現状の日割り計算から月割計算に変えること、次のページをお願いします。第4条の保育費用の額は無償化により削除。条ずれで利用者負担額の決定が第4条となり、第5条として無償化対象外の子どもについての利用負担額の徴収となっております。

次のページをお願いいたします。別表第1は第3条第1号の新たな利用者負担額表となっております。内容につきましては、国では月額2万5700円を上限とした無償化としておりますが、本町におきましては、既に最高額が2万円であることから、利用者負担額は無料となっております。第6条、利用者負担額の減免では無償化対象外の子どもについての規定となり、さらに第1項中、支給認定という文言が法改正により「教育・保育給付認定」となります。次のページをお願いいたします。備考の改正であります。同じく支給認定が、「教育・保育給付認定」となる改正となっております。次のページをお願いいたします。別表第2は、第3条第1項第2号の新たな利用者負担額表となっております。無償化対象外の3歳未満児以外は無償化とする改正であります。表の後の91ページ以降の備考につきましても、先ほどと同様に、文言の改正がされております。

82ページに戻っていただきまして、附則として施行期日であります。令和元年10月1日から施行するとします。以上、議案第71号の補足説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（井上光三君）

次に、議案第72号及び第73号について補足説明を求めます。

財務課長 秋山忠君。

○財務課長（秋山忠君）

それでは議案第72号73号の補足説明をさせていただきます。

まず、議案第72号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてであります。タブレット94ページになります。

この改正は、成年被後見人の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、本町の条例の適用箇所を改正するものでございます。この法律の改正内容は、成年被後見人制度を利用すると、地方公務員法等により、一律欠格条項によ

り成年被後見人または被保佐人はその地位を失うとされていましたが、改正により、その欠格条項が削除されることとなりますので、成年後見制度を利用しただけでは、その地位は失われないこととなる改正であります。なお欠格条項は削除されることとなりますが、心身の状況により、個別的、実質的に審査し、制度ごとに必要な能力を判断することと、また、所要の規定を整備すること、既に規定されているものは引用することとされております。本町の関係条例は、職員給与条例、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の3条例であり、地方公務員法や児童福祉法から引用されていることから、同法律の改正により、成年被後見人等が削除されたため、引用部分を本町関係条例から削除及び号ずれ箇所を改正するものであります。新旧対照表でご説明いたします。タブレット95ページになります。

まず、給与条例の改正であります。17条において、下線部分の「法第16条第1号に該当して法28条第4項の規定により失職し」を削除するもので、法16条第1項は、地方公務員法の成年被後見人または被保佐人の部分を指しており、28条第4項はその16条に該当する場合は職を失うことが規定されていますが、その条文が削除されたことに伴うものであります。以下の削除の部分についても同様となります。

次のページをご覧ください。次のページについては、「禁固」の文言のルビを削除する改正を併せて行うものであり、次のページの改正文についても成年被後見人等の適用箇所の削除となります。次のページになりますが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正ですが、下線部分は児童福祉法を指し、下線部分の4号は、児童福祉法において成年被後見人、被保佐人が削除されているため、本条例の号ずれが生じたため、引用箇所を改正するものであります。次の消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例についても、同様に削除するという改正であります。

なお、附則としまして、令和元年12月14日から施行するとしております。これは、地方公務員法等の一部改正が12月14日に施行されるため同日施行とするためでございます。

続きまして、議案第73号消費税率及び地方消費税率引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例についてであります。タブレット101ページをご覧ください。

この改正は、国と地方における社会保障の充実・安定化のための財源確保と財政健全化の達成を図るため、「社会保障の財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等及び、地方税法、地方交付税法の一部を改正する法律」により、本年10月1日に消費税が現行の8%から10%に改定されることから、関係条例を改正するものであります。新旧対象表を見ていただきますと、改正前と改正後の金額を記載しておりますので参照願います。タブレット117ページになります。今回の改正においては、全部で23件の条例を一括して改正を行うものであります。このうち、外税となっている占用料、水道料などは10月1日から改正することとしております。10月1日から改正する8条例となっておりますが、その8条例は富士川町行政財産使用料条例、富士川町下水道使用料条例、富士川町農業集落排水施設条例、富士川町道路占用料徴収条例、富士川町公共物管理条例、富士川町水道事業給水条例、富士川町簡易水道事業給水条例、富士川町営農飲雑用水施設の管理及び給水条例であります。

次に、各施設使用料は今般の消費税引き上げに伴い、影響を受ける物件費やコストを加味して、約２％増の改正を行い、温泉利用料についても燃料や電気代のほか利用者へのサービスにかかる経費を勘案するとともに、近隣温泉施設利用料を加味し改正を行うものであります。

これらの条例は１５件であります。各施設使用料、温泉施設利用料につきましては、周知期間を経て、１１月１日から改正して参りたいと考えております。

改正する条例については町民会館条例、まずは文化ホール条例、教育文化会館条例、富士川町社会体育施設条例、ふれあいプラザ条例、甲州鯉沢温泉かじかの湯条例、児童センター条例、まほらの湯・温泉スタンド条例、高齢者ふれあいセンター条例、保健福祉支援センター条例、増穂ふるさと自然塾条例、総合交流ターミナルつくたべかん条例、交流センター塩の華条例、直売所条例、道の駅富士川条例であります。

なお、附則として、先ほど申し上げました１０月１日施行、１１月１日施行日を規定しております。経過措置として、施行日前に許可を受けたものは従前の例によるとして、改正前の金額を適用するとしております。

このほか、下水道条例や水道事業給水条例等についても経過措置が設けられております。以上、議案第７２号、議案第７３号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（井上光三君）

次に、議案第７４号について補足説明を求めます。

福祉保健課長 松井清美さん

○福祉保健課長（松井清美さん）

タブレット１４６ページからになります。議案第７４号の補足説明をさせていただきます。この改正は、名称の変更に伴う改正です。富士川町ふれあいプラザ条例新旧対照表にてご説明をいたします。次のページにお進みください。使用料の減免措置の対象となる名称が、体育協会からスポーツ協会に変更になります。

続きましてタブレット１４８ページ、高齢者ふれあいセンター条例の新旧対照表をご覧ください。先ほどの条例と同様で、使用の減免措置となる名称が体育協会からスポーツ協会へ変更となります。タブレット１４６ページに戻っていただき、附則としましてこの条例は公布の日から施行するとしております。以上の議案第７４号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただきご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（井上光三君）

以上で、町長からの提案理由並びに担当課長の補足説明が終わりました。

○議長（井上光三君）

日程第１８ 議案第７５号 令和元年度富士川町一般会計補正予算（第２号）

日程第１９ 議案第７６号 令和元年度富士川町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

日程第２０ 議案第７７号 令和元年度富士川町介護保険特別会計補正予算（第２号）

日程第２１ 議案第７８号 令和元年度富士川町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）

以上の４議案は、補正予算案件でありますので、一括して議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（志村学君）

————— 提案理由の朗読説明 —————

○議長（井上光三君）

説明の途中ですが、ここで暫時休憩します。なお、再開は午後１時とします。

休憩 午前 １ 時 ５ 分

再開 午後 １ 時

○議長（井上光三君）

休憩を解いて再開します。

次に、議案第 75 号から第 78 号について補足説明を求めます。

まず、議案第 75 号について補足説明を求めます。

財務課長 秋山忠君。

○財務課長（秋山忠君）

それでは議案第 75 号の補足説明をさせていただきます。表紙の次のページタブレット 152 ページをご覧ください。

（以下、令和元年度富士川町一般会計補正予算の朗読）

第 1 表の歳入歳出予算の補正は事項別明細書で説明いたします。タブレット 161 ページをご覧ください。

（令和元年度富士川町一般会計補正予算事項別明細書朗読説明）

以上、議案第 70 号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただきご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（井上光三君）

次に議案第 76 号について補足説明を求めます。

町民生活課長 中込裕子さん。

○町民生活課長（中込裕子さん）

それでは議案第 76 号令和元年度富士川町国民健康保険特別会計補正予算の補足説明をさせていただきます。タブレットの 177 ページをお開きください。

（以下、令和元年度富士川町国民健康保険特別会計補正予算の朗読）

第 1 表の歳入歳出予算補正の詳細につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。タブレット 181 ページをお開きください。

（令和元年度富士川町国民健康保険特別会計補正予算事項別明細書朗読説明）

以上で補足説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（井上光三君）

次に議案第 77 号について補足説明を求めます。

福祉保健課長 松井清美さん。

○福祉保健課長（松井清美さん）

タブレット１８４ページからとなります。令和元年度富士川町介護保険特別会計補正予算第２号の補足説明をさせていただきます。

（以下、令和元年度富士川町介護保険特別会計補正予算の朗読）

第１表、歳入歳出予算補正につきましてはタブレット１８９ページからの事項別明細書によりご説明をさせていただきます。

（令和元年度富士川町介護保険特別会計補正予算事項別明細書朗読説明）

以上、議案第７７号令和元年度富士川町介護保険特別会計補正予算第２号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただきご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（井上光三君）

財務課長 秋山忠君。

○財務課長（秋山忠君）

大変申し訳ありません。先ほど一般会計を申し上げたところで、誤りがございましたので訂正させていただきます。

タブレットですと１５８ページになります。第３表の繰越明許費でございます。この表で２款総務費１項総務管理費と表示してございますが、正しくは１０款教育費１項教育総務費でございます。訂正してお詫びします。大変申し訳ございません。資料の訂正もよろしくお願いいたします。

○議長（井上光三君）

１５８ページは、今の課長のとおり訂正をお願いいたします。

次に、議案第７８号について補足説明を求めます。

上下水道課長 原田和佳君。

○上下水道課長（原田和佳君）

それでは、議案第７８号の補足説明をさせていただきます。タブレット１９２ページをお開きください。

（以下、令和元年度富士川町簡易水道事業特別会計補正予算の朗読。）

第１表歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書により説明をさせていただきます。タブレット１９７ページをお開きください。

（令和元年度富士川町簡易水道事業特別会計補正予算事項別明細書朗読説明）

以上議案第７８号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（井上光三君）

以上で町長からの提案理由ならびに担当課長の補足説明が終わりました。

○議長（井上光三君）

日程第２２ 議案第７９号町民体育館解体工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

町長から、本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（志村学君）

—— 提案理由の朗読説明 ——

○議長（井上光三君）

次に、議案第79号について補足説明を求めます。

管財課長 樋口一也君。

○管財課長（樋口一也君）

それでは議案第79号の補足説明をさせていただきます。

本契約は平成30年12月7日に行われた、平成30年第4回富士川町議会定例会におきましてご議決を賜りました町民体育館解体工事につきまして、設計変更が生じたため、契約金額を変更するものであります。

工事名につきましては、町民会館解体工事であります。施工場所につきましては富士川町小林地内利根川公園内でございます。主な変更内容であります。解体している体育館地中のコンクリート片、アスファルト片等の埋設物を処理するための処理費及び埋設物運搬費に係る設計内容の増高により163万800円が増額となり、この内容による建設工事請負変更仮契約書を令和元年8月8日付で締結いたしました。変更後の金額は1億413万3600円であります。工期につきましては変更ございません。契約の相手方につきましては富士川町青柳町3194番地 株式会社ダスラップサービス 代表取締役 平田久和であります。なお次ページに仮契約書の写しがありますのでご参照ください。以上、議案第79号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（井上光三君）

以上で町長からの提案理由ならびに担当課長の補足説明が終わりました。

○議長（井上光三君）

日程第23 認定第1号 平成30年度富士川町一般会計及び各特別会計予算移入歳出決算認定について

日程第24 認定第2号 平成30年度富士川町水道事業会計決算認定について

以上の2議案は決算認定案件でありますので一括して議題とします。

町長から本案について決算の概要説明を求めます。

町長 志村学君。

○町長（志村学君）

—— 「平成30年度決算について」 を朗読 ——

○議長（井上光三君）

次に、認定第1号及び第2号について補足説明を求めます。

説明者は、簡潔明瞭な説明をお願いします。

まず、認定第1号について補足説明を求めます。

会計管理者 内田一志君。

○会計管理者（内田一志君）

それでは、認定第1号平成30年度富士川町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について、補足説明をさせていただきます。

タブレットの236ページをお開きください。こちらに決算の概要に続いて全会計の総括表が示してありますので、総括表にて説明をさせていただきます。

(以下、平成30年度富士川町一般会計・特別会計歳入歳出決算総括表朗読説明)

なおタブレットの241ページから歳入歳出決算書、296ページから決算附属資料として、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書を会計ごとに掲載してありますのでご欄いただきたいと思います。以上、認定第1号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、認定賜りますようお願いいたします。

○議長(井上光三君)

次に認定第2号について補足説明を求めます。

上下水道課長 原田和佳君。

○上下水道課長(原田和佳君)

それでは、認定第2号平成30年度富士川町水道事業会計決算認定につきまして補足説明をさせていただきます。

平成30年度富士川町水道事業決算報告書の1ページ、タブレットの609ページをお開きください。

(以下、平成30年度富士川町水道事業決算報告書朗読説明)

以上、平成30年度富士川町水道事業会計決算認定の補足説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(井上光三君)

以上で、町長からの決算概要説明並びに担当課長の補足説明が終わりました。

ただいま議題になっております、認定第1号及び第2号については、委員会条例第6条の規定により、決算特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第1号及び第2号の決算認定については、決算特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することに決定しました。

ここで、委員名簿を配布します。

(書記が特別委員会名簿を配布)

お諮りします。

ただいま設置されました、決算特別委員会の委員選任については、委員会条例第7条第3項の規定により、お手元に配布しました名簿のとおり指名したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、決算特別委員会の委員は名簿のとおり決定しました。

ここで、暫時休憩します。

決算特別委員会の委員は、正副委員長互選のため、議員控室にご参集ください。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時12分

○議長（井上光三君）

休憩を解いて再開します。

休憩中に決算特別委員会を開き、正副委員長の互選を行いましたので議長から報告します。
決算特別委員会の委員長に鮫田洋平君、同副委員長に青柳光仁君がそれぞれ互選されました。
議案付託表については、本日の議会終了後、配布しますのでご了承願います。

○12番議員（鮫田洋平君）

議長

○議長（井上光三君）

12番 鮫田洋平君。

○12番議員（鮫田洋平君）

決算審査に必要な資料の提出を求める動議を提出します。

○10番議員（青柳光仁君）

議長

○議長（井上光三君）

10番 青柳光仁君。

○10番議員（青柳光仁君）

ただいまの、決算審査に必要な資料の提出を求める動議に賛成します。

○議長（井上光三君）

ただいま、12番鮫田洋平君から決算審査に必要な資料の提出を求める動議が出されました。

この動議は、1人以上の賛成者がありますので成立しました。

これから、決算審査に必要な資料の提出を求める動議を議題とします。

ここで、動議提出者から提出理由の説明を求めます。

○議長（井上光三君）

12番 鮫田洋平君。

ここで、書記に提出資料一覧表を配布させます。

○12番議員（鮫田洋平君）

決算審査にあたり、ただいまお手元に配布されました一覧表にある、27件の資料を参考にしたいので、提出を求めるものであります。

○議長（井上光三君）

以上で、提出理由の説明が終わりました。

鮫田議員、自席にお戻りください。

これから、決算審査に必要な資料の提出を求める動議を採決します。

お諮りします。

決算審査に必要な資料の提出を求める動議を、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、決算審査に必要な資料の提出を求める動議は可決されました。

提出資料については、本日の議会終了後配布しますのでご了承願います。

次に、監査委員から平成30年度富士川町一般会計・特別会計及び公営企業会計の決算審査に対する意見書が添付されていますので、代表監査委員の山下博良君から報告を求めます。

代表監査委員 山下博良君。

○代表監査委員 (山下博良君)

まず報告に入る前に、この度実施いたしました決算審査におきましては、町長、副町長はじめ、関係職員の皆さまには、大変忙しい中、ご協力をいただきました。日程どおり終了することができました。ありがとうございました。

当決算審査に対する意見書については、一括して報告をさせていただきます。時間の関係もございますので、1ページと25ページの結びのみ朗読させていただき、報告に代えさせていただきます。なお、省略させていただきますページにつきましては、後刻確認をお願いいたします。それでは1ページをお願いいたします。

(以下、平成30年度富士川町一般会計・特別会計・公営企業会計(水道事業会計)決算審査意見書1ページ、25ページ朗読説明。)

○議長 (井上光三君)

以上で、代表監査委員からの決算審査に対する意見書の報告が終わりました。

山下代表監査委員誠にご苦労さまでした。厚くお礼を申し上げます。

○議長 (井上光三君)

日程第25 認定第3号 富士川町道路線の認定について

日程第26 認定第4号 富士川町道路線の廃止について

以上の2議案は、道路認定及び廃止案件でありますので、一括して議題とします。

町長から、本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長 (志村学君)

————— 提案理由の朗読説明 —————

○議長 (井上光三君)

次に、認定第3号及び第4号について補足説明を求めます。

土木整備課長 志村正史君。

○土木整備課長 (志村正史君)

それでは認定第3号及び認定第4号の補足説明をさせていただきます。

はじめに認定第3号につきましては、タブレット630ページをお願いいたします。この認定路線につきましては民間の宅地開発に伴い、また、宅地化の進展により、既存の農道、熊野道4号線と宅地開発内の道路を道路認定するものでございます。路線名は大柵7号線。起点は大柵176番4地先、終点は大柵区167番4地先であります。道路延長は72メートル、幅員は4メートルから25.68メートルでございます。場所につきましては次のページ、

タブレット631ページをお願いします。この路線は、県営住宅増穂団地に位置し、増穂団地内の道路に接続している路線でございます。

次に、認定第4号について補足説明をさせていただきます。タブレット632ページをお願いします。認定第4号の町道路線の廃止については、町営住宅大法師団地の用途廃止に伴い、一般交通の用に供する必要がなくなるため、団地内道路である町道大法師住宅線の廃止でございます。路線名は大法師住宅線、起点終点とも、鰍沢上ノ山2229番地先、道路延長は167.08メートル、幅員は2.8メートルから7.8メートルでございます。場所につきましては、タブレット633ページを開いていただきますと、鰍沢市街地であります、国の合同庁舎建設地の南の町道大法師線をのぼっていきまると、左手に民間霊園がありますが、その右手にございます大法師団地内にあります団地内道路であります。

以上で認定第3号および認定第4号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上ご議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（井上光三君）

以上で町長からの提案理由ならびに担当課長の補足説明が終わりました。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれにて散会とします。

起立願います。相互に礼。ご苦労さまでした。

散会 午後 2時31分

令和元年

富士川町議会 9 月定例会

9月9日

令和元年第3回富士川町議会定例会（2日目）

令和元年9月9日
午前9時00分開議
於 議 場

1 議事日程

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 一般質問

通告1番	5番	望 月	眞	議員
通告2番	2番	樋 口	正 訓	議員
通告3番	4番	井 上	和 男	議員
通告4番	1番	秋 山	仁	議員
通告5番	6番	秋 山	稔	議員
通告6番	11番	堀 内	春 美	議員
通告7番	3番	笹 本	壽 彦	議員
通告8番	10番	青 柳	光 仁	議員
通告9番	8番	小 林	有紀子	議員

2 出席議員は次のとおりである。（13名）

1番	秋 山	仁	2番	樋 口	正 訓
3番	笹 本	壽 彦	4番	井 上	和 男
5番	望 月	眞	6番	秋 山	稔
7番	成 田	守	8番	小 林	有紀子
10番	青 柳	光 仁	11番	堀 内	春 美
12番	鮫 田	洋 平	13番	長 澤	健
14番	井 上	光 三			

3 欠席議員

9番 深 澤 公 雄

4 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(18人)

町	長	志村	学	副町	長	齋藤	靖						
教	育	長	野中正人	會計	管理	者	内田一志						
政策	秘書課	長	秋山佳史	財	務	課	長	秋山	忠				
管	財	課	長	樋口一也	税	務	課	長	遠藤悦美				
防	災	交	通	課	長	長澤	康	町民	生活	課	長	中込裕子	
福	祉	保	健	課	長	松井清美	子育	て	支	援	課	長	佐藤洋子
産	業	振	興	課	長	依田正紀	都	市	整	備	課	長	河原恵一
土	木	整	備	課	長	志村正史	上	下	水	道	課	長	原田和佳
教	育	総	務	課	長	中込浩司	生	涯	学	習	課	長	深澤千秋

5 職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長 早川 竜一
書 記 中沢 美和子

開会 午前 9時00分

○議長（井上光三君）

開会の前に、相互にあいさつを交わします。起立願います。

相互に礼。着席願います。

令和元年第3回富士川町議会定例会2日目の本会議に、議員各位には大変お忙しいところご出席いただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長（井上光三君）

日程第1 諸般の報告

この際、議案の審議に先立ちまして諸般の報告を行います。

議長から報告します。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

本日は一般質問の日程になっております。

一般質問の通告者及び当局者は、質問並びに答弁の要旨をわかりやすく、簡潔にお願いします。

なお、本日の一般質問を、富士川CATVにおいて録画放送をするため、議場内にカメラを設置して撮影いたしますので、ご了承願います。また、傍聴者の皆さまにおかれましても、撮影の対象となりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（井上光三君）

日程第2 一般質問

質問の通告者は9名であります。

これから通告順に一般質問を行います。

それでは通告1番、5番望月眞君の一般質問を行います。

5番、望月眞君。

○5番議員（望月眞君）

5番議員、望月眞です。質問の前に、台風15号の接近により、本町・本県には大きな災害もなく、良かったと思っております。また町長をはじめ、執行部の皆さんには、警戒警報が発令されたことにより、恐らく今朝方まで対応していたのではないかと推察いたします。ご苦労さまです。

通告内容にのっとり、2つの事項について質問します。最初の質問になります。大規模地震による町内の液状化現象発生の危険性と、その対策についての質問です。

1番目の質問です。液状化現象が発生しやすい地盤は、砂が堆積し、地下水が高い場所や、もともとは川や沼地、海岸だった場所を埋め立てたり、造成したりした場所だと言われています。町内には、液状化現象が発生することが危惧される地域がありますが、町では液状化現象発生の危険性について、どのように把握しているのかを伺います。

○議長（井上光三君）

防災交通課長 長澤康君。

○防災交通課長（長澤康君）

ただいまの望月議員の、液状化現象発生度の高い地域をどのように把握しているかについてお答えいたします。

町は、平成25年3月に山梨県が公表した「東海地震による液状化危険度マップ」により、液状化発生の可能性が高い地域を把握しております。

○議長（井上光三君）

5番 望月眞君。

○5番議員（望月眞君）

再質問をお願いします。山梨県液状化危険度マップは、東北地方太平洋沖地震で、千葉県幕張地域を中心に、首都圏においても液状化現象が発生し、多大な被害が出たことを教訓に、東海地震による液状化現象の発生の危険性を想定して平成25年度に作成されています。このマップを見ると、長澤の釜無川浄化センター付近、フォレストモール付近、馬門付近、鰍沢南区等が液状化現象発生の可能性が高い地域となっています。また、大柵、青柳町から鰍沢北区、鰍沢中区までの広範囲が液状化発生の可能性がある地域となっています。このマップは、おっしゃるとおり平成15年度から平成17年度の3年間で実施した東海地震被害想定調査の液状化危険度をベースにして、新たに液状化判断指標となるボーリングデータを集め、再度、液状化判定をしております、信頼度が高いと思われますが、いかがでしょうか。

○議長（井上光三君）

防災交通課長 長澤康君。

○防災交通課長（長澤康君）

ただいまの信頼度についての質問にお答えさせていただきます。

山梨県の東海地震被害調査報告書では、地震度を液状化の想定の評価の中で、中央防災会議よりの想定の結果よりも、精度、信頼度が高いと考えられるとありますので、信頼度は高いと考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

5番 望月眞君。

○5番議員（望月眞君）

初めの質問も踏まえまして、次の質問になります。液状化の発生の可能性がある判定されている地域にある、町営、町有住宅では、液状化現象に対応した建築構造になっているかを伺います。

○議長（井上光三君）

都市整備課長 河原恵一君。

○都市整備課長（河原恵一君）

ただ今の質問にお答えいたします。

現在、町が管理している町営・町有住宅のうち、耐震基準を満たしている高層住宅の建設にあたっては、ボーリング調査を行い、支持地盤を確認しております。その結果をもとに、支持地盤まで達する杭基礎や地盤改良等の工法を採用し、耐震強度を確保した構造となっているため、液

状化現象にも十分耐えられると考えております。

また、それ以外の住宅につきましては、特殊な基礎等の工法を採用していないため、液状化現象が起こった場合は、建物に被害が発生するおそれがあると考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

5 番 望月眞君。

○5 番議員（望月眞君）

耐震構造の中で、液状化にも対応するというご回答をいただいたと思いますが、一般家屋のことは、またあとで質問したいと思います。これからですね、液状化現象の可能性の高い地域に、公共物等を建築する際には、液状化に強い建築構造に配慮することも大切ではないかと思います。

3 番目の質問になります。東北地方太平洋沖地震発生時に、震度 5 強を記録した千葉市では、人的被害は少なかったものの、住宅被害、全壊 3 1 世帯、大規模半壊 2 8 2 世帯、半壊表 1 1 4 世帯、一部破損 5 万 4, 3 5 4 世帯をはじめ、学校施設等の物的被害、約 1 万 2, 0 0 0 戸が断水や減水するなど、ライフラインの被害が発生し、千葉市内の損害額は約 8 9 億円にも及んだそうです。そして、この被害の多くは、液状化現象によるものだそうです。私は、液状化現象が激しかった幕張の美浜地域と千葉市役所液状化対策室に視察に行き、多くの人たちからお話を伺いましたが、液状化現象で、このような大きな被害が出ることを想定している人はいなかったそうです。

そこで質問です。平成 2 6 年 3 月に作成された「富士川町都市計画マスタープラン」、ここにお借りしてきていますが、このプランでは、地域に住み続けられる防災町づくり方針において、液状化現象の危険性の高い地区での液状化対策、建築物の液状化対策工法導入の推進が謳われています。これまで、どのような対策がとられてきているのかを伺います。

○議長（井上光三君）

都市整備課長 河原恵一君。

○都市整備課長（河原恵一君）

ただ今のご質問にお答えいたします。

現在、町が行っている液状化に対する対策としましては、液状化に関する問い合わせ等があった際に、県が公表した「東海地震による液状化危険度マップ」を活用し、適切な情報を伝えるなどの対応を行うこととしております。液状化が想定される地域が町内にもあることから、今後は「液状化危険度マップ」を活用しながら、町民の皆さまに対し、液状化対策や、建築物の液状化対策工法の導入についての情報を、町ホームページや広報紙などを通じて、提供してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

5 番 望月眞君。

○5 番議員（望月眞君）

再質問です。大震災以降、千葉市では市街地整備課内に液状化対策室が設けられ、液状化に強い地域づくりが計画的に進められているそうです。復興交付金制度を活用し、水位を 3 メートル下げるとともに、液状化現象に強い土壌に入れ替える地盤強化を進めているそうです。また、各世帯には、ブロック工法と呼ばれる工法で、液状化に強い土壌改良を推進しているそうです。た

だ、各世帯の負担が大きく、なかなか理解が得られず、現在、美浜地区16区のうち、2区が住民との合意形成ができて、官民一体で対策が推進されているとのことでした。抜本的な液状化対策の推進には、地下水を下げたり土壌を変えたりするというようなことで、莫大な経費がかかり、費用対効果の面も考慮すると、本町で推進していくことはなかなか困難なことだと、そんなふうにも私も理解しています。ただ、液状化現象に対する啓発活動をしたり、ブロック工法、これは家と家の境にブロックのようなものを埋め込んで、家を一旦どかして土壌を入れ替えると、液状化に強い土壌に入れ替えるという工法のように、それから鉄筋コンクリートにすると液状化の被害はほとんどないと。ただ、鉄筋コンクリートにすると、お金もかかりますし、それから後々の固定資産税まで据え置きというような状況が生まれますので、各世帯が、こういった工法を取り入れるのは、私はなかなか難しいのではないかなというふうに思いますが、ただ、こういった工法をですね、家を建てるときに「こういうことが危惧されますので、こういう工法もあります」とか、そういう対策工法等を紹介したり、指導したりすることも必要ではないかと思いますが、啓発活動とともに、していただけることができるかどうか、お願いしたいと思います。

○議長（井上光三君）

都市整備課長 河原恵一君。

○都市整備課長（河原恵一君）

ただ今のご質問にお答えいたします。

先ほどの答弁でも申しましたとおり、液状化危険度マップを活用し、危険と判断されている区域を町民の皆さまにお知らせするとともに、液状化に対する対策方法や情報の提供も、これから行ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

5番 望月眞君。

○5番議員（望月眞君）

4番目の質問です。千葉市では液状化現象により、市が管理する道路392路線において、総延長約4.4キロに及び、隆起したり、陥没したりする被害が生じました。被害道路の復興経費は約25億2000万円で、1年半かけて復興したそうです。本町においては、液状化現象を想定しての隆起・陥没等の道路防災対策について、どのように考え、取り組んでいるのかを伺います。

○議長（井上光三君）

土木整備課長 志村正史君。

○土木整備課長（志村正史君）

ただ今のご質問の答えいたします。

国土交通省では、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震において、関東地方を中心とした広い範囲で液状化が発生し、道路や上下水道、電気、ガスなどのライフラインが寸断されたほか、住宅の損壊など、各地に被害をもたらしたことから、平成26年3月、市街地液状化対策推進ガイダンスを策定したところでございます。その中で、今後、予測される地震の事前対策については、液状化被害はそれぞれの地盤の状況によって、発生の有無や程度が左右され、現在の技術レベルからも、あらゆる被害を予測することができないことや、その対策費用も相当程度高額となる場合があることから、国土交通省では、一律に調査や対策を義務付けることは困

難であると示しております。また、山梨県県土整備部では、国からの交付金事業のメニューもないことから、道路の液状化対策は考えていないと、お聞きしております。

こうしたことから、本町でも、今後予測される地震の事前対策としては、道路の液状化対策については、今のところ考えておりません。以上です。

○議長（井上光三君）

5 番 望月眞君。

○5 番議員（望月眞君）

地震によって、必ずしも液状化が発生するとも限らないし、地震の状況によって発生する場合も出てくるだろうし、県や国がガイダンス的に、対策について、特に提起してないということも理解できます。ただ、私は美浜地域の道路被害の激しかったところを歩いて地域住民にお話を伺ったり、液状化対策室担当の方から説明を受けたりしました。もともと地盤が弱い地域であったり、アスファルトが薄い歩道とか、あるいはアスファルトが剥げかかっていたり、クラック、ひび割れですね、大きかったりして、そういった道路が液状化の影響を受けたそうです。同じ美浜地域でも、道路一つを隔てて、全く被害がなかった地域もあります。私は視察で学んだ時点で、町内の液状化現象の発生の可能性のある地域の道路や路地を歩いてみました。クラックが激しく、間から草が生えている道、アスファルトが薄くなっている道、穴が開き、水が溜まっている道もありました。町内道路を点検して、危険性の高い地域から随時補修していくことが必要だと思いますが、これは液状化対策だけではなくてですね、そういった点が必要だと思いますがいかがでしょうか。

○議長（井上光三君）

土木整備課長 志村正史君。

○土木整備課長（志村正史君）

ただ今のご質問にお答えいたします。

山梨県で平成25年3月に作成しました、「東海地震による液状化危険度マップ」については、液状化の起こりやすさを示したものであり、実際に液状化現象が起こるかは、地震度の大きさや揺れの長さ、地盤の特性や地下水の状況によって異なると示されております。

こうしたことから、町内の道路の補修については、液状化被害の軽減につながるかわかりませんが、引き続き、安全で円滑な交通や歩行者の安全等の確保のため、予算の範囲内で道路の維持管理に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

5 番 望月眞君。

○5 番議員（望月眞君）

液状化に特化するだけでなく、そういう道路整備が必要ですので、液状化現象の発生の可能性のことも考慮して、随時、計画的にやっていただきたいと思います。

5 番目の質問です。液状化現象に関する最後の質問になります。千葉市では、総延長約7キロに及ぶ下水管被害が生じたそうです。深山地域での聞き取りでは、トイレが自由に使えないことが一番大変だったと答える住民が複数いました。下水管の復興地域は、約8億9000万円で、やはり1年半の工程がかかったそうです。本町においては、液状化現象による水道管や下水道管

の破損、マンホールの隆起等の上下水道の防災対策について、現在どのように取り組んでいるのかを伺います。

○議長（井上光三君）

上下水道課長 原田和佳君。

○上下水道課長（原田和佳君）

ただ今のご質問にお答えいたします。

上水道並びに簡易水道では、防災対策として、老朽化や漏水箇所の水道管を布設替えする際には、耐震性に優れた高密度ポリエチレン管や、大きな伸縮量と離脱阻止機構を有する、ダクティル铸铁管を使用しております。今後も、布設替えを必要とする箇所を精査し、計画的に耐震化を進めていく予定であります。

下水道においては、平成25年度に「富士川下水道総合地震対策計画」を策定し、平成26年度から令和2年度までの7箇年を計画期間としまして、平成19年度以前に設計された液状化未対策施設のうち、液状化の恐れがある区域の緊急輸送路下や避難所からの排水を受ける、特に重要な下水道幹線において、マンホールと管渠の継手対策及びマンホールの浮上防止対策を実施しているところであります。

また、令和3年度以降も引き続き、水道施設の耐震化及び液状化対策を行っていく予定であります。以上でございます。

○議長（井上光三君）

5番 望月眞君。

○5番議員（望月眞君）

再質問をお願いします。すでに、下水道管の切り替え対策やマンホールの浮上防止対策に取り組んでいることがわかりました。1度に対応すると、これは下水道料金にもはね返ってくるようになると思います。そういったことによって住民負担も大きくなります。それから、現在の水道機能の整備拡充も液状化現象対策と同時に、進行していくことも必要だと思います。液状化現象発生の可能性の高い地域を考慮しながら、計画的に対策することが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（井上光三君）

上下水道課長 原田和佳君。

○上下水道課長（原田和佳君）

ただ今の質問にお答えいたします。

先ほども述べましたとおり、上水道・簡易水道につきましては、布設替えを必要とする箇所を精査し、計画的に耐震化を進めてまいります。

また、下水道においては、富士川町上下水道総合地震対策計画に基づき、耐震化・液状化対策に取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

5番 望月眞君。

○5番議員（望月眞君）

再質問です。釜無川浄化センターは、液状化現象発生の高い低い地域に位置しているため、汚

水の流出等が危惧されています。私は県の下水道課に行き、山梨県下水道公社担当者から液状化対策の現状について伺ってきました。県内国中地域の広域浄化センターについては簡易診断を実施して、液状化現象の発生の危険度を3段階に設定し、地震対策の中で、すでに液状化対策に取り組んでいるそうです。

処理場については、汚水が流出しないことを最優先して汚水プールの流水機能や滅菌処理機能が損なわれないように、地盤強化を図っているとのことでした。また、耐震化の強い流域管への切り替えや、マンホールの浮上防止対策にも取り組んでいるとのことでした。

それぞれの町の公共管から流域管への接続箇所補強については、必要があれば、それぞれの町の負担で取り組むことになるとのことでした。接続箇所が公共管から流域管への接続箇所が破損すれば、汚水が逆流することも危惧されます。山梨県下水道公社と連携して、接続箇所の点検等の対策も必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（井上光三君）

上下水道課長 原田和佳君。

○上下水道課長（原田和佳君）

ただ今の質問にお答えをいたします。

現在、接続点につきましては、釜無川浄化センターにおきまして、マンホールからの目視によって点検を行っているところであります。異常があれば、町のほうに連絡がくる体制が整えられております。

今後も、釜無川浄化センターと連携して取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。

○議長（井上光三君）

5番 望月眞君。

○5番議員（望月眞君）

可能性の問題ですから、必ずしも液状化現象が、地震で起こるということもないと思いますが、ただ、私たちはそのことをよく知っていることと、それに対応した対策を、計画的に進めていくことが大切だと思います。

通告の2番目の質問に入ります。教職員の多忙化解消についての質問です。

初めの質問です。教職員の多忙化は社会的問題にもなっていますが、教育委員会では、教職員の多忙化による問題点をどのように捉えているか伺います。

○議長（井上光三君）

教育長 野中正人君。

○教育長（野中正人君）

望月議員の教職員の多忙化の問題点についてお答え申し上げます。

学習指導要領の改訂など学習内容が増えてきている中、教職員が最も重視しなければならないことは、児童生徒一人ひとりに向き合う時間を十分に確保することであります。

しかし、現状では、放課後、翌日の授業の準備業務のほか、会議、研修会への参加、各種団体からの要請や、国・県からの調査等への対応に追われ、教職員が抱える業務は増加の一途をたっております。子どもたちに向き合う時間がとれなくなっていることが問題であると考えており

ます。以上であります。

○議長（井上光三君）

5 番 望月眞君。

○5 番議員（望月眞君）

今、教職員の多忙化問題は、教職員の働き方改革として、スポットが当てられていますが、私は義務教育の教育内容に関わる問題だと捉えています。教員が忙しいのは当たり前だと、私は自分の経験からそのように思っています。よりよい教育実践をしようとしたり、子どもたちとしっかり向かい合ったり、保護者と連携するために学級だよりを出したりすれば、当然忙しくなります。しかし、よりよい授業をするための教材研究や、準備をする時間がとれなかったり、子どもたちと触れ合い、指導する時間が持てなかったりして、本来なすべきことが困難になっていることが大きな問題です。

また、学校が担っている教育内容が多岐にわたり、教育課程が過密化して、学校自体が過密化していることも問題です。子どもたちも学習内容や、諸行事の準備・練習に追われ多忙化しています。過密化するペースに、ついていけない子どもたちは、学校嫌いになったり、不登校になったりすることも考えられます。したがって、学校及び教職員の多忙化解消が必要です。このことを踏まえて質問を続けます。

2 番目の質問です。町内各小中学校では、多忙化解消に向け、学校としてどのような取り組みが行われているのか、伺います。

○議長（井上光三君）

教育総務課長 中込浩司君。

○教育総務課長（中込浩司君）

ただ今の質問につきましてお答えいたします。

町内の各小中学校においては、毎年度、業務改善のための具体的な方策をまとめた「改善計画」を作成し、その計画に基づいた取り組みを実施し、PDCAサイクルで検証と改善を行っております。具体的には、職員会議や研究会の時間短縮や、書類等の電子データ化による業務の効率化に努めているほか、放課後に部活動や会議を実施しない「きずなの日」や、お盆の時期には学校閉庁日を設定するなどの取り組みを実施しております。以上です。

○議長（井上光三君）

5 番 望月眞君。

○5 番議員（望月眞君）

町内小中学校においても、さまざまな取り組みが行われていることがわかりました。

次の質問です。子どもたちの学びの保障をするための学校教育環境整備は、教育委員会の大きな任務です。富士川町では、町単独雇用教員を多数配置したり、全県に先駆けて学校の空調設備を整えたり、教育環境整備に取り組んでくれています。

さらに、教員の教育事務負担を軽減し、教員の多忙化解消を図るため、町内5校を兼務して、教育事務をサポートする町単独雇用、非常勤教員を配置したらよいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（井上光三君）

教育長 野中正人君。

○教育長（野中正人君）

本町では、子どもたち一人ひとりの状況に応じたきめ細かな教育を行い、子どもたちの支援を行うことで、教職員の多忙化も解消するため、現在26名の町単講師や町単特別支援員を雇用し、配置しているところであります。

このことから、教職員の多忙化解消のため、新たに教育事務を担当する町単独雇用非常勤職員を配置することについては、考えておりません。以上であります。

○議長（井上光三君）

5番 望月眞君。

○5番議員（望月眞君）

教育事務とは、学校に寄せられる様々なアンケートに回答したり、県、他団体の開催する研修に、町内を代表して参加したり、保護者との連絡調整を図るなど、多目的用途への対応が考えられます。経験豊かな教員OBが、その任を担ってくれれば、学校は助かり、教員の多忙化解消につながると思います。

しかしその配置により、今ある町単教員が削減されるのでは意味がありません。文部科学省は、教員の多忙化解消を目的に「スクールサポートスタッフ制度」を導入しています。部活動へのサポートをしたり、印刷や教材準備、諸会議等の準備等の教育事務のサポートをする人材を配置する制度です。文科省はこの制度を拡大するために、来年度予算の概算要求に都道府県教育委員会の人件費補助として、14億9000円を盛り込みました。この制度は、副校長・教頭との教育事務サポートも新たな対象になるようです。

そこで、スクールサポートスタッフ制度を活用して、教育事務担当の配置を検討したらよいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（井上光三君）

教育長 野中正人君。

○教育長（野中正人君）

文科省が実施しているスクールサポートスタッフ制度には、部活動を指導支援、学習向上支援、そして教職員業務支援があります。このうち山梨県では、部活動指導支援と学力向上支援の事業を実施しているところでございます。

本町ではこの事業のうち、部活動指導支援の部分について中学校で活用をしております。学力向上支援については、先ほども言ったように、町単講師に委ねているというところでございます。議員さんがおっしゃるとおり、来年度、文科省においては、事業の拡大等を図っていくということでございますので、本事業について、国・県の動向は注視していきたいなというふうに思っているところでございます。以上です。

○議長（井上光三君）

5番 望月眞君。

○5番議員（望月眞君）

活用できたら活用することがいいと思います。

4の質問です。スクールサポートスタッフ制度は、国から補助金が出る制度ですが、いろいろ

な縛りがあつたり、計画書や実績報告書の提出など事務処理も大変です。そこで、教職員がこの多忙化解消に向け、フランクな制度として、富士川町独自の学校サポート制度の導入を図るとよいと思いますがいかがでしょうか。町内には自分のできることで、学校のサポートをしたいと考えている人もいます。子どもたちとふれあいをしたいと思っている人もいます。趣味や特技や知識を使って、授業や活動のサポートのできる人材もたくさんいます。ボランティアでサポートしていただける地域人材を、教育委員会で登録して、学校に紹介する、学校は必要に応じて登録者にサポートをお願いする。そういうシステムができれば、いろいろな面で教職員の多忙化解消につながるとは思います、いかがでしょうか。

○議長（井上光三君）

教育長 野中正人君。

○教育長（野中正人君）

学校のスクールサポーター制度の導入につきましてお答え申し上げます。

教職員の多忙化解消に向け、他県では教員OBなど、外部の人材を活用し、教職員の業務を支援する事業を実施している教育委員会がございます。

現在、山梨県においては、先ほども言いましたように、部活動における外部指導の派遣事業や学力向上支援事業がありますが、教職員の多忙化を解消する業務を支援する事業は実施しておりません。

こうしたことから、今後、学校とも協議を行う中で、多忙化解消に向けた教職員を支援するボランティアによる「学校サポーター制度」について、研究をしていきたいと考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

5 番 望月眞君。

○5 番議員（望月眞君）

例えば、養護教諭が急に休まなければならなくなった時や、出張の時に、登録されている養護教諭経験者、または看護師さんに、保健室のサポートもお願いできれば、先生たちは安心して業務に専念することができます。地域学習に取り組む時に、学習内容に詳しい人材が登録されて、サポートもお願いできれば、先生たちの学習準備が能率的になり、学習効果の向上も図れます。教職員の多忙化解消になるとともに、子どもたちにとっては、地域の人たちとふれあい、学ぶ機会にもなると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（井上光三君）

教育長 野中正人君。

○教育長（野中正人君）

学校におきましては、教室内の通常の授業のほかにも、課外授業や地域学習など様々な学習機会がございます。それぞれの場面に応じて、支援していただける方や教職員の業務を支援していただけるような方を、登録者が集まってくれば有効であると考えております。他の事例等も参考にしながら、今後、研究していきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（井上光三君）

5 番 望月眞君。

○5番議員（望月眞君）

ぜひ、実現できる方向で検討していただきたいと思います。私たちも協力を惜しみません。

最後の質問になります。OECDのPISA型学力検査を、その検査で常に上位にいた日本がシンガポールや台湾、香港、フィンランド等に抜かれて、数学的リテラシーでは5位に、読解力では7位に後退したことにより、学力低下が危惧され、学力向上の必要性が要求され、学習内容が増え、難しくなっています。

また、キャリア教育、防災教育、金銭教育等々、学校に要求される教育内容は増えるばかりで、教育課程は過密化しています。2020年度からは、小学校において新学習指導要領が全面实施となります。低学年には、プログラミング教育が導入されます。中学年には外国語活動、これはほとんど英語活動ですが、導入され、1単時間が増えます。高学年には、強化型外国語、自主的な英語の強化が導入され、2単時間が与えられます。1単時間は総合的な学習時間から充てられ、1単時間は単純に増えることになります。

また、これまで領域であった道徳も、特別な強化、道徳となり、新たな指導や評価が求められます。2021年度からは、中学校での学習指導要領が全面实施となり、英語科が1体時間増えます。教育内容は削減されることなく増えるばかりです。教育課程は一層過密になります。学校や教職員、そして子どもたちの多忙化を抜本的に解消していくためには、教育課程の精選と教員定数を改善して、先生の数を増やしていくことが必要だと考えます。学校の現状がよくわかる地方の教育行政から、県や国の教育行政へ働きかけができないか、伺います。

○議長（井上光三君）

教育長 野中正人君。

○教育長（野中正人君）

教職員の多忙化解消につきましては、町教育委員会や学校での取り組みも必要であります、新しい教育課程に対応した教職員の増員配置など、国の教育制度における抜本的な課題解決が何よりも重要ではないかと思っております。

こうしたことから、山梨県市町村教育委員会連合会及び町村教育長会では、毎年、各市町村教育委員会から出される、国・県への教育政策及び予算に関する要望を取りまとめ、小学校での外国語科導入による専科教員の増員配置や、校務支援システムの導入により、業務の負担軽減など、教職員の多忙化改善に関する項目を加えた要望書を提出しているところでございます。

今後も引き続き、教職員の多忙化解消に向けた要望を、国や県に働きかけていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（井上光三君）

5番 望月眞君。

○5番議員（望月眞君）

ぜひ、継続的に取り組んでいただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（井上光三君）

以上で通告1番 5番 望月眞君の一般質問を終わります。

○議長（井上光三君）

続いて、通告２番 ２番樋口正訓君の一般質問を行います。

２番、樋口正訓君。

○２番議員（樋口正訓君）

２番、樋口正訓です。先ほども望月議員からもありましたが、昨日の午後、４時３６分の大雨警報の発令により、台風１５号による警戒として、災害時の職員配備要領に基づき、第２次配置をしき、町長、副町長以下、防災交通課、土木整備課、都市整備課の全職員と政策秘書課、財務課の関係職員が役場庁舎において警戒にあたったと伺っております。昨日の夕方から本日の早朝まで、町民の生命財産を守るため、不測の事態に備えて、不眠不休の警戒、本当にご苦労さまでした。幸い、本町におきましては台風による大きな被害、災害もなく、安堵しているところであります。

さて、今回の一般質問は、９月の防災月間にあたり、防災の最前線である活躍をする消防団に関する事、そして、防災関連で活用が期待をされるドローンの導入に関する事を、通告に基づきまして質問をさせていただきます。

それでは、早速、質問をさせていただきます。初めに、消防団員についての質問です。町外に居住をしている団員の公務災害の補償について伺います。消防団は、防災体制の中核として重要な役割を果たしております。しかしながら、その一方で、消防団員の減少や、団員の高齢化等の問題も生じています。

さて、そこで質問です。富士川町消防団団員規定第４条の１の条例によりますと、「団員資格は区域内であり町内に勤務する者」とありますが、何らかの事情で、これ以外の団員もいると聞いております。その場合に、この規定からすると、公務災害補償の対象にならないのではないかと思います。当局のご意見を伺います。いかがでしょうか。

○議長（井上光三君）

防災交通課長 長澤康君。

○防災交通課長（長澤康君）

ただいま町外に居住している団員の公務災害補償についてというご質問にお答えします。

消防団員公務災害補償制度は、団員等が公務上の災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害の補償と必要な福祉事業を行うこととしており、その対象者は消防団員や水防団員となっております。町の消防団員としての要件は、「町内に居住し、または勤務する１８歳以上の者」と条例で定められておりますので、公務災害補償の対象とはなりません。以上です。

○議長（井上光三君）

２番 樋口正訓君。

○２番議員（樋口正訓君）

そうしますと、現状に適した条例の一部見直しが必要かと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（井上光三君）

防災交通課長 長澤康君。

○防災交通課長（長澤康君）

そのような事態が生じた時は、今後、早急に条例の改正をして参りたいと考えております。以

上です。

○議長（井上光三君）

2番 樋口正訓君。

○2番議員（樋口正訓君）

どうか、わが町の防災の主役である消防団員の条例を、早急に点検をして、整備していただければと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、2番目の質問に入ります。消防団員のサポート支援事業による団員確保の成果について伺います。

町では平成27年12月から、自分たちが育った、暮らす、働くまち富士川を守るために、活動している消防団員とその家族の支援をするために、サポート店から団員が物品購入の際、割引やポイント特典など優遇措置を受けられるような制度を実施しております。

そこで質問です。この消防団員サポート支援事業による団員確保対策の成果についての状況を伺います。お願いします。

○議長（井上光三君）

防災交通課長 長澤康君。

○防災交通課長（長澤康君）

ただいまの質問にお答えします。

消防団員サポート事業は、町内の店舗や事業所による協力のもと、消防団員の確保、消防防災力の充実及び強化を図るため、消防団員や団員の家族に対し優遇措置を講ずる事業であり、令和元年9月現在の協力加盟店は26店となっております。消防団員サポート事業による団員確保に対する成果は、平成30年度に行なった「消防団員サポート事業の利用状況に関するアンケート」で、「よく使っているのでありがたい」との一部意見があった一方で「日常的に使える店がない」や「使う機会がなかった」など、団員のメリットとなっていない意見が多くあり、有効な団員確保対策となっていない結果となりました。

こうしたことから、今後町は新たなサポート店の確保や山梨県全域を対象とした「山梨県消防団員サポート事業」へ参加するなど、団員の確保につながる事業の拡大を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

2番 樋口正訓君。

○2番議員（樋口正訓君）

現在、加盟店は26ということを伺っております。飲食店が多い傾向ですが、今後さらに幅広い加盟店を増やして、この事業の拡充を更に図っていただけると、こういうことでよろしいでしょうか。

○議長（井上光三君）

防災交通課長 長澤康君。

○防災交通課長（長澤康君）

答弁のとおり、山梨県の消防団員サポート事業への参加をするとともにですね、加盟店も増加していきたいと考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

2番 樋口正訓君。

○2番議員（樋口正訓君）

それですね、道の駅富士川、あそこへ行きますと品数も多い、イベントも多種、数も多くいろんなイベントを取り計らって開催していただいていると。そこをまた、加盟店の1つにしていただきながら、道の駅との連携を持って、多くの利用客等を図っていただける、こんな考えはいかがでしょうか。

○議長（井上光三君）

防災交通課長 長澤康君。

○防災交通課長（長澤康君）

今後、道の駅とも協議していく中で、サポート店への加入もお願いしたいと考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

2番 樋口正訓君。

○2番議員（樋口正訓君）

よろしくお願いいたします。地域に密着した、消防団員の継続確保を図るために、サポート加盟店との協力、また、当局の積極的な応援態勢でサポート事業のさらなる推進をよろしくお願いいたします。以上、消防団員についての質問を終わります。

続きましてドローンの質問に入ります。災害対応にドローンを活用した取り組みができないかを伺います。平成30年9月議会の一般質問に、私はドローンを活用した被害調査の災害協定の推進について質問をいたしました。11月には、測量会社3社と協定が結ばれております。

その後、ドローンの普及は著しく、災害時の状況など、交通網の寸断による影響を受けずに、行方不明者の捜索、また、命を救った例もたくさんあると聞いております。広範囲に、かつ瞬時に状況の把握が可能で、災害の拡大防止や早期復旧に向け、ドローンの貢献度は大であると考えますが、質問です。ドローンの導入について、当局の考えをお聞きしたいです。よろしくお願いいたします。

○議長（井上光三君）

防災交通課長 長澤康君。

○防災交通課長（長澤康君）

ただいまの質問にお答えします。

無人航空機いわゆるドローンは、カメラを搭載することで、上空からの映像を地上に伝えることができ、実際の災害現場で初期の情報収集等に活用されていることから、町は、防災面での活用が可能であり、発災時等の映像による情報収集は大変重要であると認識しております。

このようなことから、災害時での活用を目的に、平成30年11月、町内の民間会社3社と「災害時における被害調査の支援に関する協定」を締結し、大規模災害発生時にドローンによる被害調査を行うこととしたところであります。

しかし、大規模災害発生時以外として、現在、困難を極めている行方不明者の捜索や、林野火災の早期確認といった消防活動にも活用が可能であることから、町としましてもドローンの導入

を検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

2 番 樋口正訓君。

○2 番議員（樋口正訓君）

非常に便利なドローンではありますが、導入に向けての予算は、どのような機種で何台を検討できるか伺います。

○議長（井上光三君）

防災交通課長 長澤康君。

○防災交通課長（長澤康君）

ただいまの質問にお答えします。

機種等につきましては、まだ未定ですので予算的なことは言えませんが、一応、ドローンにつきましては1台導入していく予定でおります。以上です。

○議長（井上光三君）

2 番 樋口正訓君。

○2 番議員（樋口正訓君）

検討に向けて、ぜひよろしくお願いいたします。

また、再質問ですが、さらに、当局のほかに、消防団の活動にもドローンの導入が期待できるのではないのでしょうか。ドローン部隊の提案です。全国的にもまだ導入例はわずかであり、災害発生現場における状況確認や捜索活動で、現场上空にドローンを飛ばして、被災者や避難支援にも効果があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（井上光三君）

防災交通課長 長澤康君。

○防災交通課長（長澤康君）

今後、ドローンを導入していく上で、消防幹部会等へ諮り、検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

2 番 樋口正訓君。

○2 番議員（樋口正訓君）

よろしくご検討のほどお願いいたします。

再質問です。ドローンという活用が運用されるようになりますと、エンジニア不足で、人材の育成など、今後、急速にエンジニアの育成に対する需要が高まるものと考えますが、その対応は可能でしょうか。

○議長（井上光三君）

防災交通課長 長澤康君。

○防災交通課長（長澤康君）

ただいまの質問にお答えいたします。

ドローンの導入を検討するにあたって、操縦者の育成環境を整えることも重要であると考えておりますので、今後、操縦者の育成環境のほうも検討していきたいと思っております。

○議長（井上光三君）

2番 樋口正則君。

○2番議員（樋口正則君）

ご検討のほどよろしくお願いします。

過去の災害を振り返りますと、2014年2月の記録的な大雪は、まだ記憶に新しいところです。雪のために交通網が遮断され、災害復旧にあたり、発災時にドローンがあれば、孤立した山間部の情報を広範囲に入手できたのではないだろうかとも振り返ります。このドローンの活用を大いに期待するところであります。県内の自治体や消防でも導入を検討する話も耳にしますが、他の自治体に先駆けての実用化を、ぜひよろしくお願いします。この質問を終わります。

続きまして、ドローン関連ではありますが、観光産業及び町の振興にドローンを活用した取り組みもできないかということを伺います。季節によって、その場所は全く違った輝きを放っております。

特に、魅力あふれる我が町は、春から夏には大法師の桜、小室のあじさい。秋から冬は、大柳川の紅葉、穂積のゆず、ダイヤモンド富士など、四季折々の表情を見せております。上空からドローンを活用して、観光用のPR動画を全国に発信して、観光客を呼び込めるような取り組みはできないか、当局のお考えを伺います。

○議長（井上光三君）

産業振興課長 依田正紀君。

○産業振興課長（依田正紀君）

ただいまの樋口議員の観光産業及び町の振興にドローンを活用した取り組みができないかという質問にお答えします。

本町の観光産業における情報発信は、これまで「富士川町観光ガイド」等、各種パンフレットのほか、ホームページへの掲載、QRコードでの観光資源の動画配信などを行なっております。近年、テレビ番組やインターネット上の動画サイト等において、ドローンを活用した動画や静止画が多く配信されています。

ドローンによる撮影では、普段と違った景色を見ることができることから、大法師公園の桜や楡形山、大柳川溪谷など、自然豊かな本町の観光資源を撮影することで、今までにない観光情報の発信が可能となります。また、災害時における遊歩道及び登山道など、観光施設の被災状況の確認や点検作業においては、危険を伴うことなく実施できることから、観光産業において幅広い場面での活用が可能であると考えます。さらに、町の振興においては、広報の取材や移住・定住促進のためのプロモーションビデオなど、町の魅力発信に向けた取り組みも可能となります。

こうしたことから、防災や町の振興及び観光産業事業など、多くの分野において、ドローンを活用した取り組みが考えられることから、導入に向けて検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

2番 樋口正訓君。

○2番議員（樋口正訓君）

課長のお答えですと、非常にドローンの活用も、導入も、非常にありがたいかなということで、

促進をぜひよろしくお願いいたします。

さらに再質問ですが、観光面で幅広く効果的な広角的な活用に期待が膨らみますが、例えば1つ、イベントの中から、参加者に好評の「ゆずの里絶景ラン&ウォーク」を、ドローンを活用して、上空から動画で配信ができるようなことは可能でしょうか。

○議長（井上光三君）

産業振興課長 依田正紀君。

○産業振興課長（依田正紀君）

ただいまのイベント等におけるドローンの活用についてお答えします。

イベントや夜間におけるドローンの運行は、法令より規制されており、運航をする場合は国土交通大臣の許可承認が必要となります。各種イベントにおけるドローンの活用は非常に効果的な情報発信の手法であると考えられることから、法令を遵守することによって可能であると考えられます。以上です。

○議長（井上光三君）

2番 樋口正則君。

○2番議員（樋口正訓君）

ぜひ、効果的な活用をよろしくお願いいたします。

さらに再質問ですが、確認です。農林振興面での活用も可能ということですが、森林や水田の発育状況、野生の動物たちの生態、また保護、さらに粗大ゴミの不法投棄など、こういうことも考えておられるということでしょうか。

○議長（井上光三君）

産業振興課長 依田正紀君。

○産業振興課長（依田正紀君）

ただ今の農林業へのドローンの活用ということでお答えします。

農林業へのドローンの活用は、町有林等、森林荒廃状況や水稲や果樹の発育状況、病害虫の感染状況の確認等、多様な場面での活用が可能だと考えられます。以上です。

○議長（井上光三君）

2番 樋口正訓君。

○2番議員（樋口正訓君）

ありがとうございました。

導入後は限りなく、多くの可能性が実現できるものと改めて確信をいたします。町の産業観光や四季を通じたプロモーションビデオ、地域で暮らす郷土食豊かな人々の魅力を紹介して、「行ってみたい」、「見てみたい」、「住んでみたい」などの移住・定住活動の後押しにも、大いに役立てるのではないかと期待をいたします。近隣の市町村に先駆けての、これまでにないドローンを活用した施策を展開して、防災、災害対応や産業観光、農林振興、また魅力あふれる映像を富士川町から世界に発信して、「暮らしと自然が輝く交流のまち」実現のために、私は実用化に期待膨らむドローンの導入を提案します。

以上で私の一般質問を終わりにします。

○議長（井上光三君）

以上で通告2番。2番樋口正訓君の一般質問を終わります。
ここで暫時休憩します。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時09分

○議長（井上光三君）

休憩を解いて再開します。

続いて、通告3番 4番井上和男君の一般質問を行います。

4番 井上和男君。

○4番議員（井上和男君）

おはようございます。4番井上和男です。

これより通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。子どもの目の機能は、生まれてから発達を続け、6歳ごろまでには、ほぼ完成をいたします。成長の段階で、視力異常を見つけるための検査では、「ランドルト環」と呼ばれるものが一般的に使われております。ここにいらっしゃるすべての方が、子どものころ、あるいは眼鏡を作るときの視力検査で、アルファベットの「C」、または丸い円の一部が欠けているのが見えるかどうか、確認する検査を受けたことがあると思います。あの丸い円の一部が、欠けた絵を「ランドルト環」といいます。ちなみに、直径が7.5ミリで、太さが1.5ミリ、切れ目が1.5ミリのランドルト環を5m離れたところで見分けられる視力を1.0というそうです。これは世界共通の基準だそうです。本町でもこのランドルト環の検査を実施していると思います。3歳児健診の視力検査では、視力異常者は、「なし」という結果であります。

しかし、3年後の就学時健診では8.3%の視力異常者が発見されております。小学校入学時で視力異常が発見され、弱視と診断されても十分な視力が得られないとの指摘がなされております。そのために、町でも3歳児健診での視力異常者の発見率向上に取り組んでおられると思います。その取り組みについて伺いいたします。

○議長（井上光三君）

子育て支援課長 佐藤洋子さん。

○子育て支援課長（佐藤洋子さん）

ただ今の、3歳児健診における視力異常の発見率向上の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

3歳児健康診査における視覚検査につきましては、視力の発達を阻害する疾病の早期発見及び早期治療を目的として実施しており、国の指針に基づき、ランドルト環を用いた方法で実施しております。

検査方法といたしましては、3歳児健康診査の通知とともに、ご家庭での視覚検査用ランドルト環及び説明資料を送付し、事前に検査を実施していただいております。健診の際には、検査の確認及び問診を行い、検査未実施または検査不可能な場合は、3歳半で再度ご家庭での検査をお願いしております。

また、3歳半で検査が不可能な場合は来所いただき、保健師が検査を行い、その上で視力の確認ができない場合は、精密検査票を発行して、眼科医受診に繋げるシステムとなっております。以上です。

○議長（井上光三君）

4番 井上和男君。

○4番議員（井上和男君）

再質問です。先ほどの回答の中で3歳半での再確認の方法がどのようなことで行われているのか、教えていただきたいと思います。

○議長（井上光三君）

子育て支援課長 佐藤洋子さん。

○子育て支援課長（佐藤洋子さん）

3歳半での検査の方法についてであります。3歳児健診と同様な方法で、ランドルト環を使用した検査をお願いしているところでございます。以上です。

○議長（井上光三君）

4番 井上和男君。

○4番議員（井上和男君）

再質問です。就学時健診で、異常が判明した子どもの追跡調査というのは行っているのでしょうか。

○議長（井上光三君）

教育総務課長 中込浩司君。

○教育総務課長（中込浩司君）

ただ今の質問にお答えさせていただきます。

就学児健診におきまして異常が見つかった場合は、その保護者に再検査の通知をお渡しし、いわゆる眼科医などでもう一度精密検査をしていただいた結果の報告書を町の教育委員会にいただいて、そのまま入学予定の小学校に通知を渡していることを行っております。以上になります。

○議長（井上光三君）

4番 井上和男君。

○4番議員（井上和男君）

弱視治療には、3歳半から5歳ごろまでスクリーニングで発見されることが重要であるといえます。

次の質問ですけれども、しかし、子どもの視力検査は難しいことも分かります。そこで、簡単な操作で、客観的で正確な検査結果が得られる「スポットビジョンスクリーナー」の導入により、視覚異常者の早期発見につながる当局の考えをお伺いいたします。

○議長（井上光三君）

子育て支援課長 佐藤洋子さん。

○子育て支援課長（佐藤洋子さん）

スポットビジョンスクリーナーの導入についてのご質問にお答えいたします。

スポットビジョンスクリーナーは、生後6か月以降成人まで使用できる視機能の屈折検査機器であります。特徴としては、簡易な方向で検査ができ、近視・遠視のみならず乱視・不同視・斜視等の視覚異常のスクリーニングが可能であり、3歳児健診等で導入している自治体では、弱視の発見率が向上している状況もみられてきております。

しかしながら、非常に高価な機器であり、町村単位では使用頻度も少なく、導入自治体は増加しているとはいえ、全国的にもまだ少数であります。町としましては、まず、3歳児健診における視力検査方法の徹底を図るとともに、ご家庭での視力検査の重要性について、さらに啓発してまいりたいと考えております。

また、屈折検査機器については、既に導入している自治体の状況や眼科医師のご意見、また県への要請なども含めて、総合的に検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

4番 井上和男君。

○4番議員（井上和男君）

再質問です。このスポットビジョンスクリーナーの取扱業者ではデモ機の貸し出しを実施しております。3歳児健診や保育所でこのデモ機を使用してみたいはいかがでしょうか。

○議長（井上光三君）

子育て支援課長 佐藤洋子さん。

○子育て支援課長（佐藤洋子さん）

デモ機の使用のご提案についてお答えいたします。

この機器を取り扱っている会社と相談したところ、デモ機1町村に1回、1日のみ貸していただけるということをお答えいただきました。今年度、1回、3歳児健診の日にお借りいたしまして、その日を利用して、保育所等でデモ機を活用して、その状況を把握してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

4番 井上和男君。

○4番議員（井上和男君）

はい、ありがとうございます。前向きな回答をいただきまして、本当にありがとうございます。

弱視については、発見から治療までの期間が限られております。子どもの将来に関わる事ですので、町においても治療ができる月齢になったら、できるだけ早く発見できるよう、取り組んでいただきたいと思います。

以上で私の質問は終わります。

○議長（井上光三君）

以上で通告3番 4番井上和夫君の一般質問を終わります。

○議長（井上光三君）

続いて、通告4番 1番秋山仁君の一般質問を行います。

1番 秋山仁君。

○1番議員（秋山仁君）

秋山仁です。通告に従いまして、3問質問させていただきます。

最初の1問目ですけれども、新庁舎建設の懇話会について、7大事業であります新庁舎建設は、平成28年新庁舎整備検討委員会を皮切りに、新庁舎に導入する機能、敷地の配置計画などの議論によって、建設費の想定規模6,500㎡、設計費、解体費、外構整備を除いて26億円でありました。

そして、同年の11月に基本構想が策定され、平成29年に5回の会議を経て6つの基本機能を柱に基本計画が策定されました。昨年11月には新庁舎執務環境整備基本計画が発表され、その中で、プロポーザル方式による設計業務委託仕様書などによると、敷地面積13,000㎡、延床面積最大で5,900㎡となっていて、主要構造鉄筋コンクリート造り、鉄骨造りを基本とするとなっております。

そこで、1番としまして、今回示された新庁舎の総面積4,713㎡は、将来的に町民サービスの向上、防災機能、拠点からして、適切な規模かどうか伺います。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君。

○管財課長（樋口一也君）

ただ今のご質問にお答えいたします。

新庁舎につきましては、これまで、平成28年に「新庁舎整備基本構想」を、平成29年には「新庁舎整備基本計画」を策定しており、庁舎に必要な延床面積を最大6,300㎡程度としたところであります。

その後、平成30年に策定した「執務環境整備基本計画」では、庁舎の現状調査を行い、必要面積について考察、精査を行い、その結果を基に、本年進めている基本設計業務のプロポーザルの条件といたしまして、最大5,900㎡以内としたところであります。

こうした経過を踏まえ、現在、町民の皆さまにとって利用しやすい課の配置や、防災機能をはじめ、執務環境の効率化を図る中、4,700から4,800㎡となる建物規模として、先般、町民懇話会へ提案させていただいたところであります。以上です。

○議長（井上光三君）

1番 秋山仁君。

○1番議員（秋山仁君）

先ほど、私は5,900㎡と言いましたが、5,900㎡以内でした。

国交省の基準を参考にしての設計図と聞いております。町民としては、来庁したときに、やはり短時間で事を済ませたいと多くの町民が考えています。また、災害時には、庁舎が拠点になるので、頑丈な建物、これが重要と考えます。今後、人口減少の進む中ですが、職員の事務量が減ることは考えにくく、かえって国や県からの権限移譲があり、事務量が多くなることが想定されます。多くの町民は、大きい庁舎建設でなくてもいいが、小さくてもサービス低下につながるのではないかと、支障が出ることも、もっと困ると思っております。

そこで、再質問ですが、今後は窓口に来なくても、申請書類が発行できる時代であり、それよりも相談事が非常に多くなるのではないかと考えられます。相談コーナー、資料の中には1階にはありますけれども、もう少しあってもいいんじゃないかなというにちょっと考えますが、いかが

ですか。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君。

○管財課長（樋口一也君）

ただ今のご質問にお答えいたします。

懇話会に提案した図面等につきましては、現段階では案ということでございます。現在、懇話会の委員の皆さま方等から、ご意見等をいただく中で、相談室の増室等も考えられると思いますので、ご意見を集約する中で検討してまいりたいと考えております。

○議長（井上光三君）

1 番 秋山仁君。

○1 番議員（秋山仁君）

ぜひ、懇話会の意見を尊重してもらいたく思います。

質問の（2）としまして、基本計画の新庁舎整備の基本的な考え方として、基本方針が5つ示された中に、住民協働の拠点となる人が集う庁舎とありますが、図面上はどこにあるか教えていただきたいです。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君。

○管財課長（樋口一也君）

ただ今のご質問にお答えいたします。

新庁舎整備基本計画では、町民活動の機能として、会議やイベント、諸活動で利用できる町民開放会議室を整備することや、町民の皆さまの作品が展示できる多目的スペース、来庁者が休憩など気軽に利用できるスペース、行政情報や観光情報を発信するスペース等を計画しているところであります。先般、議会や懇話会に提案した資料につきましては、課の配置や会議室とともに、町民の皆さまが利用する町民ギャラリーや町民開放会議室等を平面図としてお示しいたしました。

今後は、議会や懇話会委員の皆さまのご意見等を取り入れながら、新庁舎整備基本設計におきまして、さらに詳細な配置を示してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

1 番 秋山仁君。

○1 番議員（秋山仁君）

基本的な考え方、ちょっと読ませていただきましたら、総合案内所の設置とか 業務連携の課を可能な限り隣接の配置ということが載っておりました。町民は、やはり交流や活動の促進拠点、また、庁舎を訪れたときのコミュニケーションが生まれるような庁舎になるように願っていると思われま。

次に（3）としまして、今回、建設場所が1案示されましたが、他の計画案はがなかったかどうか伺います。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君。

○管財課長（樋口一也君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

平成２８年に策定した新庁舎整備基本構想を基に、新庁舎建設の根幹となる基本計画の第一歩といたしまして、平成２９年１０月に現庁舎周辺の測量調査及び土地利用方針の策定を実施いたしました。

この調査及び方針により、建物の建築面積を想定する中、上下水道を含めた町道の付け替えの是非や、周辺道路の交通量調査の結果等を含め、１２パターンの配置案について考察いたしました。

その結果、現庁舎南側の町有地は不整形であるため、必要な建築面積が確保できないこと、また、現庁舎が建っている場所に建替える場合には、仮設庁舎の建設や２度の引っ越しなど、さらに費用がかかることから、庁舎建物の配置につきましては、懇話会でお示しした計画案のとおりとさせていただいたところであります。以上です。

○議長（井上光三君）

１番 秋山仁君。

○１番議員（秋山仁君）

再質問ですが、計画案でいくと北南の建物という計画なんですけれども、今の建物のように西東のほうがいいのではないかと、そうすることによって町道９号線がもうちょっと活かされるのではないかなというふうに思われます。そして、３階の建物ですけれども、費用の面もあるかもしれませんが、４階建てはどうなのかなというようにちょっと考えるわけなんですけれども、そうすることによって、町民生活課、町民が利用する方々の相談コーナーなどが集約できるのかなというにちょっと思われるんですけれども、いかがですか。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君。

○管財課長（樋口一也君）

ご質問に答えします。

本体建物の建築位置につきましては、必要な面積の確保、建築費用等のことを考慮して、最低限の建物高層階と考えております。そうしたことから、敷地の検討、考察する中で、現在の位置ということで、３階建の建物というような検討をしているところでございます。以上です。

○議長（井上光三君）

１番 秋山仁君。

○１番議員（秋山仁君）

ぜひ、敷地を十分活かした配置が重要かなと考えます。

再質問ですが、町道９号線、これを取り込まない案があったかどうか、伺いたいです。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君。

○管財課長（樋口一也君）

ご質問にお答えいたします。

１２パターンの中には町道９号線にかからない案もございました。以上です。

○議長（井上光三君）

1 番 秋山仁君。

○1 番議員（秋山仁君）

そうしますと、再質問ですが、平成29年4月に設計業務委託特記仕様が、当時、土地利用方針策定業務委託、この時はどういうふうな結果だったのでしょうか。平成29年4月の時ですね。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君。

○管財課長（樋口一也君）

ご質問にお答えいたします。

その調査の結果というよりか、委託業者のほうから12パターンの提示をしていただいて、その後、その提案に基づきまして検討をする材料ということで使ったところでありますので、そのものの自体に結果というものを示されているわけではございません。以上です。

○議長（井上光三君）

1 番 秋山仁君。

○1 番議員（秋山仁君）

再質問ですが、設計業務の委託特記仕様書の敷地面積のこの項目に、町有地の有効活用、近隣住民の利便性に配慮した上で、道の付け替えを可能とするとありますけれども、これありきで今回の資料が出たのかなというに、ちょっと思われるのかどうか、お聞きしたいです。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君。

○管財課長（樋口一也君）

ご質問の答えいたします。

プロポーザルの特記仕様のことだと思いますけれども、これに関しましては、先ほどから出ています、新庁舎整備測量調査及び土地利用方針策定業務によりまして、12のパターンの中で検討し、その検討した結果を、現在の提案のものに提示したというものでございます。以上です。

○議長（井上光三君）

1 番 秋山仁君。

○1 番議員（秋山仁君）

それでは、（4）番に移らせてもらいます。

標準機能以外の機能において「災害対策機能」は計画案のどこに示されているのか、お願いしたいです。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君。

○管財課長（樋口一也君）

ご質問にお答えいたします。

新庁舎整備基本計画では、災害発生時に庁舎の被害を最小限に抑え、主要な機能を維持し、迅速な災害対応活動が行えるように、建物の耐震性の確保を図ることとしております。また、庁舎内には災害対応に必要な機器を常設した部屋を整備することとしており、これらの機能につつま

しては、今進めている基本設計や、今後の実施設計に反映していくこととしております。以上です。

○議長（井上光三君）

1 番 秋山仁君。

○1 番議員（秋山仁君）

再質問ですが、災害時の重要拠点として、災害対策室と備蓄倉庫はどの程度か、どの程度の必要面積を考えているのか、聞きしたいです。基本計画時は360㎡というふうになっている訳ですけども。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君。

○管財課長（樋口一也君）

ご質問にお答えいたします。

まず、防災機器等を整備した部屋についてございますが、現段階では平面図のとおりでございます。必要面積という部分でも、今洗い出しをしてございまして、その防災行政無線室となるその部屋には、防災無線の放送機器類、Jアラートの機器類、山梨県の防災行政無線の衛星系の設備類、防災ラジオの専用PC等を1箇所にとめるということで、現在、部屋の形を考えております。それによる面積は今この段階では出ているものではございません。

防災備蓄倉庫につきましては、庁舎建物の中ではなく、庁舎建物の外ということで考えておりまして、建物の中にはその防災備蓄倉庫は位置づけられておりません。以上です。

○議長（井上光三君）

1 番 秋山仁君。

○1 番議員（秋山仁君）

再質問ですが、全町民を対象とした説明会を11月に開催予定であります。もっと早くすべきではないかなと思われま。スケジュールの前倒しがどうかと思いますけど、いかがですか。

○議長（井上光三君）

秋山議員、今のは、4番の質問とはちょっと離れていますので、通告に沿った再質問に変えてください。

1 番 秋山仁君。

○1 番議員（秋山仁君）

再質問ですが、全体を通しての再質問ですが、新庁舎建設にあたり、専門員の任命は、今1名の方がいらっしゃいますけども、1名ないし2名、良い庁舎造りをする上でいかがでしょうか。

○議長（井上光三君）

秋山議員、今の質問もう一度お願いします。ちょっと分かりにくいので。

○1 番議員（秋山仁君）

今、建築専門員が1名いますけれども、そのほかに2名ないし、3名とは言いませんけれども、建築の専門家を入れてはいかがでしょうかね、ということなんですけれども。

○議長（井上光三君）

町長 志村学君。

○町長（志村学君）

ただいまの建築専門員をもっと増員したらいかかという質問にお答えいたします。

今回の庁舎は、県内で優秀な点数を一定に置きながら、ジョイントを組んでもらった設計会社が入っております。ただ、設計会社の言うなりというわけにもいきませんので、そういった設計会社からの提案の設計内容が読める人を置いておきたいということで、現在いる専門員の以前にも、国土交通省出身の人を1人置いておきました。ただ、その人が民間に取られてしまったものですから、今回県のほうにお願いをして、これまでも県の建物をやってきた人をお願いしながら、今回、やっていただいています。しっかり、今までも仕事をしている人ですから、1名いれば十分だと思っています。また、いろいろ悩むことがあれば、県には、まだまだ同僚がおりますので、そう人たちとも十分相談ができるものと考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

1 番 秋山仁君。

○1 番議員（秋山仁君）

今後、やっぱり末永く利用する庁舎は、町民は利用しやすく、災害時の重要な拠点場所として、また、職員の効率的な事務の執行ができるような新庁舎ができるように願っております。

次に、2 番目に入りたいと思います。今回、台風15号は災害が本当になくて安心しております。町長はじめ職員の皆さま、本当にご苦労さまでした。近年は日本列島が長雨や季節外れの台風などにより、大災害に全国で見舞われています。本町におきましても、大きな災害は余り見受けられませんが、小さな災害は町内各所で起こっています。

こうした中、町内の最勝寺、大久保、鰺沢地区を中心に流れております戸川が、今年は度重なる大雨により、八丁橋、大久保いわゆる最勝寺の寺尾という場所ですけれども、その橋ですけれども、その上流の堰堤に、それ以上にもですね、砂利などが堆積し、大口の水の取り入れに支障をきたしています。町の対策はどのように考えているのか、伺います。

○議長（井上光三君）

土木整備課長 志村正史君。

○土木整備課長（志村正志君）

ただ今のご質問にお答えいたします。

大口取水施設につきましては、土砂が堆積すると、取水量が減少し、大久保、最勝寺、天神中條の田用水が十分ではないことから、その対策として、平成26年度までは、その年に堆積した土砂を渇水期に年1回浚渫し、取水に影響がない右岸側に積み上げてまいりました。

しかし、積み上げた土砂が大量になったため、平成27年度は浚渫と土砂の搬出、平成28年度は浚渫のみ、平成29年度は浚渫と土砂の搬出、平成30年度は浚渫のみを実施してまいりました。その堆積する要因の一つに、早川砂利協同組合が、大口取水施設の上流堰堤の堆積土砂を平成24年度まで採取をしたが、平成25年度以降、採取しなくなったことだと考えられます。その理由について、平成30年度に山梨県の担当者から、早川砂利協同組合に戸川の土砂の採取を依頼したところ、現在、運搬費が高騰し、土砂が良質ではないため、採取できないとの回答であったことから、平成31年度は、渇水期に浚渫と土砂の搬出を実施するため、その所要の経費を当初予算に計上したところでございます。

しかし、この5月6月の大雨により、土砂が堆積したため、最勝寺区長さんから、浚渫の要望があり、渇水期前ではありますが7月31日から8月2日まで、浚渫搬出をしたところですが、その後の台風10号により土砂が再度堆積したところでございます。

こうしたことから、明年度の取水に影響があるため、今後の渇水期に浚渫と土砂の搬出を実施するため、その所要の経費を今定例会に補正予算を上程させていただいたところです。また、大口取水施設の上流の土砂につきましては、町で土砂置き場が確保できたことから、山梨県峡南建設事務所に土砂の浚渫搬出を要望したところ、河川維持管理業者が9月末までに、作業完了の予定で進めているところでございます。以上でございます。

○議長（井上光三君）

1番 秋山仁君。

○1番議員（秋山仁君）

そうしますと、また、予算をもりながら搬出作業をしていただけるということで、ぜひお願いします。増穂地区の西部の田んぼ、大体ですけれども皆さん利用してしまして、そして、火災の時にはですね、やはり水路から水を引くというようなことで、非常に重要であります。南海トラフや上流からの土石流も懸念されるわけですから、ぜひ国、県のほうに働きかけをお願いいたします。

再質問ですが、大口部分の水の取入口の頭首工、これの改良工事、例えば狭くするというようなことは可能かどうか。もうちょっと狭くするほうが先ほど言ったようにいいかなと思われまいます。いかがですか。

○議長（井上光三君）

土木整備課長 志村正史君。

○土木整備課長（志村正志君）

ただいまのご質問にお答えします。

取水施設につきましては、河川占用の許可を受けていることから、変更については、現段階では困難であると考えております。しかし、浚渫と搬出に関する経費が毎年約80万から100万円必要としておりますので、何か対策を検討する必要があると考えております。

こうしたことから、その対策について、山梨県峡南建設事務所への相談をしてみたいというように考えているところでございます。以上です。

○議長（井上光三君）

1番 秋山仁君。

○1番議員（秋山仁君）

ぜひ、多くの方が利用していますから、県のほうなりに折衝よろしくをお願いします。先日の町長の所信表明でも34年の伊勢湾台風の写真展を道の駅で行うということも聞きまして、今後の防災行政に非常に役に立つではないかと思われまいます。この時の被害は、尋常ではなかったということも聞いておりまして、ぜひそんなことでよろしくをお願いします。

次に、3問目の質問に入りたいと思います。

新児童センター事業費について伺います。本年4月に開所しました児童センターは、子どもたちの年齢に応じた対応をしていただき、毎月の利用者も700人から800人と聞いております。

また、先生、職員の方々のきめ細かい指導により、最近は町外からの利用者が格段に増加していると聞いております。

そして、多目的ホール、子育て芝生広場設置により、また、多くの行事ごとを増やしているということで、親御さんには充実感があり、何よりも新しいということで人気を博しております。

事業費が概算１０億でしたが、実際には６億６０００万と聞いております。この事業費の詳細を、町民に早目に公開すべきと思われます。リニア関係で古い解体施設の終了が９月１０日ですかね。事業契約終了は１２月末と確認していますが、いかがですか。

○議長（井上光三君）

子育て支援課長 佐藤洋子さん。

○子育て支援課長（佐藤洋子さん）

ただ今の新児童センター事業費の実績の公開についてのご質問にお答えいたします。

新児童センターは、平成２８年度より事業を開始し、平成３０年度末に施設は完成いたしました。新児童センターの事業費につきましては、施設完成までではなく、ますほ児童センター解体工事終了までが新児童センター事業であります。こうしたことから、ますほ児童センターは解体工事が終了し、ＪＲ東海と補償費の交渉を行い、補償費が確定したのちに新児童センターの事業費の公開を行って参りたいと考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

１番 秋山仁君。

○１番議員（秋山仁君）

そうしますと、補償費の確定後に公開するということで理解しました。

再質問ですが、そうしますと１２月議会には報告できますでしょうか。

○議長（井上光三君）

子育て支援課長 佐藤洋子さん。

○子育て支援課長（佐藤洋子さん）

ただ今、申し上げましたとおり、９月１０日まで、中ごろまでで解体工事は完了する予定でありますので、その後、補償額の確定をいたします。今、ご質問のありましたとおり１２月議会ころまでには報告できる予定であります。以上です。

○議長（井上光三君）

１番 秋山仁君。

○１番議員（秋山仁君）

再質問ですが、一般財源が費用として拠出していると聞いていますが、基本設計や備品、上下水道などは補償対象額から除外されているとも思いますが、公開する際は、補償金、補助金、起債、一般財源等わかるように公開してもらいたく思いますいかが、いかがですか。

○議長（井上光三君）

子育て支援課長 佐藤洋子さん。

○子育て支援課長（佐藤洋子さん）

そのとおり公開してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

1 番 秋山仁君。

○1 番議員（秋山仁君）

立派な建物ですから、さらなる施設の充実ができるように願っております。

これで質問を終わります。

○議長（井上光三君）

以上で通告 4 番 1 番秋山仁君の一般質問を終わります。

○議長（井上光三君）

続いて、通告 5 番 6 番秋山稔君の一般質問を行います。

6 番 秋山稔君。

○6 番議員（秋山稔君）

6 番秋山です。それではこれから私の一般質問を行います。

最初の 1 の（1）の質問ですが、町内に出入りする大型車両や関係者車両によって傷んだ道路などは、どこが補修整備するのかという質問ですが、3 月の定例会におきまして、リニア工事に伴い、本町における工事車両について、平林青柳線は、月最大 6, 5 9 3 台。仮に 1 か月 2 5 日稼働で計算しますと、1 日当たり 2 6 4 台。また、県道 4 2 号 9, 4 9 5 台、1 日約 3 8 0 台。高下鰍沢線で 5, 0 0 4 台、1 日約 2 0 0 台。その工事期間は 7 年から 8 年。工事の曜日時間帯は、施工業者が決定次第検討し、具体的に示すという答弁がありました。この 1 日当たりの台数は答弁の中に入っておりませんが、この台数が町内の工事区間を 1 日約 2 0 0 から 3 0 0 台の工事車両が通行するということになります。そして 7 年から 8 年走行すると、路肩が崩れたり、側溝が傷んだり、あちこちに大小の穴など傷んだ道路が出てくることは間違いありません。

そこで、町内のこの傷んだ道路は、どこが補修整備するのか、伺います。

○議長（井上光三君）

土木整備課長 志村正志君。

○土木整備課長（志村正志君）

ただ今のご質問の答えします。

リニア中央新幹線建設に伴う工事用車両につきましては、平成 2 6 年 8 月、J R 東海が取りまとめた環境影響評価書の中で、本町内の県道平林青柳線及び県道高下鰍沢線を通行ルートと運行台数が想定されておりますが、町道を通行するルートは示されていません。また、環境影響評価書では、工事施工箇所から県道 2 路線にとりつくまでの経路については、できる限り工事施工ヤード内を通行し、周辺住居等への影響を低減するよう配慮するとしております。

しかし、町としましては、県道 2 路線までは、町道を通行しなければ、資材及び機械の運搬は不可能であり、また、県道と同程度の台数は、町道を通行することになると考えております。

こうしたことから、工事施工者が決定した後、通行する町道の路線が確定した段階で、J R 東海と舗装の維持管理に関する基本協定を締結し、その中で、維持管理費用の負担方法及び負担割合などを定めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

6 番 秋山稔君。

○6 番議員（秋山稔君）

今の答弁ですと、J Rの方が、まだ具体的な道路が示されていないということで、これからJ Rと協議をして、その道路の舗装についてはやっていきますということでよろしいんですね。

そこでですね、その協議する中で、その道路は、その都度、補修していくのか。それから、あと費用はどこで負担するのか。そして、町で負担する費用はどのくらいあるのか。できれば、あまり町としては出してほしくないとは思っているんですが。その道路が、あちこち傷んだ時にですね、その都度、役場に「あそこ傷んでますよ」「ここ傷んでますよ」と連絡をするのかですね。あるいはそれは、どこか統一したところがあって、そこで聞き取りをして、町のほうに降ろしてくるか、ということはまだ決まってないと思いますけれど、その辺についてはいかがですか。

○議長（井上光三君）

土木整備課長 志村正志君。

○土木整備課長（志村正志君）

ただいまのご質問にお答えします。

現在、山梨県とJ R東海との間で締結しております「県道南アルプス公園線の道路舗装の維持管理に関する基本協定及び年度協定」を参考することになると考えております。この工事施工業者が決定した後、通行する町道の路線が確定した段階で、J R東海と「舗装の維持管理に関する基本協定」を締結し、その協定に基づき、工事完成まで、年度ごとに維持管理の詳細を定める年度協定を締結し、町で舗装の維持管理を行うこととしております。また、その県との協定では、パトロール、路面の正常調査、路面上の調査です。あと応急的な舗装、打ち替え等の修繕について、J R東海から費用負担を求めていることから、現時点では町でも同様になると考えております。

その協定の中では、応急的な補修につきましては、協定締結の前年度までの5年間の舗装維持管理の平均額までは県の負担とし、その額を超過する費用は全額J R東海が負担としております。また、3年に1度の調査及び全面打ち替え等の修繕工事につきましては、工事着手前までに実施した交通量調査、あとJ R東海が想定しております工事中の交通量に基づいた費用負担割合により、県とJ R東海が負担して、修繕工事を実施することとしておりますので、現時点では町でも同様になると考えているところでございます。

ですので、通常の応急的な補修につきましては、これまでの町の維持管理費に、超えるものについては、全額J R負担でいきたいと町では考えております。あと、大規模な修繕工事につきましては、その交通量に伴って、例えば県では、10対90とか、そういった割合で協定を結んでおりまして、県が10%、J R東海から90%の費用負担を求めて、現在、やっているところでございますので、それを参考にやっていきたいと思っています。以上です。

○議長（井上光三君）

6 番 秋山稔君。

○6 番議員（秋山稔君）

今の答弁の中で、J Rと国がほとんど負担するという解釈でいいですか。協定を結んで、それから、そのものについてはやっていくというように言いましたけれども、今、答弁を聞いて、J Rと国がほとんど10対90できるとかというような、県ですね、でありますけれども、町の負

担としては余りないということでもいいですか。

○議長（井上光三君）

土木整備課長 志村正志君。

○土木整備課長（志村正志君）

ただいまのご質問に答えます。

山梨県とＪＲ東海が結んでいるのは、県道でございますので、今後、町道の路線確定した段階では、町とＪＲ東海で県の協定を参考にしながら、協議をしてみたいと考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

６番 秋山稔君。

○６番議員（秋山稔君）

分かりました。

○議長（井上光三君）

質問の途中ですが、ここで暫時休憩します。

休憩 午前１１時０１分

再開 午前１１時０８分

○議長（井上光三君）

休憩を解いて再開します。

引き続き、６番秋山稔君の一般質問を行います。

６番 秋山稔君。

○６番議員（秋山稔君）

（２）の質問でありますけれど、リニアの工事が始まりますと、工事車両が増加し、先に述べたとおりですが、頻繁に行き来する大型車両から、安心して通学するために、町内において歩道に段差があるところは、安心とはいいいませんが、段差のないところの通学路があります。現状、白線だけの歩道は、白線やグリーンベルトが薄く、車道との区分けもわからない通学路があります。かなり以上に危険だと思います。

そこで、児童や生徒が安心して通学するには、大型車両が、通学路と車道の区別を、ドライバーにははっきりと識別できるよう、白線やグリーンベルトを塗り替える必要があると思いますが、いかがですか。

○議長（井上光三君）

土木整備課長 志村正志君。

○土木整備課長（志村正志君）

ただ今のご質問にお答えいたします。

通学路の白線やグリーンベルトの維持管理につきましては、これまで舗装の打ち替え工事に合わせて施工しているところでございます。町としましても、リニア中央新幹線建設に伴う工事車両につきましては、県道２路線までは町道を通行しなければ、資材及び機械の運搬等は不可能で

あり、また県道と同程度の台数は町道を通行することになると考えております。

こうしたことから、通行する町道の路線が確定した段階で、リニア工事着手前までには、舗装の打ち替え、もしくは白線やグリーンベルトの塗り替えについて検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（井上光三君）

6 番 秋山稔君。

○6 番議員（秋山稔君）

先ほども申したとおりですね、大型車両が1日に200も300も通行するということになると、塗り替えてもかなり薄くなる率が多くなると思います。その薄くなったところを随時やるのか、あるいは薄くなった時点で塗り替えるのか、あるいは、1年経ったら塗り替えるのか。その辺はいかがでしょうか。

○議長（井上光三君）

土木整備課長 志村正志君。

○土木整備課長（志村正志君）

先ほども、答弁させていただきましたが、県とJR東海の協定を参考にさせてもらうんですが、通常の応急的な補償であれば、その年度ごとにまとめてやることになると思います。

ただし、大規模のものにつきましては、費用負担が発生することから、協定に基づいて、3年に1度か、工事期間が終わるまで、その協定の範囲内で検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

6 番 秋山稔君。

○6 番議員（秋山稔君）

子どもの安全安心をするために、ぜひ、その辺の実施をお願いしたいと思います。

それでは、次の2の（1）ですが、災害時の避難状況の把握について伺います。6月の定例会におきまして、避難者の健康状況の把握についてお伺いしましたが、自主防災等々連携により避難状況を確認し、保健師等による巡回相談を実施すると答弁されました。しかし、その質問を長期にわたる避難であると理解して答弁されたかもしれませんが、それはそれでいいのですけれど、災害時に緊急を要する場合、大地震や豪雨による大災害の直後、その1週間くらいが、行政をはじめ、どの組織も、住民にとっても、一番大変な日々であると思います。そのときに保健師等による巡回健康相談を実施することは不可能ではないかというふうに思います。また、長期短期避難にしても、その相談をするというのは、あまりにも担当者に負担が掛かるんじゃないかというふうに思います。

ではどうすれば、災害時に、しかも早急に避難状況を把握できるかということを考えますと、住民の方々から発信をしていただくことが一番早く、状況を把握することができるんじゃないかというふうに思います。災害直後に、とりあえず無事なら、掲示するものを統一してですが、住宅や車中に避難していても、無事ならタオル、または旗を入り口に表示すると。このタオルとか旗は統一された場合の過程ですけども、この掲示してないところは、何かしらの理由があってできないということを判断して、その家屋や箇所を確認することで、自主防災、あるいは関係機

関もいち早く状況を確認することができるのではないかと思います。

4年前に平林、春米、大久保、小林区で、鯉沢警察署、春米駐在所、消防、自主防などの協力を得て、タオルを掲示する訓練を、春米区では、区内にタオルを表示する旨を、1回区内で放送して実施しました。その中で、80%の区民がタオルを玄関に掲示して、その後、消防、警察署の各組織で、いち早く確認することができました。いざという時には、この方法も、やはり役立つのではないかと思います。

そこで、町民の皆さんに、各地区で日ごろから災害時に旗を掲示することを周知して、理解していただくための啓発活動をするのは、いいのではないかなというふうに思いますけれど、そのへんはいかがでしょうか。

○議長（井上光三君）

防災交通課長 長澤康君。

○防災交通課長（長澤康君）

ただいまの災害時避難状況の把握についてというご質問についてお答えします。

町は、災害時の避難状況の把握については、区からの避難や安否確認情報を収集することとしております。しかし、災害による混乱の中で、各区がすべての区民の安否情報を把握することは困難であり、安否未確認者の搜索救助活動を行う上で、すべての家屋を確認することは時間がかかることから、黄色いハンカチを掲げ、安否を確認する方法が有効であると考えておりますので、導入に向け検討してまいりたいと考えております。

○議長（井上光三君）

6番 秋山稔君。

○6番議員（秋山稔君）

先ほどのですね、黄色いハンカチという答弁がありましたけれども、その黄色いハンカチとかですね、旗、タオルでもいいんですけど、タオルというわけにはいかないかな、旗でも、町のほうで、例えば、それを作成して各戸に配ると、そんなに費用はかからないと思いますけれど、その方法もあるかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（井上光三君）

防災交通課長 長澤康君。

○防災交通課長（長澤康君）

ただいまのご質問にお答えします。

導入を検討していく中で、そのもの自体の、費用面の負担をどうするかというのも検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

6番 秋山稔君。

○6番議員（秋山稔君）

ぜひ、今、返答していただいたように、前向きでお願いいたします。

それでは（2）の質問に移ります。広島県真木地区という地域では、今年の豪雨の時に、避難所を知っていても逃げない住民が93%であったそうです。環境の異変、土の臭いがあったとか、普段と違うことに気づいていた人も多くいたそうです。「近所で、判断を決めかねている人がい

る場合、誘って逃げることも大切ですよ」、という災害の教訓として感じたことを住民が発信しておりました。これはNHKの放送をした部分を私がメモして抜粋して発言しているものでありますけれど、そこで、各地区の、各組の単位で、避難連絡網というものを作成して、いざという時に、近所でこういう声かけをすると。また、お互いの安否を確認するということで、それが自助、近助、公助につながるのではないかとということを考えますけれど、避難連絡網の働きかけをする必要が、今後あるではないかというふうに考えますが、いかがですか。

○議長（井上光三君）

防災交通課長 長澤康君。

○防災交通課長（長澤康君）

ただいまの避難連絡網の作成を促すことができないかという、ご質問にお答えします。

現在町は、各区と連携を図る中、過去に作成した地域災害対応マニュアルの更新を含めた、地区防災計画の作成を進めております。この地区防災計画は、各地区で必要と思われる項目を自由に盛り込むことが可能となった計画となりますが、計画を作成に当たっては、班や近所といった少人数単位での声かけや、避難確認について、計画内に追加するよう促してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

6 番 秋山稔君。

○6 番議員（秋山稔君）

いい答弁をいただきまして、ぜひお願いいたします。

私の今の防災の2点の質問は、費用は余りかからないということで、いざという時には、かなり成果があるというふうに私は考えております。今の答弁のように、ぜひ、前向きに検討して、今後、ぜひお願いしたいというふうに思います。

以上で私の一般質問は終わります。

○議長（井上光三君）

続いて、通告6番 11番堀内春美さんの一般質問を行います。

11番 堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

11番 堀内春美です。今回は大きく分けて2点について質問をいたします。

まず第1点目。新庁舎建設についての質問をいたします。去る8月8日に第1回目の新庁舎建設町民懇話会が開催されました。当日、30人ほどの傍聴者が来ておまして、町民の関心度の高さがうかがわれ、大変よいことだと思いました。が、傍聴人数が10名なので、抽せんをして、それ以上は入れないという役場職員の対応に、来ていた町民は「これくらい的人数だから皆入れてくれ」と、職員と押し問答になったのです。が、職員3人がドアの前でバリケードをして入れませんでした。結局、10名の代表を選び、10名だけが傍聴し、あとの町民は不本意で帰ったという経緯がありました。傍聴希望者はわずか30人です。300人ではないのです。30人という数字は、今の町の人口1万5,000人に対して500人に1人の割合なのです。会議室の傍聴席のスペースは十分にあります。椅子もそばの書庫から出せば、30人くらいは入れるので

す。傍聴者が来たのは、自分たちの納めた税金で、どんな新庁舎が建設されるのか、そういう関心を持ち始めているということなのです。自分たちが納めた税金がどのように使われているのか知りたいというのは、町に対して関心を持つということは、大変に喜ばしいことだと思います。本来こうでなければいけない。町では、常々町民の皆さん、町のことに對して関心を持ってくださいと言っています。それなのに、そういう行動を起こした町民を拒否したということは、町民は町に対して大変不信感を持ったことと思います。

そこで（１）の質問です。第１回の懇話会が開催されましたが、傍聴者を１０人に限定した根拠は何かを伺います。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君。

○管財課長（樋口一也君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

傍聴者の設定につきましては、「富士川町情報公開条例」に基づき「富士川町審議会等の会議の公開及び会議録の公表に関する要綱」により定めているものであります。

今回開催した懇話会につきましても、傍聴要領を定める中、懇話会委員が萎縮することなく、忌憚のない発言がいただけるよう配慮させていただき、委員２２名の約半数となる１０名としたところでございます。以上です。

○議長（井上光三君）

１１番 堀内春美さん。

○１１番議員（堀内春美さん）

今、課長の答弁の中に「傍聴者がいると萎縮して発言できない」というのは、この懇話会の委員に対して大変失礼なことではないでしょうか。各団体の会長、委員長という立場の人たちが、傍聴者がいたら萎縮して意見も言えないようなそんな人がなっていますか。公募町民の人たちだって、しっかりと自分の意見というものを持って、この会議に望んでいる人たちが応募しているんです。それとも何でしょうか。このまちの各団体の会長を、あるいは委員長という人は、そんな傍聴者がいたら意見も言えない、萎縮して意見を言えない、そういうことは町の言いなりになるような、そういうふうにもとれますけれども、そんな人たちが委員となっているのでしょうか、伺います。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君。

○管財課長（樋口一也君）

ご質問に答えいたします。

各団体の代表の方々から委員になっていただいております。公募町民も４名お願いしたところでございます。個々の心情的な部分までは、当然把握できるものはございませんが、忌憚のない、萎縮することのない意見をいただくためにということで、事務局の配慮としまして１０名としたところでございます。

○議長（井上光三君）

１１番 堀内春美さん。

○ 1 1 番議員（堀内春美さん）

町民は、自分たちが払っている税金がどのように使われているのか、正しく使われているのか非常に興味を持っています。人口減少の著しいこの時代に、全体からすると30億近い税金が使われるのですから、これは興味を持つのは当然のことです。大事なことは、総額で30億という税金は、町民が出しているのです。傍聴しようとするのは当然のことであり、町民の権利でもあります。国から合併推進債がくるといっていますが、それも国民の税金です。国も現在借金だらけです。一人当たりで換算すると赤ちゃんから100歳のお年寄りまで、一人850万円の借金を背負っているんです。国からの合併推進債が使えるからといって、使えるときに大きい庁舎を建設という考えは余りにも拙速ではないでしょうか。一番大事なことは、次世代の子どもたちの時代になった時、大きい庁舎を建設しておいてもらってよかったと思う子どもたちがいるでしょうか。むしろ、人口が少なくなり、1人当たりの借金の返済や維持費が大きくて困ると思います。この大きな箱モノは、間違いなくいらないと、子どもたちは言うと思います。

そこで質問です。今後、傍聴者の数は増えると思いますが、傍聴者の数を増やすことを考えていますか。伺います。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君。

○管財課長（樋口一也君）

ただ今のご質問にお答えいたします。

傍聴人の数につきましては、1回目の状況を踏まえまして、懇話会の会長と相談させていただき、決定したいと考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

11番 堀内春美さん。

○ 1 1 番議員（堀内春美さん）

ぜひですね、町民にも広く理解をしてもらうために、傍聴者の数を増やしていただきたいと思っています。

2の質問に入ります。第1回目の新庁舎建設町民懇話会の席上、管財課の課長のほうからですね、隣接するガソリンスタンドの買収について、危険物撤去費、タンク、廃油等の処理については、すべてスタンド側の責任において、専門的業務の中でやっていただくと述べていました。また11月から売買の折衝に入るとも述べていました。町の説明では、まだ何も決まっていないと言いながらですね、図面は買収した図面になっているし、買収の折衝に入ると明言しています。

改めて確認します。2軒の買収計画はあるのか伺います。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君。

○管財課長（樋口一也君）

ご質問にお答えいたします。

予定している庁舎建設用地に隣接する2軒につきましては、基本設計に入る前の段階から、用地をお譲りいただくことでお話を進めさせていただいております。以上です。

○議長（井上光三君）

11番 堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

今、私の質問は、買収ということがあるのかということと、ガソリンスタンドの撤去費、危険物の撤去費、タンク、廃油等の処理について、すべてスタンド側の責任において、専門的業務の中でやっていただくと課長は明言しておりました。その辺はいかがでしょうか。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君。

○管財課長（樋口一也君）

スタンドの件につきましては、公共補償による基準によりまして補償するわけですが、ガソリンタンク等の危険物の設備につきましては、これはそれなりの法律等に基づいて撤去するものでございますので、用地の所有者のほうで責任を持ってやっていただきたいという話も前回したところでございます。以上です。

○議長（井上光三君）

11番 堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

そうすると、ガソリンスタンドで、全部そちらで持つということを返事したというわけではないということですか、伺います。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君。

○管財課長（樋口一也君）

ご質問にお答えいたします。

現在、用地の交渉中でありまして、その部分についても交渉の中で進めております。現段階でどちらがやるかというような細かな話までは進んではございません。以上です。

○議長（井上光三君）

11番 堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

8月8日の会議の時には、課長、明言していましたよね。ガソリンスタンド側で持つというふうに。違いますか。議事録にもそういうふうに書いてありますが、いかがですか。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君。

○管財課長（樋口一也君）

危険物の設備等につきましては、法律等に基づいて、その取り扱い、あるいは撤去について定められているものでございますので、スタンド側のほうでやっていただくということでお願いをしております。以上です。

○議長（井上光三君）

11番 堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

お願いをしているではなくて、してもらってください。課長はそう明言しておりましたから。

ガソリンスタンド側で、専門的業務の中でやってもらおうと明言しておりましたので、それは明言したとおりに実行してください。

再質問です。課長が言ってましたように、ガソリンスタンド側で持つということはですね、土壤汚染対策の地質調査もガソリンスタンド側で責任を持つということでしょうか伺います。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君。

○管財課長（樋口一也君）

ご質問にお答えいたします。

土壤汚染になっているかどうか、これすらわからない状態でございますし、当然、危険物を取り扱っている業者に、事業所において土壤汚染となるような、事案がないような設備となっていてと考えておりますので、詳しくは今わかることはございませんけれども、土壤汚染については、今後、調査といいますか、スタンド側さんのほうで調査等判断してもらわなければならないわけですが、現段階で発生しているとは考えにくいと考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

11番 堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

ぜひですね、スタンド側の専門的業務の中で土壤汚染、地質調査もやっていただくようにしていただきたいと思います。危険物撤去、そういうことは課長明言していましたのでそれは実行してください。

そうしますと、再質問ですが、ガソリンスタンドが現在150坪から200坪でしょうか。土地の面積がですね。買収するということになりますと、土地代だけで買収するということによろしいですね。今の富士川町の土地単価が、最新公示価格が、この役場付近の土地単価は平均1平米2万4741円。坪単価にしますと8万1790円と5月に発表されています。ガソリンスタンドの土地が、例えば200坪だと想定すると1600万円くらいでしょうか。買収するとしたらですよ。そのくらいで買収できるということによろしいんでしょうか、伺います。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君。

○管財課長（樋口一也君）

ご質問にお答えいたします。

土地の買収価格につきましては、現在、交渉しているところでありますので、お答えすることはできませんが、補償する内容といたしましては、公共補償の基準に基づきまして、土地、そして建物等も若干かかる部分があれば、そこも補償対象となると考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

11番 堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

できるだけ税金を使わないように、安くすむような方向。できれば2軒の買収はやめていただきたいということです。

それでは、3番の質問に入ります。まだ何も決定していないと説明していながら、設計図では

町道廃止の設計図になっていますが、この廃止について近隣住民の同意を得ているのでしょうか、伺います。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君。

○管財課長（樋口一也君）

ご質問にお答えいたします。

現在、懇話会委員の皆さまからいただいた基本設計に関するご意見や、また庁舎機能に関するご提案につきまして、設計業者と検討を行っております。併せて議会フロアや職員の執務室に関する意見等も取りまとめながら検討しているところであり、今後は懇話会等の意見を集約し、最終的な庁舎の形につきまして、住民の皆さまにご説明するための準備を進めていくこととしております。

町といたしましては、こうした段階を踏む中、庁舎建物の配置や、道路を含めた周辺整備の内容等につきまして、今後住民の皆さまに説明させていただき、ご理解とご協力を得たいと考えているところであります。以上です。

○議長（井上光三君）

11番 堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

今、課長は決定してから周辺住民に同意を得るというように答えておりましたが、決定してからでは遅いんです。その前に住民に説明をして、同意を得る必要があるんじゃないでしょうか。伺います。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君。

○管財課長（樋口一也君）

質問にお答えいたします。

事業の進め方といたしまして、まず、説明するに当たっては説明するなりの資料が必要になってくることになります。こうしたことを踏まえまして、現在では、議会への説明、そして住民懇話会の説明、そして町民説明会というような段階をへて進めていくとしておりますので、このようなスケジュール感で行っているところでございます。以上です。

○議長（井上光三君）

11番 堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

そうすると、その近隣の人たちへの説明ですね、この町道廃止について。それはいつ頃を予定しているのでしょうか。伺います。

○議長（井上光三君）

11番 堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

ご質問にお答えいたします。

先ほど申したスケジュール感によりまして、住民への説明会につきましては、11月下旬から

12月上旬ごろを予定してございます。以上です。

○議長（井上光三君）

11番 堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

11月の下旬から12月の月上旬。これ全部決まってからではないですよね。決まってから住民に了解を得るということはとんでもないことなんです。この町のやり方はいつもそうなんです。何でも決まってから、住民が何も知らないうちに、決まってから、「ほい、ここに道路をつくるからここ立ち退け」こういうやり方を今までやってきているんです。これには町民の意見は何も入っていません。

やはり、まず最初に町民の了解を得ることが大事ではないでしょうか。まず、そこからやっていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君。

○管財課長（樋口一也君）

ご質問にお答えいたします。

進めていく手法といたしまして、まず議会への説明。そして、住民懇話会での説明、ご意見をいただく。そして町民説明会というようなことになります。

そういうプロセスを踏んで行っておりますので、この手法でやっていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

11番 堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

そうしますと、そんなに切羽詰まってる町民説明会、そのときに町民からいろいろ意見が、反対意見が出たら、それはちゃんと聞く耳を持っているということでしょうか、伺います。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君。

○管財課長（樋口一也君）

ご質問にお答えいたします。

町民説明会につきましては、庁舎の根幹となる部分への反対等に対する意見については、到底取り入れることは困難かと思いますが、庁舎建設に向けての建設的ご意見につきましては、反映できるものについては反映していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

11番 堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

私が重点的に聞いているのは、この道路を廃止する、その近隣の町民の同意を得ないまま、11月の下旬に町民説明会をするっておっしゃっていますけれども、じゃその時にですね、この近隣の町民が反対をしたら、それは覆るということになるのでしょうか。伺います。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君。

○管財課長（樋口一也君）

ご質問にお答えいたします。

道路につきましては、近隣周辺の住民の皆さまだけに限ったものではございませんので、町といたしましては、この道路については、先ほども申したとおり、ご理解とご協力を得たいというふうに考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

11番 堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

再質問します。先ほどですね。新庁舎建設について、ほかの議員から説明がありました。この廃止する道路の交通量について調べたと課長は答弁していましたが、交通量を調べた結果、どんな交通量だったのでしょうか、伺います。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君。

○管財課長（樋口一也君）

ご質問にお答えいたします。

交通量調査につきましては、新庁舎整備に測量調査及び土地利用方針策定業務において実施をいたしました。平成29年5月25日に実施いたしまして、午前7時から午後7時の12時間に行ったところであります。場所につきましては、最勝寺9号線の南北の交差点、北側の県道との交差点、ここについては車両6方向について。南側の最勝寺1号線と最勝寺9号線の交差点では、車両12方向について実施をいたしました。

この結果、役場の公用車の車両、職員の通勤者の車両を除きまして、北から南進する車両は603台、1時間について約50台という結果です。南側から北側へ北進する侵入車両につきましては381台、1時間に約30台という結果が出ております。以上です。

○議長（井上光三君）

11番 堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

再質問です。先日、一昨日になりますが、9月7日の土曜日に、この9号線、廃止予定という道路の交通量を私たちは調べました。朝8時から夕方6時まで11時間調べました。初め、調べる前は2～300台かなというふうに思っておりましたが、何とですね、午前中だけで370台、そして午後が551台。合わせてその11時間の間に921台、車が通行しているんですね。そして、人のほうは、高齢者が買い物に行く、歩いて通る人たち、それから、バイク、自転車、そういう人たちが、この11時間の間に127人通行しているんです。

そうしますと、この車の台数とそれから通行する人たちを合わせますと1,048件なんです。これは、役場は土曜日でお休みですから、役場の職員が通勤に使ったというのはありません。1日11時間で1,048件の通行量があるんですね。これだけ利用する人がいて、町民が必要としている道路を付け替えして、違うところに持って行って、今現在ある道路を廃止するということが果たしてよいことなのでしょうか、伺います。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君。

○管財課長（樋口一也君）

ご質問にお答えいたします。

最勝寺9号線に関しましては、庁舎建物の周辺整備と一体で考えております。考え方といたしましては、県道と最勝寺9号線の交通量、先ほど言った交通量調査の数にもよります。それと県道平林青柳線との交差点の車両進入の不都合さ。そして新庁舎へ来庁される利用者の安全な導線の確保等を総合的に検討する中、車両については、庁舎南側の東西に走る最勝寺1号線を十分な幅員に拡幅することによりまして、車両の安全かつ円滑な導線を確保するということといたしました。

なお、歩行者につきましては、現在、役場敷地内を南北に行き来できる歩行者用の参道につきまして、基本設計の中で検討しているところでございます。以上です。

○議長（井上光三君）

11番 堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

1日11時間で1,048件。人数にするともっと多くなります。一台の車には2～3人乗っている車もありましたし、4、5人乗っている車もありましたから人数にすればもっと大勢になりますね。これだけ利用している人たちがいる道路を、廃止してよいのかということなんですね。町や議会、私たちは、町民が安心安全で便利に生活できるようにするのが私たちの仕事なんです。これだけ利用する人たちがいて、必要としているのを廃止する。むしろですね、先ほど言いました最勝寺1号線ですか。最勝寺1号線というのは多分役場の南側の駐車場の間の道が1号線だと思うんですけども、こちらは通行量少ないんですね。そして、付け替えるのは、役場の西側というふうに聞いてますけれども、それを昭和通りのほうに向かって広げると、そちらの方が直角になって、むしろ、そちらのほう危険率が高いんですね。ですから、今の役場のすぐ南側に隣接して庁舎を建てる。そして、もし建てるで足りなかったら、1号線を付け替えて1号線まで造る。そういうふうにすれば、その道路を廃止することもなし、2軒を買収することもなし、そういうふうに思いますがいかがでしょうか。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君。

○管財課長（樋口一也君）

道路の案につきましては、東西に走ります道路、これが最勝寺1号線でございます。ここを、十分な幅員を確保して車両の安全等考慮することで、今、検討をしているところでございます。

そして、議員さんがおっしゃいました西側へ付け替えると言われた道路、ここについては、このたびの案の中ではございません。車両については、現在の交通量調査を判断する中で、最勝寺1号線を拡幅することによって、十分安全と利便性がとれた道路というふうに考えております。

また、歩行者につきましては、先ほど言いましたとおり、南北に行き来できる歩行者用の参道について、現在、検討しているところでございます。以上です。

○議長（井上光三君）

11番 堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

今ですね、歩行者については南北に通行できるとおっしゃいましたが、それはどこのことでしょうか。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君。

○管財課長（樋口一也君）

新たに役場を整備した後の、新庁舎と駐車場の敷地の中に、歩行者が東西に行き来できる参道ということで考えてございます。以上です。

○議長（井上光三君）

11番 堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

課長の答弁の中に「利便性を考えて」ってありました。利便性を考えてと言ったら、これだけの利用する人たちがいるところを最重要にするべきではないですか。そう思いますがいかがでしょうか。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君。

○管財課長（樋口一也君）

お答えいたします。

道路だけではなく、先ほど言いましたとおり、庁舎建物の周辺整備との一体で考えてございます。

そういった中で、道路の付け替えを検討しているところでありまして、利便性というのは、県道との交差点の不都合さ、こういう部分も現に生じてございます。

ですので、最勝寺1号線、東西に走る道路を、十分な幅員に拡張して、車両利用者が通行しやすい、そういうことで利便性という言葉を使わせていただきました。以上です。

○議長（井上光三君）

堀内議員、通告にない質問に、段々離れていっていますので、通告に沿った質問に変えてください。

11番 堀内晴美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

これが、先日、通行量をとった記録ですね。それから、私のところに何通か、お年寄りの方から手紙をいただいております。ちょっと読ませていただきます。前後は割愛しますが「堀内様の議員日より、毎回読ませていただいています。前回も、小室道の廃止について読みました。私たちは反対します。買い物に行くにも、どうしても通る道です。本当に困ります。この道をつぶさないでください。年寄りの意見をどうぞ聞いてください。」こういう手紙が、私のところに何通かきていますけれども、その中の1通を読ませていただきました。

この手紙、皆さんの心に、どういうふうに響いたでしょうか。これが町民の切実な声なんです。先ほどから申し上げていますように、町長、議員のやるべきことは、子どもからお年寄りまで、

町民が幸せに暮らせるということを再認識するべきだと思います。

(4)の質問に移ります。28年2月の第1回新庁舎建設検討委員会の会議録に「ある程度の方針がまとまった時点で、町民の皆さまのご意見を伺う機会を設けていきたいと考えております」と明記してあります。また、広報ふじかわの8月号で、現在進めていることとして、「庁舎を利用する方や町民の皆さんからの要望を聞くこと」と明記してありますが、具体的には、今までどのような機会を持ってやってきたのか。また、今後どのような機会を持つ予定なのか。懇話会とは別に、まず、町民への説明会をするべきだと思いますが、町民懇話会を各地区で実施する考えがあるか、伺います。

また、議会初日にですね、町長が、懇話会が終わった時点で全町民を対象に住民説明会を開くと明言しておりましたが、どういう形ですか併せて伺います。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君。

○管財課長（樋口一也君）

ご質問にお答えいたします。町民説明会をどのような形で開くのかというご質問にお答えしたいと思います。

町民説明会につきましては、11月下旬から12月上旬ということで先ほどお答えしたとおりでございます。

やり方といたしましては、懇話会の委員の皆さまのご意見等を集約する中で、住民の皆さまが集いやすい会場を予定してございまして、平日と土日、休日等で説明会を開催したいことで、今、計画をしてるところでございます。以上です。

○議長（井上光三君）

11番 堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

そうしますと、それは各地区で行うということでしょうか。それとも、1、2回で終わるということでしょうか。

なぜならばですね。この新庁舎建設には税金を使うんですね。町民の税金を使います。その税金を出すのは、この庁舎が立てられる周辺だけではないわけなんですよ。五開地区から箱原、鬼島、平林地区などで、そういうところも町民説明会を、各地区で町民の意見を聞く、そういう意味で、各地区で実施する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君。

○管財課長（樋口一也君）

ご質問にお答えいたします。

町民の皆さまには、懇話会のご意見を集約し、基本設計に反映させていく段階を踏みまして、最終的な庁舎の形について、ご説明できる準備が整い次第、説明会を開催したいというふうに、先ほど来のお答えと同じでございます。

説明会につきましては、地区ごとではなく、多くの町民の皆さまが出席しやすい会場で実施したいと考えておりまして、各地区ということになりますと、今後は、区長会あるいは関係する区

長の皆さまと相談させて実施するかしないか検討していきたいと考えております。

○議長（井上光三君）

11番 堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

ぜひ、各地区で、先ほど申し上げましたように、この平地の方ですと遠くの方はこれません。ですけど、その遠くの人たちも税金を出しているわけなんですね。聞く権利があるんです。ですから、そういう人たちも、きちんと意見を言えるそういう状況で説明会をやっていただきたいと思います。

○議長（井上光三君）

ここで暫時休憩いたします。なお、再開は午後1時とします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時

○議長（井上光三君）

休憩を解いて再開します。

引き続き、11番堀内春美さんの一般質問を行います。

11番 堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

それでは大きな質問の2番に入ります。

6月議会で、給食センターの工事請負および物品売買5件の契約が最高99.8%で締結され、その合計が10億4115万円でありました。それに設計調査費用2140万。土地購入費が3,986.79平米で4607万円。給食配送車1564万円。他工事請負費、給食センター整備事業として8911万円。これも入ると、約13億くらいになると思うんですが、そこで1番の質問です。

建設予算の概算が10億円であったが、最終的にはどのくらいになるのか、伺います。

○議長（井上光三君）

教育総務課長 中込浩司君。

○教育総務課長（中込浩司君）

ただ今の質問につきましてお答えさせていただきます。

平成29年7月に策定した「富士川町学校給食センター整備基本計画」では、概算事業費として10億4500万円をお示したところでありますが、昨年度完了した「富士川町学校給食センター実施設計業務」では11億560万2000円となったことから、これに、町内5校の受配校改修費用5000万円を加えた11億5560万2000円を、当初予算の継続費として計上したところであります。

最終的な事業費につきましては、建設工事が進捗中であり、今後、執行予定の経費もあるため、現時点では確定しておりません。以上です。

○議長（井上光三君）

11番 堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

現時点では確定してないということですが、およそどのくらいになるのでしょうか。伺います。

○議長（井上光三君）

教育総務課長 中込浩司君。

○教育総務課長（中込浩司君）

ただいま答弁しました継続費11億5560万2000円に、前年度に執行しました、用地取得費の5212万4000円。設計費用の2384万4000円を加えました12億3157万円が、現時点での建築にかかわる総額になっております。以上です。

○議長（井上光三君）

11番 堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

今、課長の答弁に、土地取得費が5210万とおっしゃられたんですけれども、私その前に聞いたところによりますと、先ほども申し上げましたけれども、3,986.79平米で、4607万と聞いたんですけれども、どちらの方が正しいのでしょうか、伺います。

○議長（井上光三君）

教育総務課長 中込浩司君。

○教育総務課長（中込浩司君）

この、5212万4000円の内容になりますが、土地の購入費のみですと、4607万円になります。また、この土地にかかわります物件補償費、こちらの費用がかかっておりまして、こちらが約605万4000円ですので、合わせまして5212万4000円となっております。以上です。

○議長（井上光三君）

11番 堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

この金額は分かりました。

それで再質問なんです、この金額に対して、7大事業でまちづくりというところを見ますと、概算10億円に対して、国・県からの支出金1億5000万円。地方債が7億6400万円。一般財源が8600万円とありますが、この財源はどんなふうになっているのでしょうか。変わってくると思うんですけれども。

○議長（井上光三君）

教育総務課長、分からなければ、後で答弁よろしいですか。

では、これについては、後ほどということをお願いいたします。

11番 堀内晴美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

1番心配しているのが、この7大事業で、たくさんの借金を背負いこむと、大月市みたいに、債務管理団体にならないかなというのが一番の心配事でありまして。それでは中込課長、後で教え

てください。

以上で私の質問は、終わりになりますが。最後に1つ確認したいことがございます。

新庁舎建設についての質問を行いました時に、樋口管財課長が、ガソリンスタンドの費用はすべてガソリンスタンドの方で持つということを明言していましたが、先ほどの答弁の中には、それがハッキリ言ってなかったんですけれども、議事録にもきちんと書いておりますね。その辺を改めて確認したいんですけれども。いかがでしょうか。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君。

○管財課長（樋口一也君）

ご質問にお答えいたします。ガソリンスタンドの地下埋設タンクのことでよろしいでしょうか。

これにつきましては、撤去の法律等がございますので、これについては、スタンド側の方の負担でやっていただくことになろうかと思えます。以上です。

○議長（井上光三君）

11番 堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

「やっていただくであろうかと思えます。」というのは、これは逃げているのではないですか。はっきりお答えください。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君。

○管財課長（樋口一也君）

ご質問にお答えいたします。

現在、物件補償等も含めまして交渉中ございまして、交渉の中では向こうの土地所有者さんのほうでは、その地下埋設タンクについては、法律に基づく処分がありますので、そちらで行うことになるという話でございます。ですので、確約したもののやり取りを現在していないので、そうなるということではあるかと思うんですが、言葉で「なろうかと思う」という言葉を使わせていただいております。以上です。

○議長（井上光三君）

堀内議員、この質問はもうすでに終わっている質問ですので。一度議長から確認したいんですが、私もその懇話会の議事録を読みましたが、費用に関して持つというのは、課長が明言しているというようなことは、議事録にありませんので、そこだけは。

11番 堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

はい。議事録に載っています。

それです、最後になりますけれども、どんな会議においても、課長の答弁というのは、即、町長の答弁ということであるというふうに再認識していただきたいと思えます。

それから、とにかく私たちがすることは、この町を良いまちにしなければならない。それには、人口、財政、子どもたちの未来に責任を持つということなんです。それが町長、議会に要求されているのです。そこをしっかりと認識しなければいけないということです。

以上で私の質問は終わります。

○議長（井上光三君）

以上で通告6番11番堀内春美さんの一般質問を終わります

○議長（井上光三君）

続いて通告7番 3番笹本壽彦君の一般質問を行います。

3番 笹本壽彦君

○3番議員（笹本壽彦君）

3番笹本壽彦です。通告に基づき、新庁舎建設に関し伺います。

まず、質問要旨1からですが、過去の基本計画検討委員会などや、今年度発足した、懇話会委員には20歳代、30歳代などの若い世代がまったく入っておりませんが、その理由と原因はどこにあるのか、伺います。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君

○管財課長（樋口一也君）

ただ今のご質問にお答えいたします。

委員会や懇話会における委員委嘱に関しましては、会議の設置要綱を定めており、庁舎建設整備に関する委員につきましては、町議会議員や役場を常日ごろからご利用いただいている、各種団体の代表者等としていることから、年齢を限定できるものではありません。

今後におきましても、特に年齢をするものはございませんので、方針はございません。以上です。

○議長（井上光三君）

3番 笹本壽彦君

○3番議員（笹本壽彦君）

再質問です。それでは、今までの委員会や、今回の懇話会委員の方々の平均年齢というものを、おおよそでも、わからないわけですか。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君

○管財課長（樋口一也君）

ご質問にお答えいたします。

年齢について、名簿の中で把握してございませんので、平均年齢についても把握はしてございません。以上です。

○議長（井上光三君）

3番 笹本壽彦君

○3番議員（笹本壽彦君）

再質問です。公募した町民委員は、申し込み時の書類に生年月日を記載しているはずですが、他の委員では生年月日等のことは一切考慮しないで、充職ということで選んでいるということなのか、伺います。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君

○管財課長（樋口一也君）

ご質問にお答えいたします。

そのとおりであります。以上です。

○議長（井上光三君）

3 番 笹本壽彦君

○3 番議員（笹本壽彦君）

再質問です。委員会メンバーを拝見しますと、最も若い最年少の委員は鮫田委員であります。鮫田委員は議会を代表して選任されておりますので、個人的な意見は述べられない立場にあります。ということは、今までの委員会でも、これからの懇話会でも20代、30代の若い世代の意見は全く反映されないこととなります。今まで審議されてきた委員会では、若い世代の意見や要望をどのように取り入れてきたのか、伺います。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君

○管財課長（樋口一也君）

ご質問にお答えいたします。

先ほども申したとおり、年齢に制限を設けているものではございませんので、年齢に限らず、委員の意見として承っております。以上です。

○議長（井上光三君）

3 番 笹本壽彦君

○3 番議員（笹本壽彦君）

そういうわけではなくて、若い世代の意見は、どうやって意見や要望を取り組むのか、取り込んできたのか、それを聞いているんです。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君

○管財課長（樋口一也君）

委員、若い世代の方々につきましては、公募する町民の枠の中で、若い方々の委員になることで、広く公募をかけたところであります。その他につきましては、過去の基本構想段階では、パブリックコメントというような形で、自由な発言を求めるための手立てをしております。以上です。

○議長（井上光三君）

3 番 笹本壽彦君

○3 番議員（笹本壽彦君）

再質問です。東京港区に日本一高い330mのビルを建てるというニュースがありました。さらに、別のデベロッパーが東京駅周辺の約3ヘクタールで390mのビルを中心としたまちづくりを進めています。この町の委員会、懇話会と大きく違うのは、その計画を中心になって進めているプロジェクトチームは、20代30代の若い世代だけで構成されているそうです。明らかな

違いです。未来に向かって造るものに対して、若い者の意見が全然反映されていないじゃないですか。約5年後に完成予定の新庁舎です。その後、30年もの長期返済を担うのは、今の若い世代ではないでしょうか。これら若い世代の意見や要望を最優先に取り入れるべきだと考えますが、過去の反省点や今後の方針からして、どう考えるか、伺います。

○議長（井上光三君）

町長 志村 学君

○町長（志村 学君）

過去の委員会や今回の懇話会に、若い世代が少ないというご質問に対してお答えをいたします。今回の質問の表題が、新庁舎建設についてという表題でありまして、今のこの懇話会だけの質問ではなくて、過去の委員会やということですから、町全体の委員会等についての質問になってくるかと思いますが、先ほど課長が答弁いたしましたとおり、それぞれの会の設置の目的に応じまして、設置要綱を作っております。そういう中で、聞くべき人たちの意見を聞きながらやっていく。当然、充職の委員さんだけの会もありますし、今回はそういう中で、一般住民から、広く公募した。そう人たちを入れての委員会になっています。委員の人数が、22名ということになっておりますから、それ以上ということもできませんけども、そういう中で、それぞれの委員会、あるいは審議会等の設置要綱の中で、必要のメンバーを集めながら、ご審議をいただいているというのが現状であります。以上です。

○議長（井上光三君）

3番 笹本壽彦君

○3番議員（笹本壽彦君）

公募町民が4名というのは、広く意見を求めているとは到底思えません。それでは、質問要旨2に移ります。懇話会の公募町民条件に、設計業または建設業など生業としていない方と、その資格条件がありますがその理由を伺います。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君

○管財課長（樋口一也君）

ご質問にお答えいたします。懇話会の目的は、実際に庁舎を利用する方々が、町民や利用者の目線による幅広い意見をいただく機会として設置するものであります。こうしたことから、専門的識見の高い設計業などに携わる方のご意見は、既に基本設計を委託している業者との考え方に支障が生じる恐れがあることや、意見の内容によっては、設計において特定な仕様となり、営利に影響することが懸念されることから、公募の条件としたところであります。以上です。

○議長（井上光三君）

3番 笹本壽彦君

○3番議員（笹本壽彦君）

先の委員会、また、懇話会委員のほとんどが、先ほどおっしゃられたような、いわゆる、もろもろの組織の長であり、充職として名を連ねております。したがって、その任期が終われば、自

動的に別人に変更されております。総額30億円とも言われる新庁舎建設の審議会です。失礼な言い方と承知しておりますが、多くの委員の方は素人ではないですか。それらの素人の方々が、どれほどの価値のある意見を述べたのか、強い疑念を覚えます。このことについての見解はいかがでしょうか。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君

○管財課長（樋口一也君）

ご質問にお答えいたします。

まず、今回行なっているのは審議会ではなく、懇話会でございます。目的につきましては、先ほど答弁したとおりであります。

第1回の懇話会におきましては、利用者の目線ということから、トイレを広くしてほしいとか、ゆとりの空間を作してほしいとか、このような意見をいただいておりますので、専門的な意見でなくて、十分足りることと考えておりますし、そういった意見をもとに、専門業者の方で設計を組んでいくということであれば、住民目線の幅広い意見をいただけているというふうに感じております。以上です。

○議長（井上光三君）

3番 笹本壽彦君

○3番議員（笹本壽彦君）

先ほど、町内のそういう設計士とか建設業の方が関わると、不都合が生じると、簡単に言えばそういうふうな答弁をいただきましたが、全く逆の発想として、町内の設計士や工務店などから、広く意見を聞いてみる機会を作ってもよいのではないかと思いますのですが、見解を伺います。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君

○管財課長（樋口一也君）

ご質問にお答えいたします。

町内等の専門職の方々から意見を聞くということでございますけれども、そうしますと、庁舎の本来の町民、住民の利用者の目線によるご意見ではなくなってしまうという可能性がありますので、住民の幅広い意見を聞きたいということから、そういう方々の意見を聞く機会を設ける考えはありません。以上です。

○議長（井上光三君）

3番 笹本壽彦君

○3番議員（笹本壽彦君）

今、見解を伺ったわけですが、その大きな見解の相違というのは、町民の方々から広く意見を募って、伺ってというふうにおっしゃっておられますが、私から見れば、全然広く伺っていないと思います。

再質問です。建設業に関わる方々が各組織の代表者として、その委員会、懇話会に名を連ねております。これらの方々の場合は、趣旨から言えば、設計や建築に関わりのない方を代理で出すように依頼すべきだと考えます。そうでないと、失礼な言い方ですが、素人の委員の中に、数人

の専門家が入るという委員会構成となり、方向性に不公正が生じると考えますがいかがでしょうか。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君

○管財課長（樋口一也君）

住民の皆さまから、利用者の目線ということでご意見をいただき、それを現在委託しています大手の設計業者、JVで行っていますけれども、その業者で十分そのご意見を反映できるものというふうに考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

3番 笹本壽彦君

○3番議員（笹本壽彦君）

再質問です。わが町には多数の1級建築士、2級建築士の方々がおられます。よい仕事をするという評価の高い工務店も存在しています。それらの方々が、意見を言える立場を与えられず、また、アドバイスする機会も与えられず、悔しくて忸怩たる思いだそうです。もちろん、新庁舎建設は大規模ですので、地元の建築士、工務店の方々が出る幕ではないとおっしゃられれば、それでおしまいかもしれませんが、それでも地元をよく知っている方々の意見を積み重ねれば、必ずよい結果に結びつくと考えますが、そうは思いませんか。見解を伺います。

○議長（井上光三君）

町長 志村 学君

○町長（志村 学君）

地元の、そういったいろんな方をというご意見であります。担当課長からご説明いたしましたように、町民の利用目線が1番重要なと思います。当然、役場をよく使っていただいている皆さん、建設業の皆さんも、設計業の皆さんも役場で入札はしていますから、ちょくちょく来ていただいておりますけども。設計の方はプロポーザル方式で設計業者は決めました。その人たちを中心に、こうした大勢のご意見をいただきながら、どうやってうまく組み込んでいるかということをやっておりますから、新たに設計業者を呼んで、その人たちの意見というのは、もうどう考えておりませんけれども、建設安全協議会等々あります。観光に組合もあります。その代表者を入れるということは、できるだけ町内業者に手をつけていただきたいということもありまして、いずれ施工業者になりえる人たちが、この検討の段階から入っているというのは、これまたいかなものかなというところがありますから、営利に影響することが懸念される業者は排除しているというところであります。以上です。

○議長（井上光三君）

3番 笹本壽彦君

○3番議員（笹本壽彦君）

それはよくわかります。ただ建築士とか、大きいことではなくても、少しは意見を聞いてくれないではないかというふうなことを思っている方々が複数、多数という用語弊があるかもしれませんが、複数いらっしゃることは確かです。

そういうことは考慮していただいたほうが、例えば、もっと以前から、その辺も考慮した方が、

後々、禍根を残すことがなかっただろうなと思います。

では、次の質問要旨3に移ります。広報ふじかわ8月号に、現在進めていくこととして、「庁舎を利用する方や町民の皆さんから要望を聞くこと」と記載されていますが、具体的にどのような機会を持ってきたのか、どのようなことを行っていきたいのか。これ過去ですね。伺います。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君

○管財課長（樋口一也君）

ご質問にお答えいたします。

これにつきましては、町民懇話会を設置して、幅広い分野の方からご意見、ご要望を伺ってきております。以上です。

○議長（井上光三君）

3番 笹本壽彦君

○3番議員（笹本壽彦君）

これはどうやっても水掛け論になりますね。本当に幅広く町民の意見を求めているというふうに、どう見ても、思っても感じられません。

では、再質問です。私はもちろんの新庁舎建設に反対しているわけではないです。ただ、幅広く意見を聞いている割にはですね、いまだに新しい役場は増穂商業に造ればいいじゃないかと、そういう意見を、いまだに、しょっちゅう意見されます。また、多数のピンクの旗も立っています。これらの現状、その責任は、やはり町当局、行政の責任だと思います。それは、丁寧な説明をおろそかにした。多くの町民の意見をおざなりにしてきた。これに尽きると思います。私は今もって、新庁舎建設に関して、一度白紙に戻して最初からやればいいじゃないかくらいに考えております。今になっては、遅きに失した感がありますが、せめて今からでも、とことん、徹底的に一般町民の意見を聞くべきです。要望を聞く機会をどんどん開催するべきです。過去の委員会では審議する委員会でした。懇話会は、協議の場ですね。過去の委員会と懇話会では、こんなに差があるじゃないですか。懇話会、この協議をする場であれば、もっと、どんどんどんどん、いろんな意見を聞くように、多くの人に聞く機会を与えればよいだけのことです。雑な言い方をすれば、それでかなりガス抜きができると思います。こんな簡単なことを躊躇するのか、不思議でならないのです。いかがでしょうか、見解を伺います。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君

○管財課長（樋口一也君）

ご質問にお答えいたします。

多くの方の意見に関しましては、その意見集約する手段といたしまして、まず、議会に説明をいたしまして、住民の皆さまで構成された懇話会、そして町民説明会というようなプロセスを踏むこととしてございます。多くの方々という意見の判断でございますけれども、懇話会の委員の皆さまからも、今現在、多数なご意見、きめ細かなご意見をいただいております。それと、各種団体の代表者様におきましては、各種団体に持ち帰っていただいて、団体の皆さんからのご意見をまとめて、こちらへ提出していただけているというようなことでございます。

よって、町としまして、意見集約、収集の手段といたしまして、この懇話会というものの設置して、幅広く意見をいただいているということでございます。以上です。

○議長（井上光三君）

3 番 笹本壽彦君

○3 番議員（笹本壽彦君）

懇話会ですから、いろんな意見を聞いたところで、先ほどもおっしゃいましたけれども、根本からひっくり返ることはないわけですね。ですから、多くの意見を聞いたって、いいことだけやって、マイナスは残らないはずですよ。当局にとっても。ぜひ、そういう方向で懇話会なり、本当に広い意味での多くの町民の意見を聞く場を設けたほうが、未来に向けても、この町にとっても必ずいい方向にいくと思っております。

○議長（井上光三君）

町長 志村 学君

○町長（志村 学君）

先ほど議員が冒頭言いましたように、議会からも代表で出ていただいております。当然、議会の意見を集約してきていただいているのではないかなと思っています。各種団体の長を、充職としてやっているということは、商工会からも代表できていただいております。社会福祉協議会からも代表できていただいております。身体障害者福祉会からも代表できていただいております。そういう人たちからは、身体障害者として、こういう役場にしてほしいというご意見をいただいておりますので、そういった各種団体は裾が広いものですから、そういう人たちの意見を聞かずに、一般の意見だけというよりも、一般は一般で公募からきていただいておりますので、それぞれの立場の中で、これからみんな使っていく役場ですので、いろんな意見を出していただく。それを集約していきたいのが今回の懇話会の目的ですので、本当は全部に声をかければいいわけですが、それではまとめ切れませんので、まとめられる範囲の中で、役場をいつも利用していただいている団体の代表者に、その団体を代表してきていただいておりますから、その加盟している皆さんの意見の総意だということで、今回の懇話会のご意見を聴取しているところであります。以上です。

○議長（井上光三君）

3 番 笹本壽彦君

○3 番議員（笹本壽彦君）

それはよくわかります。ただ、現実問題として町民の多くの方々の心の中に、町のこの丁寧さに欠けた部分に対しての不満がくすぶっていることは確かです。それだけは認識したほうがよろしいかと思います。

それでは質問事項に移ります。町の印刷物全体について伺いますが、まず、昨年度の広報ふじかわは、毎月250冊ほど余り、それらは古紙としてリサイクルしているとのことでした。私は、昨年、それでは1年間に10数万円を捨てていることになるかと指摘いたしました。今年度はどのくらい改善できたのか、現状を伺います。

○議長（井上光三君）

政策秘書課長 秋山佳史君

○政策秘書課長（秋山佳史君）

ただいまの笹本議員の広報ふじかわの印刷の改善状況につきましてお答えをいたします。

町では、より効果的な情報発信と経費節減を図るため、世帯数等を勘案し、広報ふじかわの発行部数を検討した結果、本年度は、昨年度より100部少ない6,000部としております。また、本年度からは、町内主要施設に加え、より効果的な情報発信場所として、住民が立ち寄る機会の多いコンビニエンスストアのご協力を得て設置したことから、毎月の残数が50部程度となり、残部数からは改善が図られたものと考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

3番 笹本壽彦君

○3番議員（笹本壽彦君）

それは大変よいことだと思います。以前申し上げましたが、この町内の病院、医院、クリニック、歯科、そういうようなところにも置いていただくようなことを考えるとよいかと思います。

それでは関連して再質問ですが、議会だよりは、今年度から入札にかわりまして、新たな業者になりました。ご存じのとおり、驚くほどの安い金額になりました。言いにくいのですが、今までの議会は何をやっていたんだというほどに、節約できました。広報ふじかわは、相変わらず随意契約で、長年継続されておりますが、昨年度と比べて費用は軽減できるのか、伺います。

○議長（井上光三君）

政策秘書課長 秋山佳史君

○政策秘書課長（秋山佳史君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

現段階で、予算額で対前年と比較申し上げますと、前年より約3万円余以上増えております。これには理由がございまして、今年10月からは消費税が増税となります。この部分が加味されておまして、予算額上では増額となっておりますが、実際の支出額でいきますと、こうした見積もり合わせをする中で、軽減が図られている状況です。

なお、現在、9月号の段階ですので、まだ下半期ございますので支出金額については確定ではございません。以上です。

○議長（井上光三君）

3番 笹本壽彦君

○3番議員（笹本壽彦君）

それでは、質問要旨2に移ります。

私は機会があるごとに、役場専用のリサイクルステーションをこうやって確認しています。もちろん毎日というわけではありませんが、しかし、時には「もったいないな」と思うほどの量が、どさっと置かれています。廃棄印刷物を少なくするような取り組みを何かしているのか伺います。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君

○管財課長（樋口一也君）

ご質問にお答えいたします。

町ではこれまでも、廃棄印刷物の削減に向け、富士川町地球温暖化対策実行計画に基づき、用紙類の使用量の削減や、可燃ゴミの削減、リサイクル率の向上等の取り組みを行い、印刷部数を

検討したり、ペーパーレス化、再利用紙の活用を実行してまいりました。

今後におきましても、この実行計画を積極的に推進し、無駄のない資源の活用に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、結果的に残ってしまった印刷物につきましては、これまで同様に、焼却処分ではなく、古紙類としてリサイクルする有価物として、処理してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

3 番 笹本壽彦君

○3 番議員（笹本壽彦君）

役場全体で、毎月、または1年間でどのくらいの量を破棄、または古紙リサイクルに回しているのか、把握をしているのか伺います。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君

○管財課長（樋口一也君）

有価物としての、庁舎に関する処理については、把握はしてございません。

○議長（井上光三君）

3 番 笹本壽彦君

○3 番議員（笹本壽彦君）

アドバイスになりますが、リサイクルステーション内に体重計と各課一覧表をおきます。印刷物や紙類を出すごとに、毎回計量して、その重さを各課ごとに記入する。そうすれば、各課ごとの排気量が簡単にわかります。体重計は、精密である必要がないので、中古でも何でもよいので予算もほとんど不要です。排気量を数字として具体的に確認できるので節約意識も高まり、金銭的に節約できて、地球温暖化対策にもつながります。すぐに取りかかれる簡単なことですので、実行してみたいかがでしょうか。その意識と気概があるか伺います。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君

○管財課長（樋口一也君）

お答えいたします。

先ほど言いました、古紙類としてリサイクルする有価物につきましては、役場庁舎としては把握してございませんが、役場庁舎の敷地には、町の有価物となる処理のものもございます。そこと一緒になって処理しているという経過がございますが、今、議員がおっしゃった町の役場庁舎としての搬出量については、その重さ等を統計的に測っていくということについて、検討してまいりたいと思います。以上です。

○議長（井上光三君）

3 番 笹本壽彦君

○3 番議員（笹本壽彦君）

ちなみに、今私が申し上げたことは、各自治体で既に実行していることです。それをお伝えしております。

次に質問事項3として、大地震の際、職員の行動について伺います。

まず質問要旨1ですが、行動規範という文言が正しいのかわかりませんが、大地震に際し、職員の最も最重要かつ最優先にとるべき行動を決めているのか、伺います。

○議長（井上光三君）

防災交通課長 長澤康君

○防災交通課長（長澤康君）

ただいまの大地震に際し、職員の最重要かつ最優先事項は、どのようなことを想定して決められているのかというご質問にお答えいたします。

大規模災害発生時の町の最重要かつ最優先事項は、町民の生命、身体を守ることが第一であります。そのために「富士川町地域防災計画」に基づき、応急活動体制である災害対策本部をいち早く設置し、区長と情報伝達による町民の安定や避難状況といった人命を優先した情報収集や、家屋の被害状況、食糧品や不足物資の把握、飲料水の確保、避難所開設に向けた調整、仮設トイレの確保、医療救護所の設置、町民の健康状態を把握するなどし、さらに状況によっては、国や県及び自衛隊等に協力要請を行い、被害を最小限に留めることとしております。以上です。

○議長（井上光三君）

3番 笹本壽彦君

○3番議員（笹本壽彦君）

再質問です。よくわかりました。もう1つですね、私がお聞きしたいのは、もうちょっと初歩的な、ある意味、小学生、中学生に教えるようなことかもしれません。今、例えば、大きな地震でグラグラとなったときに、職員が瞬時にどうするのか、それを聞きたいのです。動くのか、動かないのか。机の下に潜るのか、ここが重要です。一般町民の方が来庁していた場合はどうするのか。そういう初動行動を決めているのか、伺います。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君

○管財課長（樋口一也君）

お答えいたします。本庁舎に勤務する役場職員の避難行動につきましては、消防法の規定によりまして、庁舎の防火管理者が、防火管理業務である消防計画に基づき、いざという時に備え、行動するものとしております。

まず持って、自らの身を守り、庁舎利用者の身を守る誘導等を行うということで、この消防計画に謳っておりますので、こういったことで対応しているところでございます。以上です。

○議長（井上光三君）

3番 笹本壽彦君

○3番議員（笹本壽彦君）

私は、あの常在戦場というか、危機管理とか、そういうものを各職員が持っているべきだと思います。これは後で述べますが、また、これは国見町の件について後で述べます。

数年前のことですが、ある課長がスリッパを履いてぺたぺた歩いていました。最近は見かけません。常に危機管理が念頭にあれば、仕事中にスリッパに履き替えてぺたぺた歩くななんてことはしないのではないですか。場合によっては、一般町民の方が来庁していれば、そのカウンターを飛び越えて助けるとか、避難を誘導するとか、そういうことをしなければならないことも考えら

れるのではないですか。スリッパを履いてぺたぺたしているということは、そういうことを念頭に置いてないといしか考えられません。

昨年、福島県の最北にある国見町を、議会として全員で研修しました。国見町役場は、2011年の大震災で大きく損壊したので、新庁舎議事堂を研修したのです。私は、空いた時間であちこち見て回ったり、職員にもろもろ質問をしました。要は、「大きな地震で、死ぬかと思うほど怖かった」、多くの職員の方がおっしゃっておいりました。その時、気が付いたのですが、男性だけでなく女性職員さんもスニーカーを履いている方が目につきました。それから、女性職員の方は、私が見た限り、大勢の方、ほとんどが、かかとの低い靴でした。大震災が教訓となって、必然的に動きやすい靴を履くようになったそうです。さて、我が役場の女性職員の方はいかがでしょうか。これは、私がヒールの高いパンプスと言うんですか、それがだめだと言っているのではないんですよ。まずそれを、あのかかとの靴を履いて走って避難できるのかな。階段を駆け上ったり、駆け下ったりできるのかな。足がぐきっとなって、捻挫などしないのかな、そういう心配を覚えます。男の視点ですから、好んで履いていらっしゃる女性には失礼をお詫びいたします。しかし、万一のことを想定しておくことが重要だと思います。来庁している一般町民を守る、自分を守る。そういう、いざという時の危機管理として、そのような細かいことも職員の皆さままで検討したらどうかと思いますが、見解を伺います。

○議長（井上光三君）

町長 志村 学君

○町長（志村 学君）

この質問は、以前笹本議員からこの議場でいただきました。その時にも職員は普段は普段の格好をしていても、いざという時に、机の下にもう一つ運動靴を置いてありますという答弁をさせていただきました。その質問を受けてから、さらに徹底をしてありますので、今は、普段は普通の格好をしていても、揺れがくればすぐ履き替えて、外に飛び出せる状態になっていると思っています。以上です。

○議長（井上光三君）

3番 笹本壽彦君

○3番議員（笹本壽彦君）

その履き替えるタイムラグがちょっと心配になることも事実です。ちなみにですね、国見町の女性職員さんは「足が痛くなくて、とても楽になった」とおっしゃっていたことを申し添えます。

それでは、質問事項4の「道の駅富士川」について伺います。

質問要旨1として、中部横断道の全線開通を控え、塩の華は通行量の減少により厳しい状況です。また、「道の駅なんぶ」が開店し、今後は地域間競争も激しくなるでしょう。そうなると、道の駅富士川の重要性が高まり、否応なしに売り上げ努力をさらにせねばならないと思います。株主である町として、今後の戦略、戦術の考えがあれば伺います。

○議長（井上光三君）

産業振興課長 依田正紀君

○産業振興課長（依田正紀君）

ただいまの、道の駅富士川の町としての戦略戦術を伺うという質問にお答えします。

道の駅富士川は、株式会社富士川を指定管理者として、経営・管理を委託しており、近年、民間事業者ならではの運営ノウハウによる、効果的な商品やサービスの提供により、利益の確保及び高い集客を達成しております。

株式会社富士川は、令和元年度の経営理念において、「お客様を第一に考える」、「常に変革し続ける」、「現場に立っていく考え行動する」を運営の基本姿勢とし、来店者数45万人、総売上高5億1000万円以上、当期純利益500万円以上を事業目標としております。この事業目標達成のため、中部横断自動車道の全線開通を視野に入れた営業活動、魅力ある商品の開発や接客マナーの向上による店舗運営、イベントの開催など、各種施策に取り組んでいるところであります。

町は株式会社富士川の筆頭株主として、町の事業やイベントとの連携はもとより、町のプラットフォームホームとして、観光資源への誘客や周遊コースの設定、各種観光パンフレットの設置を行なっているところであります。また、お客様から町に寄せられた苦情やご意見は、運営改善のため、その情報を伝え、改善策について助言・提案しているところであります。以上です。

○議長（井上光三君）

3番 笹本壽彦君

○3番議員（笹本壽彦君）

道の駅富士川については、当然、他市町村からの出品者さんもうらっしゃいますし、当然、売上げの多くは、この町以外のほうが大きいというふうに理解しております。ただ、町民の立場としては、出品者、それから生産者であり、また消費者であり、購買者に分かれます。もう一つ、共通の立場として、道の駅富士川の応援団という立場もあるのではないのでしょうか。「ああしたほうがいい」、「こうしたらどうだ」などのアドバイスをしたいという方も多いようです。もっと売上げが上がるように、親切心で、いろいろ考えている方も多数いらっしゃいます。道の駅富士川を、さらに良くして、売上げ向上できるように、応援団のようなサポーター制度を提案したらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（井上光三君）

笹本議員、これは2番に移ってよろしいですか。

○3番議員（笹本壽彦君）

質問要旨2です。

○議長（井上光三君）

産業振興課長 依田正紀君

○産業振興課長（依田正紀君）

ただ今のサポーター制度を提案する考えはないかという質問にお答えします。

道の駅富士川は、継続してお客様にお越しいただけるよう、日頃から運営改善に努めており、順調な政策の取り組みにより、利益の確保及び高い集客を達成しております。しかし、利用されたお客様から、接客や店内の雰囲気について、厳しいご意見をいただくこともございます。

こうしたことから、よりよい道の駅とするため、利用者意見箱の設置や、農産物出荷打ち合わせ会において、改善点についての意見を伺い、さらなる運営改善に努めているところであります。また、全町民や出荷者が、道の駅のサポーターであると考えており、日ごろの感謝の気持ちと利

益還元のため、買物クーポンの配布を行っております。

さらに、大柳川ガイドクラブとの連携による、大柳川溪谷散策ツアーも実施していることから、町では新たなサポーター制度については提案する考えはありません。

○議長（井上光三君）

笹本議員、残り4分余りです。

3番 笹本壽彦君

○3番議員（笹本壽彦君）

道の駅富士川によくまいます。それで、観察していると、当然忙しい日時に大きな波があります。物販施設ですから当然のことですが、土日、祝祭日や軽トラ市、明らかに大忙しで人が足りないと思うような時があります。あの売り場に、もう1人いれば、あの辺のお客さんを、もっと接客できるのにとか思ったりしますし、ごみが増えていれば俺が片付けてやろうかな、と手伝うような気持ちもあります。これは私のほかにも、数人そういうことを思っている方がいらっしゃいました。職員の方も少ないですが、土日に休みたい時だってあると思います。ですから、あくまでも出しゃばるわけではなくて、邪魔にならない程度に手助けする。人手が欲しいと言われた時に応援する、そのような、大げさでないというか、小さなところから始めたらよいと思うのです。

判断は、株式会社富士川と道の駅富士川の職員さんがすればよいのですが、大げさでなくて、さらっと軽い気持ちで応援できるようなことがあればよいと思います。これは意見です。以上で質問を終わります。

○議長（井上光三君）

以上で通告7番 3番笹本壽彦君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩します。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時09分

○議長（井上光三君）

休憩を解いて、再開します。

ここで、教育総務課長中込浩司君から、先ほどの、堀内春美議員の答弁保留の質問について、答弁したい旨の申し出がありましたので、これを許可します。

教育総務課長 中込浩司君

○教育総務課長（中込浩司君）

ただ今の堀内議員の建設費総額の財源内訳につきましての答弁をさせていただきます。

先ほど答弁いたしました、現時点での建築費総額に対する12億3257万円の内訳ですが、国庫補助金1億4969万5000円、地方債9億4960万円、一般財源1億3227万5000円という形の財源見込額となりました。以上になります。

○議長（井上光三君）

続いて通告８番 １０番青柳光仁君の一般質問を行います。

１０番 青柳光仁君

○１０番議員（青柳光仁君）

１０番青柳です。大きくは庁舎建設についてということで３点ほど。それから新庁舎の利便性について、その後に旧西小学校の問題、それから追分館の問題と、４点ぐらいのことについて伺いをしていきたいと思います。

まず第１番に新庁舎建設についてであります。新庁舎建設検討委員会で示されている町民アンケート調査。いつ実施するのかということですが、堀内議員、秋山議員、笹本議員と庁舎関係で重なる部分もあるかとは思いますが、私の質問にも改めてお答えいただくようにご理解をお願いします。

アンケート調査は１１月ということでしたけれども、アンケート調査は行うのでしょうか教えてください。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君

○管財課長（樋口一也君）

ただ今のご質問にお答えいたします。

平成２８年２月に設置いたしました、役場庁舎整備検討委員会では、役場庁舎の整備方針などについて検討や協議を行い、新庁舎整備基本構想案のもととなる役場庁舎整備についての検討結果報告書を取りまとめたところであります。

町民のアンケート調査につきましては、この報告書を取りまとめるにあたり、検討委員会の委員の中から出された意見の一つでありました。

町といたしましては、新庁舎整備基本構想の策定にあたり、町内在住、在勤、在学の方をはじめ、町内に事業所を有する方などから、幅広くご意見を伺うことが重要と考え、アンケート調査ではなく、パブリックコメントを実施したところであります。以上です。

○議長（井上光三君）

１０番 青柳光仁君

○１０番議員（青柳光仁君）

パブリックコメントの回答はゼロだったと伺っておりますけれども、町民の声が届いていないわけですね。もちろん、パソコンを開ける人は半分以下でしょうし、検討委員会では町民アンケート調査を実施すると回答しておりましたが、再質問ですけれども、そうすると、この庁舎建設に関して、最勝寺９号線を廃止するという、今は検討段階のようではありますが、堀内議員の質問にもありましたけれども、利用者に対するアンケート調査というか、全町民が関係してくるんでしょうけれども、これは行う予定はないんでしょうか、伺います。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君

○管財課長（樋口一也君）

質問にお答えいたします。

最勝寺 9 号線に限っての住民へのアンケート調査は考えてはございません。以上です。

○議長（井上光三君）

10 番 青柳光仁君

○10 番議員（青柳光仁君）

これも、いくつ質問しても同じ答えになるようなので、次の質問に移ります。

庁舎本体の予定建設費 19 億 2000 万円のほか、外構とか植栽ですね。それから什器備品、あるいは災害時の無停電電源装置とか、だいぶ高額になりそうなものもありますけれども、そういった関係費用の概算総額というのを、当然、計算していると思うので、概算で結構ですので、お答えいただければと思います。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君

○管財課長（樋口一也君）

ご質問にお答えいたします。

新庁舎建物の建設費につきましては、平成 28 年 11 月策定の新庁舎整備基本構想におきまして、延床面積 6,000～6,500 m²で、26 億円程度を想定しておりましたが、現在行っている基本設計では、4,700～4,800 m²で、町民や利用者などのご意見を伺いながら、庁舎のコンパクト化や設計の工夫により、費用の縮減を図っているところであります。

建物以外の整備費用につきましては、現在進めている新庁舎建設基本設計と、執務環境整備基本設計が固まった段階で、外構や植栽、什器備品等の概算費用が算出できるものと考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

10 番 青柳光仁君

○10 番議員（青柳光仁君）

再質問です、その予定はいつ頃になりますか。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君

○管財課長（樋口一也君）

概算費用につきましては、基本設計が履行期限となります 12 月の末までには費用が出るものと考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

10 番 青柳光仁君

○10 番議員（青柳光仁君）

次の（3）の質問に移ります。将来予測される維持費とか、例えば、水道管のようなものは 10 年とか 15 年とか、モーター関係も小さいものだとか 7 年とか、新しく更新しなければならないものもあると思うんですね。庁舎本体は 50 年、60 年持つかもしれませんけども、そういった維持費、改修費、これは計算されているのでしょうか。お伺いします。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君

○管財課長（樋口一也君）

ご質問にお答えいたします。

新庁舎の建物を設計する上で、当初の建設費の縮減だけでなく、将来の維持管理費の負担を減らす工夫をすることは重要なことと考えております。

こうしたことから、現在行っている新庁舎建設基本設計におきまして、構造や設備、意匠に至るまで、機能性を確保した上で無駄を省き、将来にわたる維持コスト縮減につながるよう検討しているところでございます。以上です。

○議長（井上光三君）

10番 青柳光仁君

○10番議員（青柳光仁君）

再度確認します。これも12月末くらいに見えてくるということですか。伺います。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君

○管財課長（樋口一也君）

ご質問にお答えいたします。

今後の維持管理費のコストにつきましては、このたびの基本設計の業務の中で算出できるものではございませんので、12月の末の基本設計の履行期限に概算額を出すというものではございません。以上です。

○議長（井上光三君）

10番 青柳光仁君

○10番議員（青柳光仁君）

そうすると、年々掛かる維持費の予測、これは将来的5年、10年先に渡っても全然計算しないということでしょうか。伺います。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君

○管財課長（樋口一也君）

ご質問にお答えいたします。

維持費につきましては、現在6つの庁舎の光熱水費、これが維持費ランニングコストというふうに思われます。平成30年度の決算で、6箇所の集約する庁舎建物の水道料については総額で約55万円、電気料につきましては約1500万円かかっております。これらが1箇所の庁舎となることで、この6つの庁舎でかかっていた光熱水費、維持費につきましては、多少は削減していくものと考えておりますが、現段階でそのシミュレーションを行っているものではございません。以上です。

○議長（井上光三君）

10番 青柳光仁君

○10番議員（青柳光仁君）

当初計画の6,500㎡というのは、単純に6箇所の施設を寄せたものであって、各施設にある階段の面積まで入っているわけですね。一つの建物へ集まってくれば、階段はそんなに5つも

6つもいるわけではないから、現段階の約4,800㎡というのも妥当な線かなとは思っております。それと同時に、電気もすべてLEDということにすれば、当然、軽減は図れると思いますけれども、先ほど言いましたように、ある程度決まっている修繕費というのがあるわけですね。例えば、今、テーブルの上に置いているiPadは何年とか、温水器はやっぱり7年とかという一つの目安というものがあるんで、ぜひそういうものが入ってきたら、維持費というものも計算しておいていただきたいと思います。

それでは2番目の新庁舎、利便性についてですね。前にも、この場で伺いましたけれども、市民の利便性、町というワンストップについて、もう一度当局の考え方を伺いたいと思います。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君

○管財課長（樋口一也君）

ご質問にお答えいたします。

新庁舎における市民の利便性につきましては、新庁舎整備基本計画において、市民サービスの向上を目指すための機能を導入することとしており、一つのフロアで短時間かつ効率的な市民サービスが提供できるよう、ワンストップフロア方式の窓口を計画することとしております。現在行っている基本設計におきましては、利用の多い課を低階層に集約するとともに、業務連携の多い課を可能な限り近接した配置とするなど、市民の皆さまの利便性に配慮した設計を行なっているところであります。以上です。

○議長（井上光三君）

10番 青柳光仁君

○10番議員（青柳光仁君）

なぜ改めて聞いたかというのと、私のワンストップの考え方と、当局の考え方が全く違うんですよね。今のお答えでわかるとおり「役場へ出てこうし」「全部1か所で済むよ」。私の考えるのは、私の家の近くに、あるいは1か所へいけば、全部役場関係の用事が済むというのが、ワンストップだと思っています。「出てこうし、そうすれば済むよ」というのは、必ずしもワンストップじゃないのかなと。

続いて（2）に移りますけれども、庁舎新築とあわせて、役場事務の見直しは検討しているのか、事務の見直しですね。これをお伺いします。

○議長（井上光三君）

政策秘書課長 秋山佳史君

○政策秘書課長（秋山佳史君）

青柳議員の役場事務の見直しについてのご質問にお答えをいたします。

役場事務の見直しにつきましては、毎年、次年度、予算編成に向けまして、事務事業評価を実施し、庁内評価及び住民評価の結果を受けまして、見直しを行っているところでございます。

今後も、継続的に事務事業評価を実施し、効果や必要性を評価することで、無駄を省き、効率的な事務事業の執行に努めてまいりたいと考えております。

○議長（井上光三君）

10番 青柳光仁君

○10番議員（青柳光仁君）

今伺っている（１）ワンストップと、（２）の役場の事務の見直しを、何で聞いているかというと、印鑑証明、住民票はコンビニで取れるようになっています。いわゆるワンストップですね。住民の自宅に近いところで極力書類が取れるようにと。そうすると、これから役場は、例えば総合窓口にはベテランが１人いらしゃれば、「はい、わかりました。じゃあ水道の新規申し込みは、私のところからファクスで担当課へ送ります。」「福祉保健課へ、手続きは私がやっております。本人確認だけ、私にさせていただいて、ここで手続きはすべてできます。」と。これがワンストップだと思うんですよね。今現在は、あっちこっちを回らなければなりませんから、当局がおっしゃる「出てくれば全部済むよ」と。ところが、庁舎にきてからも、全部各課を回ったのではワンストップではない。そういうために、役場の中の事務も見直してもらいたい。事務取扱要領を見直してもらいたい。本人確認をどこかでしなければならないかもしれないけども、町民生活課で受け取った町民の要望を、水道課へも回せる、福祉保健課にも回せる。お客さんが各課を回るのはなくて、受けた人が回す。こういう事務の見直しを期待して質問しているものでありますから、ぜひ今後、併せて検討してもらいたいと思います。

なぜかという、私どもも、議会もiPadになりました。今はITの時代です。子どもたちにも、すべてそういう指導をしている中で、役場職員だけ置いていかれないように、これがあれば全部済むみたいな事務のやり方を考えていっていただきたいと思います。

では次に移ります。大きい３番目。起債の返済計画についてですが、１番として、新庁舎完成予定の令和６年から、返済が５年据え置きで、２５年返済で始まるようなので、３０年後まで５年ごとの将来負担比率の予測を伺いたいと思います。

○議長（井上光三君）

財務課課長 秋山忠君

○財務課長（秋山忠君）

青柳議員の、新庁舎完成後の将来負担比率の予測についてのご質問にお答えします。

将来負担比率、財政予測ということになるかと思いますが、財政予測につきましては、将来における各種事業を鑑み作成しており、将来を見通すなかでも、１０年程度が限度であると考えております。

○議長（井上光三君）

１０番 青柳光仁君

○10番議員（青柳光仁君）

私も新庁舎建設に対しての返済計画であれば、３０年もできるかと思いますが、幾つもの事業が重なります。それから、数年の道路補修から何から全部重なりますに、１０年予測しておいていただければ、ある程度いいのかなと思います。１０年、２０年、３０年後には、町長も変わるでしょうし、役場職員も変わるから、いろんな面で予測不可能なものは当然出てくると思います。

では、今の答えにしたがって（１）の関連として、再質問ですけれども、その１０年間のうちの５年後の将来負担比率というのは、今、１０年以内は予測してあるようですから、どのくらいになるか、お答えください。

○議長（井上光三君）

財務課課長 秋山忠君

○財務課長（秋山忠君）

お答えします。あくまでも、試算ということにはなりますけども、財政予測は10年というところでございますが、先ほどの5年ということで令和6年ということになるかと思いますが、体育館を建設したということを想定しても200%前後ということでありまして、将来負担比率の早期健全化比率である350%は超えないものと考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

10番 青柳光仁君

○10番議員（青柳光仁君）

今現在、この町にこの将来負担比率は約54%ぐらいだと思います。53%とか40%になった年もありますけれども、200%です。54%、50%の、約4倍、5年後にはそういうふうになります。これは7大事業が完成して、しかもその9割が起債で賄うと。確かに有利、半分は国が面倒見て、利息も元金も交付金の中に入れてくれますから、そういう意味では有利なのかもしれないかもしれませんが、将来の子どもたち、孫たちが負担しなきゃならんのが、今の4倍になるという、あるいはその先いけば、もっとになるかもしれません。なぜかという経済情勢が変わってきています。もう既に、郵便は、1円2円ですけれども値上がりしてます。この間、議会の提案の中にもありましたけれども、温泉も値上げになります。当然、電気料が上がります。そういう中で給料も上がっていくんですよ。だけど実質賃金というのは恐らく下がってくると思います。それから、年金生活者は、新聞でご承知のように50%、現在働いている人たちの50%を確保するというのが30%くらいになる。だから実質収入が減っていくんじゃないかと思われます。そういう中で、将来、この町の借金を負担していく比率が4倍になるわけです。できるだけ経費節減と、経費節減するためには規模の縮小、ぜひご検討をお願いしたいと思います。

（2）の2040年には、富士川町の人口が1万700人程度に減少するという研究機関の予測。もう一つの研究機関では、2040年には1万人を割って9千何百人になるという研究発表もあります。これに対して将来負担比率の中に、その人口減少は予測されているのか伺います。

○議長（井上光三君）

財務課課長 秋山忠君

○財務課長（秋山忠君）

お答えします。財政予測では、国勢調査による人口を用い、人口減少を加味しながら、税収及び交付税等の試算を行っているところでございます。

○議長（井上光三君）

10番 青柳光仁君

○10番議員（青柳光仁君）

当然、財政規模という基がありますので、人口が減ればいろんな税収も落ち込んでくるわけですね。そういう中で予測して200%。あくまでも概算でしょうけれども、出してきたと思います。手元に平成29年度の富士川町の財政状況が出ております。これは県とか総務省へ提出するもので、まとめが書いてあって、これからの対策というのがいろいろ出ていますけども、これ何

ページも渡りますので、例えば公債費のところ、類似団体、同じような団体の全国のうち63町村のうち45番目ぐらい。全国平均は16.9ポイント、公債費の比率ですね。山梨県内の平均も16.7%。富士川町は17.1%で、類似団体を上回るほど借金があると。若干ではありません。で、これに対する町長の答えですね。課長がまとめたものですが、これは町長の考えというふうに読ませていただくと「リニア中央新幹線に伴う公共施設の移転により、今後も普通建設事業費が増加する。これに伴って、起債借入額の増加が予想され、償還額の上昇が懸念される。また、下水道整備事業の元利償還額に関わる繰出金等の公債費に類似した支出も含めると、今後も厳しい状況が続くことが予想される。そのため、事業の緊急性や優先度による大型事業の分散化、整理、縮小を図り、起債額を最小限にとどめ、効率的な繰り上げ償還や借り換えを行い、公債費の抑制に努める」と。これからそうしていくと答えています。これらの27年度とか26年度を見ても、同じようなことですね。あるいは、扶助費がよそに比べて負担が大きくなっている。これに対しては、「資格審査の適正化等の見直しを進めていくことで、財政を圧迫する上昇傾向に歯止めをかける」と。ということは、審査を厳しくして、例えば、介護度4になるところを3に認定すると。こんなことを言うと申しわけありませんけども、そういう審査を厳しくして、支出を圧縮するというようにも読み取れますね。こういう項目がいっぱいあります。

そこで、今言った将来負担比率ですが、類似団体、全国63のうち33番目。ちょうど真ん中あたり。全国平均は33.7、山梨の平均が36.2。将来負担額の状況で、この町は43.3。これは平成29年度段階ですね。こういうふうに、実はですね、財政力が富士川町弱いんです。だからぜひ、ここにも書いてありますけども、負担の分散化、例えば極端なこと言えば体育館はちょっと我慢して、10年後にもう一回再検討しよう。支払が進み出して、返していける目途がだったらやろうとか、庁舎施設も3階でなくて、2階にしようとか、もう少し、管財課長の話にも、今出ている図面は検討用のたたき台だというお答えがありましたので、もう少し検討を重ねて、できるだけ起債額が少なくなるようにお願いをします。

大きい次の4番目に移ります。旧増穂西小学校の活用について、これ私、質問するのは3回目なんですよね。1年半前と6か月前、3月定例会において株式会社氷室の里が協定書に基づき平成31度の4月には事業内容を町に報告すると、協定の中に書いてあります。そういう答弁を3月にいただきました。確認しているか、改めて伺います。

○議長（井上光三君）

政策秘書課長 秋山佳史君

○政策秘書課長（秋山佳史君）

ただ今のご質問にお答えをいたします。

町では、本年度に入り、株式会社氷室の里から宿泊体験施設の事業化に向けまして、部屋ごとの使用プラン、間取りなど、旧増穂西小学校校舎を活用した事業内容について報告を受けているところでございます。

○議長（井上光三君）

10番 青柳光仁君

○10番議員（青柳光仁君）

その報告を受けているという前提条件の中で、今現在、もう2年半経ちますけれども、何にも

草刈りもしてありません。本来１１月末の臨時議会まで開いて、まだ、会社が設立していないのに、電気の切り回し、水の切り回し、あと１０日待てば１２月の本会議が開かれるのに、１１月臨時議会で、私も減額修正案を出しましたが、当局への賛成多数で否決されました。そこで言われたことは、早く計画を実施してもらって、８月から、翌年の３０年８月から民宿のような町外から人を呼びよせる活性化施設にするんだと。町民も喜んで、私も大賛成ですというお話をしましたが、まだ、いまだにできておりません。

それで（２）番目の質問ですけれども、町有財産譲与契約書によって、地域活性化施設の用途に供すると、いわゆる建物のほうは売却でなくて譲渡をしたわけですね。その譲渡契約に、前にも買い戻し特約がついているかという質問をしましたけど、譲渡契約のほうに、令和２年、来年の４月１日までに事業不履行の場合は、返してもらうということになっていると。これは前の管財課長からからお伺いしたんじゃないかと思うんですけれども。来年の４月まで、３月末まであと半年ですけれども、その件に関してどのような予定にしているのか、伺います。

○議長（井上光三君）

政策秘書課長 秋山佳史君

○政策秘書課長（秋山佳史君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。

町と株式会社氷室の里におきまして締結しました町有財産譲与契約書におきましては、指定用途を「地域活性化施設」とし、令和２年４月１日までに義務を履行しない場合、契約を解除することができる旨を定めております。

こうした中、本年度に入り、株式会社氷室の里からの報告や協議を行う中では、これまでと同様に、契約に基づく地域活性化につながる施設整備等の意向を示されておりますので、現時点では事業不履行として買い戻す予定はございません。

○議長（井上光三君）

１０番 青柳光仁君

○１０番議員（青柳光仁君）

これは公務員の仕事ですから、契約書に「４月１日までに」という表現がしてあるのであれば、私も課長の意見に賛成なんです。地域の活性化のためにぜひ頑張ってもらいたい。もう少し努力してもらいたい。それを会社の方へ、少し指導してもらいたい。地域の人たちも待っているわけですから。だから、すぐ返してもらえと言ってるんじゃないくて、もっと指導してもらいたい。そういう中で公務員としては、契約に基づいて、法律に基づいてやっていかなければ、仕事をしなければならぬわけですから、４月１日がきてしまったらどうしますかって聞いています。もう一回、再質問として伺います。

○議長（井上光三君）

政策秘書課長 秋山佳史君

○政策秘書課長（秋山佳史君）

先ほどもお答えしましたとおり、４月１日までに供しない場合はという契約に基づいておりますので、現時点では、それ以上でも以下でもないということでございます。

○議長（井上光三君）

10番 青柳光仁君

○10番議員（青柳光仁君）

もう少しあの、なんていうんですかね。楽しい回答が返るかと思いましたが、再質問です。
変更契約をして、延ばすことは可能ですか。伺います。

○議長（井上光三君）

政策秘書課長 秋山佳史君

○政策秘書課長（秋山佳史君）

ただ今のご質問でございますが、契約書上は指定期日の変更の承認という項も謳ってございませうけれども、この場合は不可抗力等でございますので、現時点の場合ですと不可抗力に値しないと思っています。ですからこの契約の履行期限までに何とかして、契約どおり努力してまいりたい、結果を出していただきたいという考えでございます。

○議長（井上光三君）

10番 青柳光仁君

○10番議員（青柳光仁君）

私は2年前の29年の臨時議会でも申し上げましたが、地域のためには非常にいいことだと思っておりますので、ぜひ、そういう不本意なことにならないように、そのときにも言いましたが、一番心配しているのは転売されること。特に国名はいいませんが、外国人に転売されるようなことが起こると、非常に厄介なことになりますので、ぜひ、この氷室の里舎を指導して、地域の人にも喜ばれるように、あと半年しかありませんが、土地も買い戻す、譲渡した校舎も譲り受ける、ペンキの塗り替えの補償金を文科省へ返したり、いろいろな厄介のこともありましたので、ぜひ、事業を実行していただくように期待して次の質問に移りたいと思います。

地域の活性化ということで、青柳の追分に、活性館、追分館がありますけれども、もう何年もこの活用について、この議会の場でも、いろんな議員が質問をしております。その（1）として、活性館、追分館の活用について、現状の進捗状況を伺いたいと思います。

○議長（井上光三君）

産業振興課長 依田正紀君

○産業振興課長（依田正紀君）

活性館、追分館の活用についての進捗状況についてお答えします。

町では、耐震不足や老朽管の激しい活性館を除く、追分館等施設の活用策を検討する中、平成31年1月、有効かつ適正な管理運営が見込める民間事業者の公募を行ったところであります。その結果、応募者から、施設の保存と活用に対する多くの提案があり、選定委員会において、管理運営に取り組む姿勢及び意欲が評価され、管理運営候補者が選定されました。

こうしたことから、町と候補者において、管理条件など協定内容について協議を行い、合意に至ったことから、本年8月26日付で青柳宿追分館施設貸付管理活用事業基本協定書を締結したところであります。以上です。

○議長（井上光三君）

10番 青柳光仁君

○１０番議員（青柳光仁君）

これも喜ばしいことで、耐震化も公の建物とすれば、非常に不足しているということで、特に活性館は無理なのかなと思っていましたけれども、８月２６日に協定が結ばれたということで、これも喜ばしいことですので、ぜひ、実施の方向へいていただくとのことと、それから町としても、応援をしてやってもらいたいと思います。

それで再質問です。貸付をするようですけれども、その対象となる面積。今言いました、その活性館も含まれるのか、駐車場はどうなるのか、庭はどうなるのか、その面積を教えてください。広さではなくて、どこどこが対象ですということをお願いします。

○議長（井上光三君）

産業振興課長 依田正紀君

○産業振興課長（依田正紀君）

ただ今の貸付管理の範囲についてという質問にお答えします。

管理の範囲については、青柳町４号公園の施設のうち、先ほど申しました活性館を除いた追分館のほか、附属する資料館、庭園及び東側駐車場となります。

なお、基本協定書に基づきまして、付属する物置及び公衆トイレの清掃も管理の対象となっております。以上です。

○議長（井上光三君）

１０番 青柳光仁君

○１０番議員（青柳光仁君）

ちょっと細かいですけども、駐車場は、今、東側とおっしゃられましたけれども、公園の前に１０台くらいは止められる砂利の駐車場がありますけれども、そこは公園の施設として自由に止めていいと。東側というのは、県道側のことを言うわけですか。

○議長（井上光三君）

産業振興課長 依田正紀君

○産業振興課長（依田正紀君）

ただ今議員さんがおっしゃったとおり、施設の中の駐車場につきましては、公園の駐車場でありますので、自由に使えると。私の申しました東側の駐車場というのは、道路に面したほうの駐車場でございます。

○議長（井上光三君）

１０番 青柳光仁君

○１０番議員（青柳光仁君）

ぜひこれも、実現するように期待しているところです。

これで私の質問を終わりたいと思います。

○議長（井上光三君）

以上で通告８番 １０番青柳光仁君の一般質問を終わります。

○議長（井上光三君）

続いて通告９番 ８番 小林有紀子さんの一般質問を行います。

8 番 小林有紀子さん。

○8 番議員（小林有紀子さん）

8 番 公明党の小林有紀子でございます。大きく 3 点にわたり質問をさせていただきます。

まずは、子育て支援について伺います。現在の国の最優先課題であります少子化対策について、公明党が強く推し進めてきた幼児教育・保育の無償化、プレミアム付商品券が 10 月から実施されます。また。来年 4 月からは、私立高校授業料の実質無料化、高等教育の無償化が実施されます。各自治体においても、子ども子育て支援事業の充実が、若者の人口増加、少子化対策に直結する重要政策であります。

そこで、1 番目の質問としまして、富士川町子ども子育て支援事業計画は、平成 27 年から 31 年度までの 5 年間の計画となっております。今年度は見直しの最終年度となっておりますが、今後、第 2 期計画策定に向けてどのように取り組む考えなのか、伺います。

○議長（井上光三君）

子育て支援課長 佐藤洋子さん

○子育て支援課長（佐藤洋子さん）

子ども子育て支援事業計画の今後の取り組みについてお答えいたします。

「富士川町子ども・子育て支援事業計画」は、平成 27 年度から平成 31 年度を第 1 次計画として策定し、現在この計画に基づき、事業を実施しております。また、令和 2 年度からの第 2 次計画に向けて、昨年度末に実施しましたニーズ調査の分析集計を行い、調査報告書にまとめ、子ども子育て会議において検討いただく中で、第 2 次計画の策定に取り組んでいるところであります。

ニーズ調査においては、町の方々に様々なご意見ご協力をいただきました。この調査を基に、町の実態に即した事業計画となるよう、委員の皆さまにご協力いただきながら、策定してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

8 番 小林有紀子さん。

○8 番議員（小林有紀子さん）

再質問ですけれども、今、ニーズ調査ということで、ニーズ調査のほうは、具体的にはどのような方法で実施をされたのでしょうか。またその中で、問題点とか課題などの傾向がありましたら、わかる範囲でいいですので教えていただければと思います。

○議長（井上光三君）

子育て支援課長 佐藤洋子さん

○子育て支援課長（佐藤洋子さん）

ニーズ調査は膨大な量になります。少し長くなります、申しわけございません。ニーズ調査は本年 1 月、町内の 0 歳から小学校 5 年生の保護者約 930 人を対象に実施しまして、回収は 788 枚、約 84%の方にご回答いただいております。

内容は、集計分析途中であり、すべてを網羅してお答えはできませんけれども、一例としまして、お母さまの就労人数が増えている傾向にあること。それから、その部分で、子育てに父親が関わる比率の増加が見られる。それから、実際の保育所を使う利用時間が長時間化している傾向

が見られております。また、自由記載では、健診とか保育、教育に対するご希望、ご意見が多く見られていること。それから、今の施策で満足しているという内容につきましては、訪問や相談が丁寧であること、また、医療費助成について、ありがたいというような意見が多々ございました。

今後、子ども子育て会議や庁舎内会議で、内容の検証をして、計画策定してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

8番 小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

ありがとうございます。担当課の皆さんが、本当にここまでの計画の見直しとか、ニーズ調査の集計など、この第2期の計画策定に向けては、本当に多忙な事務の中、大変な時間と労力が必要となってお苦勞をおかけしますが、本町の持続可能なまちづくりのために、大変重要な計画でありますので、子ども子育て会議の方々の貴重なご意見をいただきながら、丁寧に、検討していただき、富士川町の輝く未来を築きゆく第2期の子ども子育て支援事業計画となることを期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは2番目の質問としまして、少子化による町立保育所への入所数が定員割れのため、来年度から第3保育所が第4保育所へ再編統合されることになりましたが、再編の意義と今後の方向性について伺います。

○議長（井上光三君）

子育て支援課長 佐藤洋子さん

○子育て支援課長（佐藤洋子さん）

ただ今の保育所再編の意義と今後の方向性についてお答えいたします。

町内には、町立保育所が5箇所ありますが、少子化によりすべての保育所が定員に満たない状況にあり、将来的に集団保育の効果の低下も懸念される状況であります。

このような状況を改善するために、保育の適正規模、配置及び保育所施設の老朽化など総合的に判断して、第3保育所を閉園し第4保育所へ再編することとして、説明会を重ね、保護者の皆様にご理解とご了承をいただいたところです。

今後、再編により、第4保育所の園児数が増加することから、本定例会に園庭整備などについて、必要経費を予算計上させていただいております。また、再編に伴い、明年度からニーズが増えている0歳児の受け入れを、第4保育所だけでなく、第1位保育所でも行い、さらなる保育サービスの充実を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

8番 小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

再質問ですが、この第3、第4保育所の保護者の方々への説明会、これには、どのような声が上がっていたのでしょうか。反対のご意見があったとすれば、どのようにしてご理解を得られたとお考えでしょうか。

○議長（井上光三君）

子育て支援課長 佐藤洋子さん

○子育て支援課長（佐藤洋子さん）

ご質問にお答えいたします。1回目の説明会では、保護者の皆さまからは、子どもたちの環境が変わることで戸惑うのではないかと。また、少ない園児数のほうが、よく見てもらえていいのではないかと、など様々なご意見をいただいたとのことでした。

その上で、保護者の皆さまと、何度も意見交換の場を設け、皆さまの不安を少しずつ解消してまいりました。意見交換を重ねるたびに、保護者の皆さまから前向きな発言をいただき、多くの保護者の方の賛同をいただくことができました。

町としましても、こうした大きなご理解とご協力をいただいた保護者の思いに、さらに、よりよい保育でお答えするべく、子育て支援課、保育所一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

8番 小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

何度も意見交換をしあった結果、町の方針にご了承いただいたということですので、ほんとに、今、課長がおっしゃっていただいたように、再編後に保護者の皆さんが統合してよかったと、今以上に保育所の質が深まったと思っていただけるように努めることが、決断していただいた保護者の皆さまに、一番喜んでいただけることだと思います。

そこで3番目の質問になりますが、今まで通い慣れた保育所から、違う保育所に移ると、知らない先生やお友達がいて、子どもたちは戸惑うことと思います。いつもと違う環境に対して、特に、行動が気になる子どもにとっては、想像以上に、慎重な対応が必要と考えます。感情のコントロールが思うようにいかず、問題行動として判断されてしまう可能性もあります。これはどこの保育所でもあり得ることです。

そこで、個性豊かな子どもたちの可能性を引き出していきたい、これまでも一般質問で訴えてまいりましたが、保育所における途切れのない発達支援CLMと、個別の指導計画を学び実践することによって、その子の個性として成長させてあげられる保育の方法があります。本来であれば、三重県での研修が必要ですが、県内で唯一実施している南アルプス市の研修会等に、本町の保育士も参加させていただき、さらなるレベルアップのため、研修を行えないか、お伺いしたいと思います。

○議長（井上光三君）

子育て支援課長 佐藤洋子さん

○子育て支援課長（佐藤洋子さん）

途切れのない発達支援CLMのご質問にお答えしたいと思います。

「CLMチェックリストin三重」は、保育所幼稚園に通う気になる子の行動等を観察し、個別の支援計画を策定して途切れのない支援を行うために、三重県立小児心療センターあすなろ学園で開発された、アセスメントツールです。

このツールは、個別支援計画と連携しており、保育士を中心とした関係職員が学び、保育・教育の現場で、適切な早期支援を行う手法として、また、日常的な支援の向上と支援の引き継ぎに

より、就学後の指導にもつなげることができるものであります。

この取り組みについては、まず、保育士が学び、理解することが重要であることから、既に導入し実践している他自治体において研修させていただき、保育に生かしてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

8番 小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

今まで一般質問した中で、これまでの答弁では、本町のチェックリストを使用しているから、また、子どもの人数が少ないので目が行き届くからなどの理由で、今まで導入していただけませんでしたけれども、本町の保育所では、行動が気になる子どもは、専門家が園にきて判断をしてもらっています。そうではなく、特別な専門家や専門機関ではなく、毎日関わる保育士の早期支援で、問題行動の予防軽減と自己肯定感の回復・向上が期待できるものであります。

南アルプス市の実践報告会では、褒めることが多くなり、意欲につながれる言葉を多くかけられるようになった、クラス全体の底上げにつながっている。自信を持って保育が展開できるようになったなど、保育士さんとして、やりがいを持って取り組んでいる、喜んで取り組んでいらっしゃる様子を伺えました。

実は、あるお母さんから、本町の保育所では、「自分の子どもが規格外だから入れてもらえなかった、認可外の保育所に行くしかなかった」との大変ショックなお話を伺いました。広域入所に関しては、様々な理由があるわけですが、どの子ども平等に本町の保育所に通えるよう、このような保護者の経済的負担、精神的不安を解消していただくためにも、保育士さんのさらなる成長が、持続可能な本町を目指して、希望になることを、ぜひ理解していただき、まずは第1段階として南アルプス市での研修に参加していただければと考えます。

さらに、南アルプス市の子ども子育て支援事業計画には、支援を必要とする子どもたちへのきめ細かな取り組みとして、具体的な対応が明記されております。本町の第2期子ども子育て支援事業計画にも反映されますことを期待しております。ぜひ、よろしくお願いいたします。

○議長（井上光三君）

小林議員、質問の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時05分

再開 午後 3時12分

○議長（井上光三君）

休憩を解いて、再開します。

8番 小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

それでは、大きな質問の2番目ですが、アレルギー疾患対策についてお伺いいたします。現在では、国民の3人に1人がなんらかのアレルギーを持っていると言われております。

1番目の質問といたしまして、本町の子供たちのアレルギー疾患の現状と取り組みについて、

お伺いいたします。

○議長（井上光三君）

子育て支援課長 佐藤洋子さん

○子育て支援課長（佐藤洋子さん）

ただ今のご質問にお答えいたします。

町における、子どものアレルギー疾患の状況であります。平成30年度の国保データによると、0～14歳までの総受診件数のうち、アレルギー性鼻炎や皮膚炎など、アレルギーに関連のある疾患の受診件数は、約20%という状況であります。

また、町立保育所、小中学校に通う1,305人のうち、給食などで除去食の個別対応が必要な乳幼児・児童・生徒は、現在41人、約3%となっております。

現在のアレルギー疾患への取り組みとしましては、妊娠中の両親学級、訪問、健診や育児教室など様々な機会をとらえ、食事や栄養に加え、スキンケア等について総合的に保健指導を行い、アレルギーに対する知識普及や早期発見と早期治療につなげるよう、取り組んでいるところであります。以上です。

○議長（井上光三君）

8番 小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

再質問ですが、給食の除去食などの個別対応が必要な子どもが現在41人、3%ということですけれども、来年7月完成予定の町給食センターでは、食物アレルギー対応の調理を提供すると伺っておりますが、どのようなアレルギー対応の体制となるのか、お伺いいたします。

○議長（井上光三君）

教育総務課長 中込浩司君

○教育総務課長（中込浩司君）

ただ今の質問につきましてお答えさせていただきます。

アレルギー対応の給食につきましては、除去できる材料を除いた給食のおかずを、専用の部屋で調理することを考えております。その調理につきましては、材料からおかずを提供するまで、複数の目で確認できる体制を考えております。

○議長（井上光三君）

8番 小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

複数の目で対応していただけるということですが、お母さん方にとっては、1人ひとりの食物アレルギー対応の除去食を提供していただけることは大変にありがたいことであります。それと同時に、すべてを安全な体制にするには本当に大変で難しいものだと思います。

そこで、2番目の質問になりますけれども、私は、NPO法人アレルギーを考える母の会、代表園部まり子氏の講演に参加し、そこで平成24年に東京都調布市で給食後の食物アレルギーによる死亡事故の詳細を伺いました。思わぬ事態が起きた事例を通し、エピペンの実習や、アレルギーの発症予防につながる保健指導を学び、赤ちゃんからできるスキンケアの体験もさせていただきました。妊娠中や授乳中の母親が食べた食物が原因で、子どもがアトピー性皮膚炎や食物ア

アレルギーになるのではなく、乳幼児期の湿疹や乾燥肌が原因で皮膚のバリア機能が低下し、荒れた皮膚に食べ物が浸透し、その食べ物に対する抗体を作る力が働いてしまうのです。アレルギーの治療を受けても改善せず、希望を見いだせない深刻な状況の親御さんからの相談が後を絶たないそうです。

そこで、2番目の質問としまして、アレルギー発症予防につながる「保健指導」「スキンケア」についての、先ほど、課長からもそのようなことをしているという話がありましたけれども、従来の考え方ではなく、このような乳幼児期からのスキンケアがアレルギー予防になるという、この基本姿勢を基にした、スキンケア保育指導についての研修や講座を実施すべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（井上光三君）

子育て支援課長 佐藤洋子さん

○子育て支援課長（佐藤洋子さん）

アレルギー発症予防につながる研修や講座の実施についてのご質問にお答えいたします。

アレルギー疾患の「保健指導」や「スキンケア」については、現在も訪問や育児教室等で指導しているところではありますが、近年、専門認定看護師や専門医師等により、アレルギー発症予防も含めた「スキンケア」についての情報提供及び研修が行われてきております。

町におきましても、より新しい知識と適切なケアの普及を図るため、情報収集や研修に取り組み、助産師、保健師、栄養士、保育士が連携して、訪問指導、育児教室や実際の保育に生かしていくとともに、様々な機会を利用し、広く保護者へ普及啓発してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

8番 小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

ありがとうございます。この、アレルギーを考える母の会代表の園部まり子氏ですけれども、文部科学省の学校給食における食物アレルギー対応指針の策定委員を経て、厚生労働省のアレルギー疾患対策推進協議会の委員であり、さらに、山梨県アレルギー疾患対策推進協議会の委員も招聘をされていらっしゃいます。各自治体の研修、講座にも積極的に出向きます、とのことですので、ぜひ、アレルギーに悩んでいる親御さんや、これから子育てをされる方、関係機関の方々など、多くの方に知っていただけるようなセミナーなどの開催を、ぜひ、お願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、3番目の質問といたしまして、アレルギー症状への対応の手順が、わかりやすくコンパクトにまとめられた冊子、「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」が東京都で発行されております。NPO法人アレルギーを考える母の会が印刷したのですが、各自治体でダウンロードして、利活用してかまわないとのことですので、ぜひ、本町でも発行し、広く活用していただければと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（井上光三君）

子育て支援課長 佐藤洋子さん

○子育て支援課長（佐藤洋子さん）

ただ今のご質問にお答えいたします。

町では、子どものアレルギー対応マニュアルとして、保育所の「食物アレルギー対応給食マニュアル」、また、小中学生においては「富士川町学校給食における食物アレルギー対応ガイドライン」を作成し、アレルギーの予防や発症の際に迅速な対応が図られるよう、職員間で共有しております。

このマニュアルについては、保育所では所長及び栄養士を中心に、学校においては養護教諭を中心に、定期的に内容の改善を図り、職員がいつでも対応できるよう、マニュアルの研修も行っているところであります。以上です。

○議長（井上光三君）

8番 小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

アレルギー反応による命にかかわる症状を見極めるため、何より早期の対応が大事であります。保育所や教育現場での先生方はガイドライン等で対応していらっしゃるというのは承知しておりますけれども、保護者にも、そしてこれから妊娠を希望される方や、お孫さんを守る祖父母の皆さまなどにも、配布する機会を設けて、活用していただきたいと思っております。尊い命を守るための活用を、ぜひとも、よろしくお願い致します。

それでは大きな3つ目の質問といたしまして、防災対策について伺います。昨夜の台風15号による被害も大変心配されましたけれども、町長をはじめ職員の皆さま方には、大変お疲れさまでした。

また、先月8月末には、九州北部で発生した線状降水帯による集中豪雨により、佐賀県を中心に甚大な被害に見舞われたばかりであります。9月1日を「防災の日」と制定したのは、もちろん96年前の関東大震災の日であるからですが、実はその決め手となったのは、60年前の伊勢湾台風による大災害に見舞われたからです。これにより、国は「災害対策基本法」を制定し、行政に防災対策、災害対応を求めるようになりました。国や各自治体が、堤防やハザードマップの作成、避難所指定などを行っても、やはり住民一人ひとりが「我が事」として「自分の命は自分で守る」、そして「自分たちの地域は自分たちで守る」との防災に対する意識を高め、災害に備える事が重要であります。

そこで1番目の質問としまして、「防災の日」を中心とした各地区の防災訓練の現状と取り組みについて、町としては、どのように把握をされているのか、伺います。

○議長（井上光三君）

防災交通課長 長澤康君。

○防災交通課長（長澤康君）

ただ今の、各地区の防災訓練について町として把握しているかというご質問にお答えいたします。

町では、各区長から、各区防災訓練の実施日や区災害対策本部の設置場所及び訓練内容等を報告していただき、各区で行う防災訓練の現状と取り組みを把握しているところであります。以上です。

○議長（井上光三君）

8 番 小林有紀子さん。

○8 番議員（小林有紀子さん）

各区長さんから予定の訓練内容の報告書、企画書ですね、それがくるということですが、予定を、企画書だけを見て把握しているとは思えません。実際にどうだったのか、地域にそった訓練になっているのか、紙面だけでは何もわからないと思います。各地区では工夫して防災訓練に取り組んでいただいているわけですが、その取り組みには、住民の防災意識に大きな開きがあるのではないのでしょうか。

再質問ですが、峡南地域のモデル地区になった鰍沢上北自主防災会では、大規模災害での火災発生を想定して、井戸水からの放水訓練も行われました。放水訓練は、消火栓を開いて実際に放水することは、放水後に水が濁るとの理由で本町では禁止されています。地域住民や近隣の事業所にご協力いただき、実際の火災発生を想定した、地域全体で取り組む訓練が必要ではないのでしょうか。

消火栓での放水訓練を実施することはできないのでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（井上光三君）

防災交通課長 長澤康君。

○防災交通課長（長澤康君）

ただ今のご質問にお答えいたします。

消火栓を使つての消火訓練につきましては、先ほど議員がおっしゃるとおり、水が濁るということで、現在禁止されています。

その代わり、防火水槽と可搬式ポンプを使って放水訓練等ができると思いますので、そちらのほうで対応していただければと考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

8 番 小林有紀子さん。

○8 番議員（小林有紀子さん）

防火水槽、可搬式ポンプがあるところとはということですが、身近にあるのは消火栓ですので、年に一度の訓練では、災害を想定した放水訓練も、ぜひ、実施していただければと思っております。重ねてお願いをしたいと思います。

また、再質問ですが、1 日の防災訓練時に、私の携帯に市川三郷町のエリアメールが送られてきました。市川に近い鹿島ですので、送られてきたと思うのですが、市川三郷町では、各地区の防災訓練実施前の8時20分に、防災行政用無線放送とエリアメールを合図に「シェイクアウト訓練」、安全行動訓練を町内一斉に行っております。シェイクアウト訓練とは、地震から身を守るための3つの安全行動を、約1分間行うシンプルな訓練です。とても大事な初期行動ですので、ぜひ、シェイクアウト訓練を、本町でも防災訓練時に実施していただけないのでしょうか。お伺いしたいと思います。

○議長（井上光三君）

防災交通課長 長澤康君。

○防災交通課長（長澤康君）

ただ今のご質問にお答えいたします。

現在のところ、シェイクアウト訓練につきましては、本町で実施する考えはございません。以上です。

○議長（井上光三君）

8番 小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

ぜひ、子どもたちにも机の下に潜って、足をしっかり持つようにということを、学校でも教えたりしますので、ぜひ、私たち大人も、自ら、全員が、まずは机の下に潜るとかというような、本当に初歩的なことでありますけれども、まずこの訓練を体に身につけるとするのが大事なことです。ぜひ、このことも検討していただければと思っております。

それでは、2番目の質問といたしまして、茨城県の水戸市では4年前に、全地区の自主防災組織で「地区防災計画」をいち早く策定しております。地域の実態を反映した計画作りに、市の職員と二人三脚で取り組んだそうです。市が計画のひな型を提供したり、地区代表者への説明会を開いたりして、全面的にサポートしたそうです。そして、地区防災計画が絵に描いた餅にならないよう、各地区で計画の更新が随時行われております。

本町でも、全地区の「地区防災計画」策定をサポートし、各地区の実情に合った防災訓練の取り組みが行われるよう、具体的に防災課で取り組みについてアドバイスをするべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（井上光三君）

防災交通課長 長澤康君。

○防災交通課長（長澤康君）

ただ今のご質問にお答えいたします。

現在町では、平成23年度に各地区で策定した地域災害対応マニュアルの活用を含めた、町内全域での「地域防災計画」策定を進めており、策定に関するサポートは、計画に盛り込む基本的内容や最新情報の提供、他市町村及び他地区の先進地事例の紹介を行っているところであります。

また、昨年度は、平林地区を中心とした土砂災害に対する防災訓練を実施したものの、町内全域での実情にあった防災訓練は出来ておりませんので、各地区で重要視する災害対応を「地区防災計画」に盛り込み、実情に合った防災訓練の実施に結びつけてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

8番 小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

水戸市での各種訓練では、避難所開設訓練、簡易トイレ組み立て訓練、炊き出し訓練など、全ての訓練に、企画や準備の段階から市の職員が携わっています。こうして18年度の訓練参加者が1万4000人を超え、東日本大震災発生後の11年度と比べ、3倍以上に増えているそうです。

本町は山間地域と市街地、また高齢者の多い地域など、様々各地域で状況が違います。それぞれに合った的確な訓練の方法をアドバイスしていただき、防災意識向上につなげていただくことが大事であると思っておりますので、よろしくお願い致します。

3番目の質問といたしまして、今年5月に、これまでの防災気象情報をまとめた「警戒レベル」の運用が開始されました。これまで、台風などで、避難指示を出して、避難所を開設しても、なかなか避難される方がほとんどいない状況が続いております。命を守るための早めの避難行動を、町民の皆さまに、どのように取っていただくのが重要です。警戒レベルと適正・早期の避難行動をとるために町はどのような対策をされているのか、お伺いいたします。

○議長（井上光三君）

防災交通課長 長澤康君。

○防災交通課長（長澤康君）

ただ今のご質問にお答えいたします。

これまで町は、気象庁が発表する気象情報や、国土交通省が公表している河川水位などを参考に、避難準備・高齢者等避難開始や避難勧告といった避難情報を防災行政無線等により発信してまいりました。こうした中、今年5月に、内閣府から5段階の警戒レベルを明記した防災情報が発表され、町民に解りやすい非難情報の発信が可能となりました。

こうしたことから、本年6月、警戒レベルの内容を掲示しておけるチラシを作成し、全戸に配布したところであります。今後は、警戒レベルの内容を様々な機会において町民に周知するなど、町民が早期の避難行動をとれるよう対応してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

8番 小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

9月に掲示できるチラシを配布したということでもありますけれども、様々な機会において、町民に周知をしていただきたいと思います。

近年は、短時間に狭い範囲に集中的に降る雨が頻発しております。河川が氾濫したり、土砂災害が発生し、事態が急変し大きな被害が出ています。早めの行動が命を救うことに直結します。命を守るために、警戒レベルの発令を、適切に早期の避難行動に繋げていただけるよう、チラシを広報と一緒に配布するだけではなく、具体的に各地区の自主防災組織や民生委員さん、高齢者の集まりなど、あらゆる機会を活用し、丁寧に町民への周知徹底に努めていただきたいと思います。ぜひ、早急に実施していただけるのでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（井上光三君）

防災交通課長 長澤康君。

○防災交通課長（長澤康君）

警戒レベルを周知する機会があれば、早急に行っていきたいと考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

8番 小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

ぜひ、よろしくお願いいたします。危険が迫っても逃げない理由として、自分は大丈夫だという根拠のない確信や、自分の経験した期間だけで判断する「正常性バイアス」があげられますが、このような自分だけの判断を断ち切るため、地域コミュニティの絆や信頼できる人による声かけが大事です。ぜひ、町民への丁寧な周知徹底に努めていただき、お互いに声をかけあい、避難行

動に移せるよう、よろしくお願いいたします。

それでは4番目の質問としまして、先日、大手玩具メーカーが、小中学生の子どもを持つ親へ防災対策についての調査を行ったところ、災害が起きた時の集合場所や連絡方法について、「子どもとしっかり話し合えている」家庭は、わずか5.9%、「全く話し合ったことがない」が23.2%、「あまり話し合えていない」が57.9%という残念な結果が発表されておりました。東日本大震災の時に、防災教育を受けていた子どもたちの命が守られた釜石の奇跡のように、子どもの頃からの防災教育が大事であると考えます。

本町でも、乳幼児の保護者を対象とした防災講座や、小学生の親子での避難所生活体験などの防災講座を実施すべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（井上光三君）

防災交通課長 長澤康君。

○防災交通課長（長澤康君）

ただ今のご質問にお答えします。町では、防災意識の向上や防災対策を目的として、乳幼児の保護者を対象にした育児教室の中で、「災害時持ち出し用物品の紹介」を、小学生を対象にした「避難所体験」等の教室を実施しております。

特に小学生を対象とした「避難所体験」では、保護者から、親子で体験学習をしたいとの声があることから、明年度は、親子参加型での実施を考えているところです。

さらに、乳幼児の保護者には、本年4月に開所した富士川町児童センター内で、災害時用の備えとして活用できる液体ミルクを展示し、紹介するとともに、備蓄方法や使用方法等についての教室を実施してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

8番 小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

ありがとうございます。南アルプス市社会福祉協議会では、小学生の親子が避難所での宿泊を体験する「夏休み防災ボランティアスクール」を開催しました。実際の避難所生活を擬似体験した訓練を行っています。また今月5日には、笛吹市の御坂児童センターで、乳幼児の保護者や保育士らを対象に「防災リーダー養成講座」が開催され、乳幼児と一緒に避難生活を想定した養成講座は県内で初めてだということで、視察に行ってみりました。70名を超える親子が参加されておりました。本町でも、児童センターや小学校の体育館を活用しての防災教育として実施していただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、5番目の質問に移ります。本町では、8月5日に保険会社との地方創生の実現に向けた相互連携に関する協定を締結しましたが、協定の内容を、町民の学びの場として、町に役立つ活用を期待しておりますが、防災や災害対策などの事業については、どのような取り組みが考えられるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（井上光三君）

防災交通課長 長澤康君。

○防災交通課長（長澤康君）

ただ今のご質問にお答えいたします。

町とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社で締結した「地方創生連携協定」のうち、防災や災害対策に関する事業は、企業向け業務継続計画策定支援等が主なものとなっております。

しかし、各自治地体との話し合いにより、必要な事業の実施を検討いただけると伺っておりますので、全国的に事業展開しているあいおいニッセイ同和損害株式会社の防災に関するノウハウを、町が実施する防災対策事業等に活用してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

8 番 小林有紀子さん。

○8 番議員（小林有紀子さん）

ぜひ、ノウハウを町にも活用していただけるよう、実施していただきたいと思います。あらゆる機会を活用し防災講座、防災リーダー養成講座などを開催していただけることを期待しております。

何よりも大切な命を守るための対策を、行政と町民一人ひとりがとれているか、しっかりと取り組みを加速していけるよう、私も一緒になって頑張りますので、よろしくお願い致します。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（井上光三君）

以上で通告 9 番 8 番 小林有紀子さんの一般質問を終わります

○議長（井上光三君）

以上で町長からの提案理由ならびに担当課長の補足説明が終わりました。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれにて散会とします。

起立願います。相互に礼。ご苦労さまでした。

散会 午後 3 時 3 9 分

令和元年

富士川町議会 9 月定例会

9月10日

令和元年第3回富士川町議会定例会（3日目）

令和元年9月10日
午前10時00分開議
於 議 場

1 議事日程

- | | | |
|-------|---------|---|
| 日程第 1 | 諸般の報告 | |
| 日程第 2 | 報告第 7 号 | 平成30年度決算に基づく富士川町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について |
| 日程第 3 | 報告第 8 号 | 平成30年度富士川町一般会計継続費精算報告について |
| 日程第 4 | 報告第 9 号 | 富士川町教育委員会の事務の管理・執行状況の点検及び評価報告書の提出について |
| 日程第 5 | 議案第64号 | 富士川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第65号 | 富士川町森林環境譲与税基金条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第66号 | 富士川町印鑑条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 8 | 議案第67号 | 富士川町児童クラブ条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 9 | 議案第68号 | 富士川町水道事業給水条例の一部を改正する条例について |
| 日程第10 | 議案第69号 | 富士川町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第11 | 議案第70号 | 富士川町道の道路構造に関する技術的基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第12 | 議案第71号 | 富士川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第13 | 議案第72号 | 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について |
| 日程第14 | 議案第73号 | 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例について |
| 日程第15 | 議案第74号 | 富士川町ふれあいプラザ条例及び富士川町高齢者ふれあいセンター条例の一部を改正する条例について |
| 日程第16 | 議案第75号 | 令和元年度富士川町一般会計補正予算（第2号） |
| 日程第17 | 議案第76号 | 令和元年度富士川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |

日程第 1 8	議案第 7 7 号	令和元年度富士川町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 9	議案第 7 8 号	令和元年度富士川町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 2 0	議案第 7 9 号	町民体育館解体工事請負変更契約の締結について
日程第 2 1	認定第 1 号	平成 3 0 年度富士川町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 2 2	認定第 2 号	平成 3 0 年度富士川町水道事業会計決算認定について
日程第 2 3	認定第 3 号	富士川町道路線の認定について
日程第 2 4	認定第 4 号	富士川町道路線の廃止について

2 出席議員は次のとおりである。(13名)

1 番	秋 山 仁	2 番	樋 口 正 訓
3 番	笹 本 壽 彦	4 番	井 上 和 男
5 番	望 月 眞	6 番	秋 山 稔
7 番	成 田 守	8 番	小 林 有紀子
10 番	青 柳 光 仁	11 番	堀 内 春 美
12 番	鮫 田 洋 平	13 番	長 澤 健
14 番	井 上 光 三		

3 欠席議員

9 番 深 澤 公 雄

4 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(18人)

町 長 志 村 学	副 町 長 齋 藤 靖
教 育 長 野 中 正 人	会 計 管 理 者 内 田 一 志
政 策 秘 書 課 長 秋 山 佳 史	財 務 課 長 秋 山 忠
管 財 課 長 樋 口 一 也	税 務 課 長 遠 藤 悦 美
防 災 交 通 課 長 長 澤 康	町 民 生 活 課 長 中 込 裕 子
福 祉 保 健 課 長 松 井 清 美	子 育 て 支 援 課 長 佐 藤 洋 子
産 業 振 興 課 長 依 田 正 紀	都 市 整 備 課 長 河 原 恵 一
土 木 整 備 課 長 志 村 正 史	上 下 水 道 課 長 原 田 和 佳
教 育 総 務 課 長 中 込 浩 司	生 涯 学 習 課 長 深 澤 千 秋

5 職務のため出席した者の職氏名 (2名)

議会事務局長 早 川 竜 一
書 記 中沢美和子

開会 午前10時00分

○議長（井上光三君）

令和元年第3回富士川町議会定例会3日目の本会議に、議員各位には大変お忙しいところご出席いただき、誠にありがとうございます。ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長（井上光三君）

日程第1 諸般の報告

この際、議案の審議に先立ちまして、諸般の報告を行います。

議長から報告します。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

本日は、質疑の日程になっておりますが、議案第79号の契約締結案件については、質疑終了後、討論・採決を行いますのでよろしくお願いします。

また、議案第64号及び第65号の条例制定案件については、お手元に配布しました、議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託します

また、認定第1号及び第2号の決算認定案件については、本会議の初日に決算特別委員会に付託しましたので、質疑は大綱のみに留めてください。

質疑の回数は、富士川町議会の申し合わせのとおりとします。

議会運営にご協力くださいますようお願い申し上げます。

○議長（井上光三君）

日程第2 報告第7号 平成30年度決算に基づく富士川町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について平成30年度富士川町一般会計繰越明許費の件

日程第3 報告第8号 平成30年度富士川町一般会計継続費精算報告について

以上の2件は報告案件でありますので、一括して議題とします。

これから、報告第7号及び第8号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番 秋山稔君。

○6番議員（秋山稔君）

報告第8号でありますけれども、571ページをお願いします。町でいただいた資料の中に、児童センターについて一般財源は0でもらった資料がありますが、子育て支援の中に一般財源で465万1000円という金額がありますが、これはどういうことなんでしょうか。

○議長（井上光三）

秋山議員、もう一度タブレットページをお願いします。報告8号については7ページからありますけれども。

○6番議員（秋山稔君）

富士川町一般会計継続費精算報告についてということですが。

○議長（井上光三）

子育て支援課長 佐藤洋子さん。

○子育て支援課長（佐藤洋子さん）

それでは報告第8号のただいまの質問、及びうしろの内容の関係がありますので、そちらも併せて答えさせていただきます。継続費のところですが、継続費についての主な内容は設計管理及び建築主体工事となっております。現在、この時点では起債、補助金、一般財源となっておりますが、J R 東海との補償費の算定が、今後、確定いたしますので、確定した時点で、その他の欄に、補償額が入ります。地方債及びその補償額が入ったところで地方債及び一般財源の額が確定することとなります。

なお、参考ですけれども、この表における一般財源の額以上に補償費は入るものとなっておりますが、補償費及び地方債の対象外の備品等がございます。そのものについては一般財源に入ることになります。以上です。

○議長（井上光三君）

6 番 秋山稔君。

○6 番議員（秋山稔君）

わかりました。ありがとうございました。

○議長（井上光三君）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上をもて報告第7号及び第8号について質疑を終わります。

○議長（井上光三君）

日程第4 報告第9号 富士川町教育委員会の事務の管理・執行状況の点検及び評価報告書の提出についてを議題とします。

これから報告第9号について、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上をもって、報告第9号について質疑を終わります

○議長（井上光三君）

日程第5 議案第64号 富士川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

日程第6 議案第65号 富士川町森林環境譲与税基金条例の制定について

以上の2議案は、条例制定案件でありますので一括して議題とします。

なお、本案は所管の常任委員会に付託しましたので、質疑は大綱のみに留めてくだ

さい。

これから、議案第64号及び第65号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上をもって議案第64号及び第65号について質疑を終わります。

○議長（井上光三君）

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 7 | 議案第66号 | 富士川町印鑑条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 8 | 議案第67号 | 富士川町児童クラブ条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 9 | 議案第68号 | 富士川町水道事業給水条例の一部を改正する条例について |
| 日程第10 | 議案第69号 | 富士川町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第11 | 議案第70号 | 富士川町道の道路構造に関する技術的基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第12 | 議案第71号 | 富士川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第13 | 議案第72号 | 成年被後見人等の権利の権限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について |
| 日程第14 | 議案第73号 | 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例について |
| 日程第15 | 議案第74号 | 富士川町ふれあいプラザ条例及び富士川町高齢者ふれあいセンター条例の一部を改正する条例について |

以上の9議案は、条例改正案件でありますので、一括して議題とします。

これから、議案第66号から第74号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番 井上和男君。

○4番議員（井上和男君）

議案第70号富士川町の道路構造に関する技術的基準を定める条例について、タブレットの67ページ。そこに第8条の2、自動車及び自転車の交通量が多い第3種または第4種の道路という文言があります。その中で、第3種、第4種という定義、1日の交通量は何台が目安となっているか、お聞きします。

○議長（井上光三君）

土木整備課長 志村正史君。

○土木整備課長（志村正史君）

ただいまのご質問にお答えいたします。道路の種別につきましては、道路構造令第3

条第1項におきまして、第1種から第4種まで分類されており、第1種及び第2種につきましては、高速道路及び自動車用専用道路でございます。第3種及び第4種につきましては、その他の道路として分類されており、第3種につきましては地方部、第4種には都市部と規定されており、計画段階で用います1日の計画交通量につきましては、4,000台を基準に道路の級別を分類しているところでございます。以上でございます。

○議長（井上光三君）

4番 井上和男君。

○4番議員（井上和男君）

そうしますと、この町内の第3種、第4種に該当する道路はどこになりますか。

○議長（井上光三君）

土木整備課長 志村正史君。

○土木整備課長（志村正史君）

ただいまのご質問にお答えいたします。第4種道路につきましては、町道青柳長澤線、春米小林2号線、青柳1号線、ガストから東へ向かっていく道路でございます。青柳1号線、くろがねやの南の道路でございます。あと、大柵大久保線でございます。そのほかの町道で、幅員4メートル以上のものについては第3種というような形で分類させていただいております。以上でございます。

○議長（井上光三君）

4番 井上和男君。

○4番議員（井上和男君）

そうしますと、既存の道路で自転車通行帯を設置する道路はどこになりますか。

○議長（井上光三君）

土木整備課長 志村正史君。

○土木整備課長（志村正史君）

ただいまのご質問にお答えいたします。改正条例の第8条の2第3項に自転車通行帯、1メートルまで縮小することができる規定がございますので、路肩を含めた車道幅員が8メートル以上のある町道については自転車通行帯を設置することが可能であると考えております。こうしたことから、先ほど第4種の道路、5路線を答弁させていただいたことから、今後、もし設置する場合については、その5路線が可能であると現時点では考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

4番 井上和男君。

○4番議員（井上和男君）

ありがとうございました。

○議長（井上光三君）

ほかに質疑ありませんか。

8番 小林有紀子さん。

○ 8 番議員（小林有紀子さん）

議案第 6 7 号、富士川町児童クラブ条例の一部を改正する条例についてお伺いいたします。利用時間が拡大するということですが、これに伴って学習室の利用等に関しては、検討はされなかったのでしょうか。同じように、職員が行って 6 時半ということで、夕方 6 時半ということであれば 7 時まで職員がいるわけですから、それに伴って学習時間も、ぜひ開放していただいて、受験生なども勉強するところもなかなかありませんので、こういうところを開放して一緒に利用していただくとか、検討はされなかったのでしょうか。

○議長（井上光三君）

子育て支援課長 佐藤洋子さん。

○子育て支援課長（佐藤洋子さん）

ただいまの児童センターの学習室の開放についてのご質問にお答えします。今回、この児童クラブ条例の時間延長のみとなっております。児童センターのほうは今までどおり 5 時となっておりますが、確かに、特にうちの町の中高生の学習室の確保は重要な課題であると認識しています。今後、教育委員会や学校などと連携して、子どもたちにアンケート調査などを実施する中で、児童センターを含めた町のいろんな施設の中で、学習できる適切な環境の確保の必要性を検討してまいりたいと考えています。

○議長（井上光三君）

8 番 小林有紀子さん。

○ 8 番議員（小林有紀子さん）

ぜひ、よろしくお願いいたします。

○議長（井上光三君）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上をもって議案第 6 6 号から第 7 4 号について、質疑を終わります。

○議長（井上光三君）

日程第 1 6 議案第 7 5 号 令和元年度富士川町一般会計補正予算（第 2 号）

日程第 1 7 議案第 7 6 号 令和元年度富士川町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 1 8 議案第 7 7 号 令和元年度富士川町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 1 9 議案第 7 8 号 令和元年度富士川町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

以上の 4 議案は、補正予算案件でありますので一括して議題とします。

これから、議案第 7 5 号から第 7 8 号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議長（井上光三君）

1 1 番 堀内春美さん。

○ 1 1 番議員（堀内春美さん）

富士川町一般会計補正予算で歳入ですけれども、タブレットでは163ページ、16款の県支出金。その中の4の農林水産費県補助金のところの275万、特産農産物生産支援整備事業、この特産農産物というのは何なのでしょう。

○議長（井上光三君）

土木整備課長 志村正史君。

○土木整備課長（志村正史君）

ただいまのご質問にお答えいたします。これにつきましては、歳出の農地費にございます工事請負費、高下地区農業用排水路改修工事の山梨県の補助金事業で、5割補助の事業でございます。事業の趣旨は、地域特産農産物の品質向上と生産拡大を図るため、生産基盤を整備することを目的としており、今回品質向上の対策として、水路改修工事でございます。水稻が対象の特産農産物でございます。以上でございます。

○議長（井上光三君）

11番 堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

もう1点、同じ163ページですが、17款の財産収入。そのうちの不動産売払代金1109万2000円、これはどこのことでしょうか。

○議長（井上光三君）

土木整備課長 志村正史君。

○土木整備課長（志村正史君）

ただいまのご質問にお答えいたします。この土地売払代金につきましては、町道大法師道路の改良工事の代替地として、売払に伴いました歳入予算でございまして、場所は町道青柳長澤線沿いで柳沢建設の東側の土地でございまして、鰍沢129の3番地でございます。以上です。

○議長（井上光三君）

11番 堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

そうしますと、シビックコアのところの移転する代替地ということですね。わかりました。ありがとうございました。

○議長（井上光三君）

ほかに質疑ありませんか。

1番 秋山仁君。

○1番議員（秋山仁君）

議案第75号ですけれども、タブレット170ページになります。そこの7款商工費、3観光費。この中に100万円の補助金ということで、まほらの湯の観光振興事業、この金額があるんですが、これは何の目的で行ったわけですか。

○議長（井上光三君）

産業振興課長 依田正紀君。

○産業振興課長（依田正紀君）

ただいまのご質問にお答えいたします。歳出の補助金１００万円につきまして、歳入にもあります、町内の業者からまほらの湯に指定管理寄付ということで、寄附をいただいていますので、その１００万円をまほらの湯に充当する補助金でございます。以上です。

○議長（井上光三君）

１番 秋山仁君。

○１番議員（秋山仁君）

それから、その下の１７０ページです。土木費の道路改良舗装費２１０万。最勝寺小林１号線、転落防止柵設置工事、これは場所的にはどこになるんですか。

○議長（井上光三君）

土木整備課長 志村正史君。

○土木整備課長（志村正史君）

ただいまのご質問にお答えしたいいたします。この町道最勝寺小林１号線につきましては、児童センター向かいの本浄寺のお墓があって、高いところがあると思うんですが、その部分に転落防止柵設置の予算を計上させていただいたところですよ。以上です。

○議長（井上光三君）

１番 秋山仁君。

○１番議員（秋山仁君）

それから、次の１７１ページになりますが、土木費の１１０９万２０００円、土地開発基金土地購入費。この土地の購入費の場所はどこになりますか。

○議長（井上光三君）

土木整備課長 志村正史君。

○土木整備課長（志村正史君）

ただいまのご質問にお答えいたします。先ほど堀内議員さんからありました代替地、土地開発基金から買うための歳出予算でございます。以上です。

○議長（井上光三君）

１番 秋山仁君。

○１番議員（秋山仁君）

それから、タブレット１７２ページ、危険空き家解体費補助事業１５０万円、場所がどこで何件かをお聞きしたいです。

○議長（井上光三君）

都市整備課長 河原恵一君。

○都市整備課長（河原恵一君）

ただいまの質問にお答えいたします。今回補正予算に計上いたしました空き家対策事業の補助金につきましては、３件分１５０万補正をさせていただきました。この空き家につきましては、現在、内容審査中の空き家解体のところは何件かございます。その中で、今回は３件分の補正をさせていただいたんですけれども、具体的にこの場所、この方ということが、今、手持ちにはございませんので、後刻報告したいと思います。

3件ということですが、決定ではないということです、3件分ということで補正をさせていただいたということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○議長（井上光三君）

1 番 秋山仁君。

○1 番議員（秋山仁君）

3 件分ということですが、あまりにも危険度がひどいといひますか、そういう状況ということですよ。

○議長（井上光三君）

都市整備課長 河原恵一君。

○都市整備課長（河原恵一君）

ただいまのご質問にお答へします。富士川町には富士川町空き家等解体費補助金交付要綱に基づきまして、富士川町空き家対策連絡調整委員会を設置してごひます。その中で、対象となる危険な空き家を選定して持ち主の方に通知をするとか、またそういった形の補助金の説明を申し上げ、解体をお願ひしているということでごひます。以上です。

○議長（井上光三君）

1 番 秋山仁君。

○1 番議員（秋山仁君）

そうしますと、所有者も不明だといひような、そういう場所といひことですか。

○議長（井上光三君）

都市整備課長 河原恵一君。

○都市整備課長（河原恵一君）

この危険空き家につきましては、地域の方々からの申し出といひますか、空き家があるといひような情報もごひますし、そういった情報を集めて現地の確認とかその地権者の確認等を行い、先ほど申しました空き家対策連絡調整委員会にかけて、危険空き家の認定を行うといひことを行っております。以上です。

○議長（井上光三君）

1 番 秋山仁君。

○1 番議員（秋山仁君）

以上です。

○議長（井上光三君）

ほかに質疑ありませんか。

1 2 番 鮫田洋平君。

○1 2 番議員（鮫田洋平君）

議案 7 5 号、一般会計補正予算について何点か質問させていただきます。

まず 1 7 款の財産収入、タブレットページ 1 6 3 ページになります。昨日、青柳議員の一般質問でもあったんですが、青柳追分館の貸し付けについてちょっとお伺ひしたいと思ひます。これは、どんな方にどんな目的でお貸しするのかお願ひします。

○議長（井上光三君）

産業振興課長 依田正紀君。

○産業振興課長（依田正紀君）

ただいまの質問にお答えします。昨日もお答えをしましたとおり、町内の方で、名前は望月さんという方になりますが、その方にお貸しをするようになっております。

「集人（あつまりびと）」一空（いっくう）という屋号になりまして、氏名は望月一明さんになります。目的につきましては、食事処をやりたいというところがございます。以上です。

○議長（井上光三君）

12番 鮫田洋平君。

○12番議員（鮫田洋平君）

ありがとうございます。もう1点、契約の期間は何年になりますか。

○議長（井上光三君）

都市整備課長 河原恵一君。

○都市整備課長（河原恵一君）

ただいまのご質問にお答えいたします。この追分館につきましては、都市公園法第5条の規定による公園施設の管理許可制度を利用して民間事業者への貸付けを行なっております。今回の貸付金につきましては、管理許可期間ということになりますけれども、令和元年8月26日から令和11年8月25日の10年間の貸し付けを行ったところであります。以上です。

○議長（井上光三君）

12番 鮫田洋平君。

○12番議員（鮫田洋平君）

ありがとうございます。次に歳出2款の総務費、タブレット166ページ、工事請負費の光ファイバーの改修工事ですけれども、これは前回もあって、鳥獣害でやられて改修すると言ったんですが、今回も同じような改修でしょうか。

○議長（井上光三君）

政策秘書課長 秋山佳史君。

○政策秘書課長（秋山佳史君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。前回とは場所は違うものの、平林地内で同じような事故がありましたので、修繕に要する費用を計上させていただいております。

○議長（井上光三君）

12番 鮫田洋平君。

○12番議員（鮫田洋平君）

ありがとうございます。次に3款の民生費、タブレットページ167ページです。第4保育所の施設改修工事2200万円、これ具体的にどのような改修を行うか教えてください。

○議長（井上光三君）

子育て支援課長 佐藤洋子さん。

○子育て支援課長（佐藤洋子さん）

ただいまの第4保育所の改修工事の内容でございますが、主なものは、外周のフェンス等の設置です。老朽化のためフェンスを設置いたします。それから、保育室の整備といたしまして、部屋を分けるためのアコーディオンカーテンとか、それから雑木の処理がございます。それから大型遊具を複数設置いたしまして、今あります老朽化いたしました遊具の撤去等がございます。以上です。

○議長（井上光三君）

12番 鮫田洋平君。

○12番議員（鮫田洋平君）

ありがとうございます。次に8款土木費、タブレット171ページです。住宅管理費の工事請負費200万、町営住宅解体工事、これはたぶん大法師公園の下の大法師住宅の改修工事だと思うんですけども、これは町道の廃止案にもかかってくるんですが、この跡地はどんな利用を考えていますか。

○議長（井上光三君）

都市整備課長 河原恵一君。

○都市整備課長（河原恵一君）

ただいまの質問にお答えいたします。町営大法師団地の跡地につきましては、今回の家屋の解体工事等を行い、更地にした後に、公募により売却をしたいと考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

12番 鮫田洋平君。

○12番議員（鮫田洋平君）

ありがとうございます。以上で終わります。

○議長（井上光三君）

ほかに質疑ありませんか。

11番 堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

議案第75号の富士川町一般会計補正予算についてですが、歳出のところで、タブレット171ページです。8款の土木費、そのうちの公園費、工事請負費2000万。町民体育館跡地防草防塵対策工事2000万というかなりの金額ですが、この工事内容はこういった内容でしょうか。

○議長（井上光三君）

都市整備課長 河原恵一君。

○都市整備課長（河原恵一君）

ただいまのご質問にお答えいたします。この町民体育館跡地防草防塵対策工事につきましては、今まで体育館が建っていた部分、更地になりまして、その部分につきましては、砂埃とか雑草、その潰した後の管理につきまして、JR東海と協議を行ったところであ

ります。歳出予算に諸収入ということで、その部分、ＪＲ東海からの補償金をいただいております。その補償金２０００万において、この防塵対策工事を行うという形になります。以上です。

○議長（井上光三君）

１１番 堀内春美さん。

○１１番議員（堀内春美さん）

分かりました。ありがとうございました。

○議長（井上光三君）

ほかに質疑ありませんか。

１３番 長澤健君。

○１３番議員（長澤健君）

同じく一般会計補正予算ですけれど、タブレット１６９ページ、６款農林水産業費ですけれど、これの１３節委託料の森林所有者意向調査準備業務ですが、これはどのような委託なのか教えてください。

○議長（井上光三君）

産業振興課長 依田正紀君。

○産業振興課長（依田正紀君）

ただいまの質問にお答えします。民有林の整備を行うために、今後、所有者の意向調査をするための準備ということになります。未整備箇所を把握するために、今まで紙ベースの台帳を、森林台帳システム化していくという委託になります。

○議長（井上光三君）

１３番 長澤健君。

○１３番議員（長澤健君）

再質問です。それは、今後、民有林も町のほうで管理をしていく考え方ですか。

○議長（井上光三君）

産業振興課長 依田正紀君。

○産業振興課長（依田正紀君）

本年４月から始まりました森林環境譲与税を使いまして、民有林を整理していくということになりますので、今後、民有林の整備をしていきたいということでございます。

○議長（井上光三君）

１３番 長澤健君。

○１３番議員（長澤健君）

わかりました。次の質問に移ります。タブレット１７０ページ、７款商工費１９節の補助金で、産業立地事業奨励金交付事業。これはどのような事業か教えてください。

○議長（井上光三君）

産業振興課長 依田正紀君。

○産業振興課長（依田正紀君）

ただいまの質問にお答えします。産業立地事業奨励金補助金につきましては、事業者

が町内に新たに取得又は貸借した土地に家屋及び償却資産を新たに設置した場合に、奨励金として補助金を交付するということになっておりまして、平成30年度にヤマト運輸が町内に事業所を設けたということになりまして、ヤマト運輸の令和元年度の固定資産税額の相当額を、今後、令和元年から令和5年までの5年間、補助金として奨励金を交付するということになります。以上です。

○議長（井上光三君）

13番 長澤健君。

○13番議員（長澤健君）

わかりました。それではタブレットで171ページ、8款土木費、15節工事請負費の大柵大久保線道路改良工事、減額で350万。この道路、地元でも早く作ってほしいということで、住民に減額したと説明がしづらいんですけど、なぜ減額したのか教えてもらいたいと思います。

○議長（井上光三君）

土木整備課長 志村正史君。

○土木整備課長（志村正史君）

ただいまのご質問にお答えいたします。今回、道整備交付金事業につきましては、平林伊奈ヶ湖線と大柵大久保線を進めているわけですが、大柵大久保線につきましては、事業を推進するため、建物補償の算定業務をいっしに進めるために、工事請負費から組み替えて、そちらを優先し、委託料を増額し、工事請負額を減額したところでございます。以上です。

○議長（井上光三君）

13番 長澤健君。

○13番議員（長澤健君）

工事請負費の部分を、建物補償の委託の方に動かしたという考え方ですか。

○議長（井上光三君）

土木整備課長 志村正史君。

○土木整備課長（志村正史君）

工事請負費委託料ということで、予算を計上しておったわけですが、建物の補償算定業務を早期に進めるほうが良いということで、改良工事の工事請負費を減額し、大柵大久保線の補償算定業務を増額したところでございます。以上です。

○議長（井上光三君）

13番 長澤健君。

○13番議員（長澤健君）

ちなみにですけど、今回350万で、もしやったとしたら、どの辺を工事しようか思っていたんでしょうか。非常に交差点が変則になっていて、通りづらいというクレームが多いんですけど、そこの直しなのにかちょっと教えてください。

○議長（井上光三君）

土木整備課長 志村正史君。

○土木整備課長（志村正史君）

ただいまのご質問にお答えいたします。現在、大柵大久保線につきましては、用地の測量を進めております。ということから、まだ、それぞれの用地取得面積が確定していないことから、本来、用地を取得してから工事する部分について、予算を計上していたわけですが、それにつきましては交差点部分、今おっしゃられた交差点部分を改良する予定で予算を計上しておったんですが、1件の建物の移転の交渉が、まだ進展しないことから、その部分を別の建物の補償算定業務に振替させていただいたところです。以上です。

○議長（井上光三君）

13番 長澤健君。

○13番議員（長澤健君）

ぜひ、あそこは危ないので早めにつないでもらいたいと思います。では、タブレット174ページ。10款教育費、備品購入費でトレーニング機器購入107万8000円、これはどこへ納めるのですか。

○議長（井上光三君）

生涯学習課長 深澤千秋君。

○生涯学習課長（深澤千秋君）

ただいまの備品購入費でございますが、富士川町トレーニング室で使用をしておりましたレッグエクステンションが金属疲労ということで、修理が不能になってございます。そういったことから、新たにレッグエクステンションを1台、現在、指定管理しておりますブルーアースのトレーニング室へ配置するということでございます。以上です。

○議長（井上光三君）

13番 長澤健君。

○13番議員（長澤健君）

では、そのページの13款諸支出金ですけれど、森林環境譲与税基金費、今回、新たに条例で基金を設けるということになっている中で、実際、議会で可決していない時点で、ここに既に基金として載ってきているということで、この急いだ理由というのは、やっぱりここで基金に積み立てないと、国にその分を返さなければならないということで、今回急いでここに載せたという考えでしょうか。

○議長（井上光三君）

産業振興課長 依田正紀君。

○産業振興課長（依田正紀君）

ただいまの質問にお答えします。今回ここに積み立てでございます282万8000円につきましては、今年度、国からくる森林環境譲与税513万円で、本年度、使用する予定のものが既にございますので、その残りの282万8000円を積立金として計上させていただいております。以上です。

○議長（井上光三君）

13番 長澤健君。

○ 13 番議員（長澤健君）

わかるんですが、今回、まだ条例は制定されていない時点なので、ここで急いで載せなくても、次の定例会で、例えば、積み立てましょうという考え方でも間に合ったのかなというふうに思うんです。実際にまだ議会で条例も制定可決しないところで載せるとするのは、ちょっと先走っているのかと感じたのですが、今回、どうしても載せなければいけなかったんですか

○議長（井上光三君）

産業振興課長 依田正紀君。

○産業振興課長（依田正紀君）

特に急いでいるわけではなくて、既に513万円のうちの、6月補正をさせていただいたアドバイザーの保険料や賃金、今回提案させていただきました60万2000円の業務委託等を使わせていただいて、残高ということが分かっておりましたので、今回載せさせていただいております。特に急いでいるわけではございません。以上です。

○議長（井上光三君）

13番 長澤健君。

○ 13 番議員（長澤健君）

分かりました。本当でしたら、この議会で可決してからでよかったのかなと思いましたので。以上です。

○議長（井上光三君）

ほかに質疑ありませんか。

3番 笹本壽彦君。

○ 3 番議員（笹本壽彦君）

10款教育費、1項教育総務費、タブレット172ページ。備品購入費の1564万6000円、給食配送車についてですが、当然ですが、これは1台ということですね。

○議長（井上光三君）

教育総務課長 中込浩司君。

○教育総務課長（中込浩司君）

ただいまの質問についてお答えいたします。車両といたしましては、町内5つの学校に配送する関係で、1台ではちょっと時間的に、同じ時刻の給食材料を運ぶのが難しいということから、今回2台の購入で予算の計上させていただいております。以上です。

○議長（井上光三君）

3番 笹本壽彦君。

○ 3 番議員（笹本壽彦君）

そうしますと、私がちょっと調べた限りでは比較的安い金額。1台当たり安い金額になろうかと思うんですが、その車両で温かいものが温かく、冷たいものは冷たく、責任を持って運べるというレベルの車両になりますか。

○議長（井上光三君）

教育総務課長 中込浩司君。

○教育総務課長（中込浩司君）

ただいまの質問につきましてお答えいたします。車両自体は、いわゆる宅配業者と同じようなアルミの２トントラックになります。その中で、保温の効果を施しながら、あのワゴンの中に温かい給食の材料につきましては食缶に入れる、冷たいものは同じような食缶に入れるという形で、各学校へ配付させていただきます。以上です。

○議長（井上光三君）

３番 笹本壽彦君。

○３番議員（笹本壽彦君）

そうしますと、例えば温かいものを運んでも、その学校でまた温め直すという必要が出てこないのでしょうか。

○議長（井上光三君）

教育総務課長 中込浩司君。

○教育総務課長（中込浩司君）

ただいまの質問につきましてお答えいたします。給食が出来上がる時間帯、１１時を回ったころになりますが、その状態で作ったばかりのおかず等を、そのままの保温の機能がつきます食缶に入れて運びますので、再度加熱とか冷やすという措置はなく、各学校へ届けることができます。以上です。

○議長（井上光三君）

３番 笹本壽彦君。

○３番議員（笹本壽彦君）

わかりました。

○議長（井上光三君）

ほかに質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上をもって議案第７５号から第７８号について、質疑を終わります。

○議長（井上光三君）

日程第２０ 議案第７９号 町民体育館解体工事請負変更契約の締結について
を議題とします。

これから、議案第７９号について質疑を行います
質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第７９号について質疑を終わります。

これから、議案第７９号について討論を行います
討論はありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

以上をもって、議案第 79 号について討論を終わります。

これから、日程第 20 議案第 79 号について採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、

ご異議ありませんか。

(異議なしの声。)

異議なしと認めます。

したがって、議案第 79 号は原案のとおり可決されました。

○議長（井上光三君）

日程第 21 認定第 1 号 平成 30 年度富士川町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算
認定について

日程第 22 認定第 2 号 平成 30 年度富士川町水道事業会計決算認定について

以上の 2 議案は、決算認定案件でありますので、一括して議題とします。

なお、本案は決算特別委員会に付託しましたので質疑は、大綱のみに留めてください。

これから、認定第 1 号 及び第 2 号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上をもって、認定第 1 号及び第 2 号について質疑を終わります。

○議長（井上光三君）

日程第 23 認定第 3 号 富士川町道路線の認定について

日程第 24 認定第 4 号 富士川町道路線の廃止について

以上の 2 議案は、道路認定 及び廃止案件でありますので、一括して議題とします。

これから、認定第 3 号 及び第 4 号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上をもって、認定第 3 号及び第 4 号について質疑を終わります。

○議長（井上光三君）

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会とします。

起立願います。相互に礼。ご苦労さまでした。

散会 午前 10 時 57 分

令和元年

富士川町議会 9 月定例会

9月20日

令和元年第3回富士川町議会定例会（4日目）

令和元年9月20日
午前10時00分開議
於 議 場

1 議事日程

- | | | |
|---------|-----------|---|
| 日程第 1 | 諸般の報告 | |
| 日程第 2 | 請願第 1 号 | 子どもたちに豊かな教育を実現するための教職員定数改善及び少人数学級推進に関する請願書について |
| 日程第 3 | 議案第 6 4 号 | 富士川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第 6 5 号 | 富士川町森林環境譲与税基金条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第 6 6 号 | 富士川町印鑑条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 6 | 議案第 6 7 号 | 富士川町児童クラブ条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 7 | 議案第 6 8 号 | 富士川町水道事業給水条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 8 | 議案第 6 9 号 | 富士川町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 9 | 議案第 7 0 号 | 富士川町道の道路構造に関する技術的基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 1 0 | 議案第 7 1 号 | 富士川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 1 1 | 議案第 7 2 号 | 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について |
| 日程第 1 2 | 議案第 7 3 号 | 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例について |
| 日程第 1 3 | 議案第 7 4 号 | 富士川町ふれあいプラザ条例及び富士川町高齢者ふれあいセンター条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 1 4 | 議案第 7 5 号 | 令和元年度富士川町一般会計補正予算（第2号） |
| 日程第 1 5 | 議案第 7 6 号 | 令和元年度富士川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第 1 6 | 議案第 7 7 号 | 令和元年度富士川町介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第 1 7 | 議案第 7 8 号 | 令和元年度富士川町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第 1 8 | 認定第 1 号 | 平成30年度富士川町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 1 9 | 認定第 2 号 | 平成30年度富士川町水道事業会計決算認定について |
| 日程第 2 0 | 認定第 3 号 | 富士川町道路線の認定について |

- 日程第 2 1 認定第 4 号 富士川町道路線の廃止について
- 日程第 2 2 発議第 1 号 議員派遣の件
- 日程第 2 3 意見書案第 2 号 子どもたちに豊かな教育を実現するための教職員定数改善及び少人数学級推進に関する意見書提出について
- 日程第 2 4 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査申出書について
- 日程第 2 5 教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査申出書について
- 日程第 2 6 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書について

2 出席議員は次のとおりである。(12名)

1 番	秋 山 仁	2 番	樋 口 正 訓
3 番	笹 本 壽 彦	4 番	井 上 和 男
5 番	望 月 眞	6 番	秋 山 稔
8 番	小 林 有紀子	10 番	青 柳 光 仁
11 番	堀 内 春 美	12 番	鮫 田 洋 平
13 番	長 澤 健	14 番	井 上 光 三

3 欠席議員

7 番	成 田 守	9 番	深 澤 公 雄
-----	-------	-----	---------

4 会議録署名議員

8 番	小 林 有紀子	11 番	堀 内 春 美
-----	---------	------	---------

5 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(18人)

町	長	志村	学	副町	長	齋藤	靖
教	育	長	野中正人	會計	管理	者	内田一志
政策	秘書課	長	秋山佳史	財務	課	長	秋山忠
管財	課	長	樋口一也	稅務	課	長	遠藤悦美
防災	交通課	長	長澤康	町民	生活課	長	中込裕子
福祉	保健課	長	松井清美	子育て	支援課	長	佐藤洋子
産業	振興課	長	依田正紀	都市	整備課	長	河原恵一
土木	整備課	長	志村正史	上下	水道課	長	原田和佳
教育	總務課	長	中込浩司	生涯	學習課	長	深澤千秋

6 職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長 早川 竜一
書 記 中沢 美和子

開会 午前10時00分

○議長（井上光三君）

開会の前に、相互にあいさつを交わします。

起立願います。相互に礼。着席願います。

○議長（井上光三君）

令和元年 第3回富士川町議会定例会 4日目の本会議に、議員各位には大変お忙しいところ、ご出席いただき誠にありがとうございます。

また、本会議及び委員会において慎重にご審議をいただきました、第3回定例会も本日が最終日となります。引き続きご審議の程よろしく願います。

ただいまの出席議員は12名であります。

なお、7番 成田守君から欠席届の提出がありましたので報告します。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長（井上光三君）

日程第1 諸般の報告

この際、議案の審議に先立ちまして諸般の報告を行います。

議長から報告します。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

なお、本日追加案件として議員派遣案1件、意見書案1件、閉会中の継続調査申出書3件が提案されています。ご審議をよろしく願います。

○議長（井上光三君）

日程第2 請願第1号 子どもたちに豊かな教育を実現するための教職員定数改善及び少人数学級推進に関する請願についてを議題とします。

去る、9月6日の本会議において、教育厚生常任委員会に付託しました請願第1号について委員長の報告を求めます。

8番 小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

————— 請願審査報告書の朗読 —————

○議長（井上光三君）

以上で、教育厚生常任委員長の報告が終わりました。

小林委員長、その場でしばらくお待ちください。

これから、請願第1号について質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上をもって、請願第1号の委員会審査報告について質疑を終わります。小林委員長ご苦

労さまでした。自席にお戻りください。

これから、請願第1号について討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論なしと認めます。

以上をもって、請願第1号について討論を終わります

これから、日程第2 請願第1号について採決します

お諮りします。

請願第1号に対する委員会審査報告は、「採択」とするものです。

委員会審査報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は委員会審査報告のとおり採択とすることに決定しました。

○議長（井上光三君）

日程第3 議案第64号 富士川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

日程第4 議案第65号 富士川町森林環境譲与税基金条例の制定について

以上の2議案は、条例制定案件でありますので一括して議題とします。

去る、9月10日の本会議において総務産業建設常任委員会に付託しました議案第64号及び第65号について副委員長の報告を求めます。

2番 樋口正訓君。

○2番議員（樋口正訓君）

————— 委員会審査報告書の朗読 —————

○議長（井上光三君）

以上で、総務産業建設常任委員会副委員長からの報告が終わりました。

樋口副委員長、その場でしばらくお待ちください。

これから、議案第64号及び第65号の委員会審査報告について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第64号及び第65号の委員会審査報告に対する質疑を終わります。

樋口副委員長、ご苦労様でした。自席にお戻りください。

これから、議案第64号及び第65号について一括して討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論なしと認めます。

以上をもって、議案第64号及び第65号について討論を終わります

これから、日程第3議案第64号及び日程第4議案第65号について一括して採決します。
お諮りします。

議案第64号及び第65号に対する、委員会審査報告は「可決」とするものです。

本案は、委員会審査報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第64号及び第65号は委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長（井上光三君）

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 5 | 議案第66号 | 富士川町印鑑条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 6 | 議案第67号 | 富士川町児童クラブ条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 7 | 議案第68号 | 富士川町水道事業給水条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 8 | 議案第69号 | 富士川町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 9 | 議案第70号 | 富士川町道の道路構造に関する技術的基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第10 | 議案第71号 | 富士川町 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第11 | 議案第72号 | 成年被後見人等の権利の権限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について |
| 日程第12 | 議案第73号 | 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例について |
| 日程第13 | 議案第74号 | 富士川町ふれあいプラザ条例及び富士川町高齢者ふれあいセンター条例の一部を改正する条例について |

以上の9議案は条例改正案件でありますので、一括して議題とします。

これから、議案第66号から第74号について一括して討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論なしと認めます。

以上をもって、議案第66号から第74号について討論を終わります。

これから、日程第5議案第66号から日程第13議案第74号について一括して採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 6 号から 第 7 4 号は原案のとおり可決されました。

○議長（井上光三君）

日程第 1 4 議案第 7 5 号 令和元年度富士川町一般会計補正予算（第 2 号）

日程第 1 5 議案第 7 6 号 令和元年度富士川町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 1 6 議案第 7 7 号 令和元年度富士川町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 1 7 議案第 7 8 号 令和元年度富士川町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

以上の 4 議案は、補正予算案件でありますので一括して議題とします。

これから、議案第 7 5 号から第 7 8 号について一括して討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

以上をもって、議案第 7 5 号から第 7 8 号について討論を終わります。

これから、日程第 1 4 議案第 7 5 号から日程第 1 7 議案第 7 8 号について一括して採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の 声 ）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 7 5 号から第 7 8 号は原案のとおり可決されました。

○議長（井上光三君）

日程第 1 8 認定第 1 号 平成 3 0 年度 富士川町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定
について

日程第 1 9 認定第 2 号 平成 3 0 年度富士川町水道事業会計決算認定について

以上の、平成 3 0 年度決算認定につきましては、去る 9 月 6 日の本会議で決算特別委員会に付託しましたので、委員長に審査の報告を求めます。

1 2 番 鮫田洋平君

○ 1 2 番議員（鮫田洋平君）

————— 委員会審査報告書 —————

○議長（井上光三君）

以上で、決算特別委員会委員長の報告が終わりました。

鮫田委員長、その場でしばらくお待ちください。

この議題については、質疑と討論を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし。の 声 ）

異議なしと認めます。

したがって、認定第 1 号及び第 2 号については質疑と討論を省略します。

鮫田委員長、ご苦労さまでした。自席にお戻りください
これから、日程第18 認定第1号について採決します。
お諮りします。

この決算に対する委員会審査報告は、「認定」とするものです。
委員会審査報告のとおり認定とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第1号は原案のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第19 認定第2号について採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員会審査報告は、「認定」とするものです。
委員会審査報告のとおり認定とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第2号は原案のとおり認定することに決定しました。

○議長 (井上光三君)

日程第20 認定第3号 富士川町道路線の認定について

日程第21 認定第4号 富士川町道路線の廃止について

以上の2議案は、道路認定及び廃止案件決算認定案件でありますので、一括して議題とします。

これから認定第3号及び第4号について一括して討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論なしと認めます。

以上をもって、認定第3号及び第4号について討論を終わります。

これから、日程第20 認定第3号及び日程第21 認定第4号について一括して採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

したがって、認定第3号及び第4号は原案のとおり認定することに決定しました。

○議長 (井上光三君)

日程第22 発議第1号 議員派遣の件を議題とします。

提出者長澤健君から、本案について提案理由の説明を求めます。

13番 長澤健君。

○13番議員 (長澤健君)

————— 提案理由の説明 —————

○議長（井上光三君）

以上で、発議第1号の提案理由の説明が終わりました

長澤議員、しばらくお待ちください。

この議題については、質疑と討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって、発議第1号については質疑と討論を省略します。

長澤議員、ご苦労様でした。自席にお戻りください。

これから、日程第22 発議第1号について採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（井上光三君）

日程第23 意見書案第2号 子どもたちに 豊かな教育を 実現するための教職員定数改善
及び少人数学級推進に関する意見書提出についてを議題とします。

意見書案第2号の提出者に、趣旨説明を求めます。

8番 小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

————— 意見書案の提案理由朗読説明 —————

○議長（井上光三君）

以上で、提出者の趣旨説明が終わりました。

小林委員長、その場でしばらくお待ちください。

これから、意見書案第2号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上をもって、意見書案第2号について質疑を終わります。

小林委員長、ご苦労さまでした。自席にお戻りください。

これから、日程第23 意見書案第2号について討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

以上をもって、意見書案第2号について討論を終わります。

これから、日程第23 意見書案第2号について採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって、意見書案第２号は原案のとおり可決されました。

○議長（井上光三君）

日程第２４ 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査申出書について

日程第２５ 教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査申出書について

日程第２６ 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書について

以上の３議案は、閉会中の継続調査案でありますので、一括して議題とします。

総務産業建設常任委員会副委員長及び教育厚生常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長から、会議規則第７５条の規定により、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

本案は申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（井上光三君）

以上をもちまして、本定例会の議事日程は全て終了しました。

平成３０年度の決算認定案など重要案件を熱心にご審議いただき、ここに無事閉会出来ることを厚くお礼申し上げます。

また、町長をはじめ町の執行部各位には、議案説明、決算特別委員会の審査等にご協力をいただき、ありがとうございました。

これから秋に向け、多くの各種行事が催される時期となります。何かとご多忙のことと存じますが、健康には十分留意されまして、町政の推進になお一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げ、令和元年 第３回富士川町議会定例会を閉会します。

起立願います。相互に礼、ご苦労さまでした。

散会 午前１０時３１分